

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2019年4月1日
第152期 (2020年3月期) 至 2020年3月31日

オリンパス株式会社

(E02272)

目 次

第152期(2020年3月期) 有価証券報告書	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	12
第2 【事業の状況】	13
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	13
2 【事業等のリスク】	16
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	20
4 【経営上の重要な契約等】	27
5 【研究開発活動】	28
第3 【設備の状況】	29
1 【設備投資等の概要】	29
2 【主要な設備の状況】	30
3 【設備の新設、除却等の計画】	34
第4 【提出会社の状況】	36
1 【株式等の状況】	36
2 【自己株式の取得等の状況】	43
3 【配当政策】	44
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	45
第5 【経理の状況】	91
1 【連結財務諸表等】	92
2 【財務諸表等】	165
第6 【提出会社の株式事務の概要】	180
第7 【提出会社の参考情報】	181
1 【提出会社の親会社等の情報】	181
2 【その他の参考情報】	181
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	182

監査報告書

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年7月6日

【事業年度】 第152期(2020年3月期) (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 オリンパス株式会社

【英訳名】 OLYMPUS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役 代表執行役 社長兼CEO 竹内 康雄

【本店の所在の場所】 東京都八王子市石川町2951番地

【電話番号】 東京3340局2111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部門バイスプレジデント 青柳 隆之

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 新宿モノリス

【電話番号】 東京3340局2111番(代表)

【事務連絡者氏名】 IR部門バイスプレジデント 櫻井 隆明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準			
	第149期	第150期	第151期	第152期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	740,557	786,497	793,862	797,411
税引前利益 (百万円)	62,481	76,665	20,117	77,798
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	42,783	57,064	8,147	51,670
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	35,026	61,234	8,094	33,284
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	394,751	442,793	441,193	370,747
総資産額 (百万円)	960,032	978,663	932,030	1,015,663
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	288.36	324.25	323.06	288.39
基本的1株当たり当期利益 (円)	31.25	41.71	5.97	39.37
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	31.24	41.69	5.96	39.36
親会社所有者帰属持分比率 (%)	41.1	45.2	47.3	36.5
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	11.3	13.6	1.8	12.7
株価収益率 (倍)	34.24	24.21	201.34	39.67
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	102,052	95,146	66,943	133,544
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△20,814	△53,312	△60,296	△62,430
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△43,615	△51,058	△82,948	△19,462
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	199,465	191,239	114,563	162,717
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	34,687 (1,298)	35,933 (1,511)	35,124 (1,396)	35,174 (1,437)

(注) 1 売上高には、消費税等は含んでいません。

2 連結経営指標等の従業員数については、平均臨時雇用者数を () 外数で記載しています。

3 第150期(2018年3月期)より国際会計基準(以下、「IFRS」)に基づいて連結財務諸表を作成しています。

4 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。第149期(2017年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期利益」及び「希薄化後1株当たり当期利益」は、株式分割後の数値を表示しています。

回次	日本基準		
	第148期	第149期	第150期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
売上高 (百万円)	804,578	743,803	788,996
経常利益 (百万円)	90,898	57,183	61,315
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	62,594	71,461	46,184
包括利益 (百万円)	30,346	46,694	63,356
純資産額 (百万円)	384,283	393,097	442,951
総資産額 (百万円)	1,000,614	938,896	967,637
1株当たり純資産額 (円)	279.31	287.15	324.37
1株当たり当期純利益金額 (円)	45.73	52.20	33.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	45.71	52.18	33.74
自己資本比率 (%)	38.2	41.7	45.6
自己資本利益率 (%)	17.0	19.2	11.1
株価収益率 (倍)	23.90	20.50	29.92
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	48,621	98,587	84,846
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△52,897	△16,698	△43,012
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△33,870	△44,244	△51,058
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	166,323	199,431	191,205
従業員数 (名) (外、平均臨時雇用者数)	33,336 (1,257)	34,687 (1,298)	35,933 (1,511)

- (注) 1 連結経営指標等の従業員数については、平均臨時雇用者数を () 外数で記載しています。
- 2 第149期(2017年3月期)及び第150期(2018年3月期)の日本基準による諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。
- 3 第149期(2017年3月期)の各数値については、第150期(2018年3月期)からIFRSを適用していることに鑑み、主要な海外子会社についてIFRS適用を反映した遡及適用後の日本基準に基づく連結決算数値を記載しています。
- 4 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。第148期(2016年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、株式分割後の数値を表示しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	407,776	367,111	377,538	376,812	375,258
経常利益 (百万円)	66,386	78,543	14,090	43,984	13,266
当期純利益 (百万円)	102,968	99,375	15,179	30,223	9,861
資本金 (百万円)	124,520	124,520	124,560	124,606	124,643
発行済株式総数 (千株)	342,672	342,672	342,691	342,713	1,370,915
純資産額 (百万円)	372,642	450,993	455,372	471,411	376,219
総資産額 (百万円)	787,249	805,327	786,533	745,793	771,026
1株当たり純資産額 (円)	271.90	329.04	333.07	344.80	292.24
1株当たり配当額 (円)	17.00	28.00	28.00	30.00	10.00
(内、1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	75.22	72.59	11.10	22.13	7.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	75.19	72.56	11.09	22.12	7.51
自己資本比率 (%)	47.3	55.9	57.8	63.1	48.7
自己資本利益率 (%)	27.7	22.1	3.3	6.5	2.3
株価収益率 (倍)	14.5	14.7	91.0	54.3	208.0
配当性向 (%)	5.7	9.6	63.0	135.6	133.2
従業員数 (名)	6,492	6,283	6,926	7,024	7,146
株主総利回り (%)	98.4	96.9	92.1	110.0	143.1
(比較指標：TOPIX(配当込み)) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	5,040	4,725	4,660	5,100 ※1,235	2,148
最低株価 (円)	3,595	3,145	3,600	3,035 ※1,185	1,156

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。第148期(2016年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、株式分割後の数値を表示しています。

3 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

4 ※印は、株式分割による権利落後の株価であります。

2 【沿革】

年月	沿革
1919年10月	東京都渋谷区幡ヶ谷において顕微鏡の国産化とその他光学機械の製作を目的として株式会社高千穂製作所を設立
1936年4月	写真機の製造を開始
1942年6月	高千穂光学工業株式会社に商号変更
1944年2月	長野県伊那市に伊那工場（現 長野事業場）を新設
1949年1月	オリンパス光学工業株式会社に商号変更
1949年5月	東京証券取引所に株式を上場
1952年5月	医療機器の製造を開始
1955年5月	株式会社高千穂商会の経営に参加、写真機の国内販売を強化
1960年10月	測定機の製造を開始
1963年8月	東京都八王子市に八王子事業場（現 技術開発センター石川）を新設
1964年5月	Olympus Optical Co. (Europa) GmbH（現 連結子会社Olympus Europa SE & Co. KG）を設立、欧州における当社製品の販売を強化（以後、欧州各地に製造・販売拠点を設ける）
1968年1月	Olympus Corporation of America（現 連結子会社Olympus America Inc.）を設立、米国における顕微鏡・医療機器の販売を強化
1969年5月	オリンパス精機株式会社（現 連結子会社会津オリンパス株式会社）を設立（以後、国内各地に製造関係会社を設ける）
1977年3月	Olympus Camera Corporation（現 連結子会社Olympus America Inc.）を設立、米国における写真機の販売を強化
1980年2月	東京都新宿区西新宿に本社事務所を移転
1981年11月	長野県上伊那郡に辰野事業場（現 長野事業場）を新設
1988年2月	東京都八王子市に技術開発センター宇津木を新設
1990年6月	Olympus USA Incorporated（現 連結子会社Olympus Corporation of the Americas）を設立、米国における事業基盤を強化
1993年4月	東京都西多摩郡に日の出工場を新設（八王子工場を移転）
2003年10月	オリンパス株式会社に商号変更
2004年10月	映像事業および医療事業をオリンパスイメージング株式会社およびオリンパスメディカルシステムズ株式会社（現 連結子会社）に会社分割
2005年6月	Olympus NDT Corporation（現 連結子会社Olympus Scientific Solutions Americas Corp.）を設立、非破壊検査事業を強化
2008年2月	Gyrus Group PLC（現 連結子会社Gyrus Group Limited）を買収し、医療事業における外科分野を強化
2011年4月	Olympus Corporation of Asia Pacific Limited（現 連結子会社）をアジア・オセアニアの統括会社とし、同地域における事業基盤を強化
2011年10月	オリンパスオプトテクノロジー株式会社と株式会社岡谷オリンパスを合併、長野オリンパス株式会社（現 連結子会社）とする
2015年4月	当社を吸収分割承継会社とするオリンパスメディカルシステムズ株式会社の吸収分割および当社とオリンパスイメージング株式会社の合併により、医療事業および映像事業を当社に吸収
2016年4月	東京都八王子市に本店所在地を変更
2020年4月	当社医療分野における品質法規制機能の強化を目的に、研究開発・製造・修理企画等の一部機能をオリンパスメディカルシステムズ株式会社に吸収分割

3 【事業の内容】

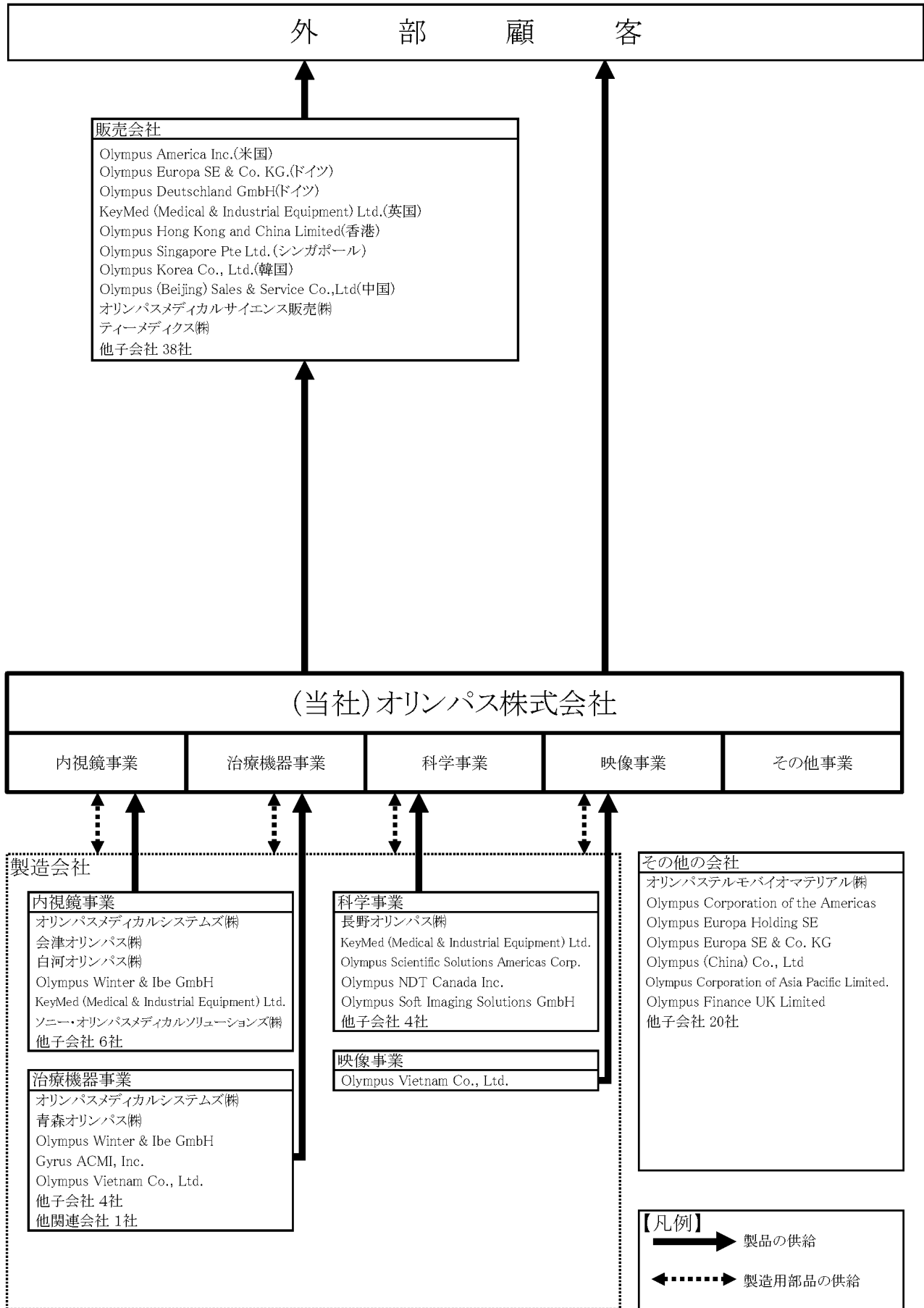
当社グループは、オリンパス株式会社（当社）、子会社90社および関連会社2社で構成されており、内視鏡、治療機器、科学、映像およびその他製品の製造販売を主な事業とし、さらに各事業に関連する持株会社および金融投資等の事業活動を展開しています。

次の5事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. 事業セグメント」に掲げるセグメントの区分と同一です。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しています。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. 事業セグメント」をご参照ください。

区分	主要製品及び事業の内容	主要な会社名
内視鏡	消化器内視鏡、外科内視鏡、内視鏡システム、修理サービス	当社 (連結子会社) オリンパスメディカルシステムズ㈱、 オリンパスメディカルサイエンス販売㈱、 会津オリンパス㈱、白河オリンパス㈱、ティーメディクス㈱、 Olympus America Inc.、Olympus Europa SE & Co. KG、 Olympus Deutschland GmbH KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd. Olympus Winter & Ibe GmbH、 Olympus (Beijing) Sales & Service Co.,Ltd.、 Olympus Korea Co., Ltd.、Olympus Singapore Pte. Ltd. (関連会社) ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ㈱
治療機器	内視鏡処置具、エネルギー・デバイス、泌尿器科・婦人科及び耳鼻咽喉科製品	当社 (連結子会社) オリンパスメディカルシステムズ㈱、 オリンパスメディカルサイエンス販売㈱、 青森オリンパス㈱、ティーメディクス㈱、 Olympus America Inc.、Olympus Europa SE & Co. KG、 Olympus Deutschland GmbH Gyrus ACMI, Inc.、Olympus Winter & Ibe GmbH、 Olympus (Beijing) Sales & Service Co.,Ltd.、 Olympus Korea Co., Ltd.、Olympus Singapore Pte. Ltd. Olympus Vietnam Co.,Ltd.
科学	生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器	当社 (連結子会社) オリンパスメディカルサイエンス販売㈱、長野オリンパス㈱、 Olympus America Inc.、Olympus NDT Canada Inc.、 Olympus Scientific Solutions Americas Corp.、 Olympus Europa SE & Co. KG、 KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd.、 Olympus Soft Imaging Solutions GmbH、 Olympus Singapore Pte. Ltd.
映像	デジタルカメラ、録音機	当社 (連結子会社) Olympus America Inc.、Olympus Europa SE & Co. KG、 Olympus Hong Kong and China Limited、 Olympus Korea Co., Ltd. Olympus Vietnam Co.,Ltd.
その他	生体材料 他	当社 (連結子会社) オリンパステルモバイオマテリアル㈱
共通	持株会社、金融投資	当社 (連結子会社) Olympus Corporation of the Americas、 Olympus Europa Holding SE、Olympus Europa SE & Co. KG、 Olympus (China) Co.,Ltd.、 Olympus Corporation of Asia Pacific Limited.、 Olympus Finance UK Limited

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりです。



(注) 1 Olympus Finance UK Limitedは、2020年4月1日付で社名をOlympus Global Treasury Services Limitedに変更しています。

4 【関係会社の状況】

(2020年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容				
					役員の兼 務等		資金援助貸 付金	営業上の 取引	主要な損益情 報等 (1) 売上高 (2) 営業利益 (3) 当期利益 (4) 資本合計 (5) 資産合計 (百万円)
					提出 会社 役員	提出 会社 社員			
(連結子会社) オリンパスメディカル システムズ㈱ (注) 2	東京都渋谷区	90百万円	内視鏡事業及び 治療機器事業製 品の製造	100	あり	あり	なし	当社製品 の製造	
会津オリンパス㈱ (注) 2	福島県 会津若松市	214百万円	内視鏡事業製品 の製造	100	あり	あり	なし	当社製品 の製造	
青森オリンパス㈱ (注) 2	青森県黒石市	26百万円	治療機器事業製 品の製造	100	あり	あり	なし	当社製品 の製造	
長野オリンパス㈱ (注) 2	長野県上伊那 郡辰野町	100百万円	科学事業製品の 製造	100	あり	あり	なし	当社製品 の製造	
白河オリンパス㈱ (注) 2	福島県西白河 郡西郷村	80百万円	内視鏡事業製品 の製造	100	あり	あり	なし	当社製品 の製造	
オリンパスメディカル サイエンス販売㈱ (注) 2	東京都新宿区	96百万円	内視鏡事業、治 療機器事業及び 科学事業製品の 販売	100	あり	あり	なし	当社製品 の販売	
オリンパス ロジテックス㈱	神奈川県相模 原市南区	20百万円	運送業	100	あり	あり	なし	運送及び 保管業務 の委託	
オリンパス システムズ㈱	東京都渋谷区	80百万円	情報サービス	100	あり	あり	なし	ソフトウ ェアの開 発を委託	
オリンパステルモバイオ マテリアル㈱	東京都渋谷区	72百万円	再生医療に関す る研究開発	66.6	あり	あり	なし	生体材料 製品の製 造及び販 売の開発	
ティーメディクス㈱	東京都新宿区	50百万円	内視鏡事業製品 の賃貸	100	あり	あり	なし	当社製品 の販売	

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼務等		資金援助貸付金	営業上の取引	主要な損益情報等 (1) 売上高 (2) 営業利益 (3) 当期利益 (4) 資本合計 (5) 資産合計 (百万円)
					提出会社役員	提出会社社員			
Olympus Corporation of the Americas (注) 2	Pennsylvania, U. S. A.	15千米ドル	米州の関係会社に対する総合経営企画及び金融支援を行う持株会社	100	あり	あり	なし	当社製品の販売	
Olympus America Inc. (注) 1、3	Pennsylvania, U. S. A.	1千米ドル	内視鏡事業、治療機器事業及び科学事業製品の販売	100 (100)	なし	なし	なし	当社製品の販売	(1) 249,959 (2) 15,013 (3) 10,484 (4) 73,769 (5) 152,005
Olympus Latin America, Inc. (注) 1	Florida, U. S. A.	0千米ドル	内視鏡事業、治療機器事業及び科学事業製品の販売	100 (100)	なし	あり	なし	当社製品の販売	
Gyrus ACMI, Inc. (注) 1、2	Massachusetts, U. S. A.	1千米ドル	治療機器事業製品の製造	100 (100)	なし	あり	なし	なし	
Gyrus ACMI LP (注) 1	Minnesota, U. S. A.	0千米ドル	治療機器事業製品の製造	100 (100)	なし	なし	なし	なし	
Olympus Scientific Solutions Americas Corp. (注) 1	Massachusetts, U. S. A.	40,000千米ドル	科学事業製品の製造	100 (100)	なし	あり	なし	当社製品の製造	
Olympus Scientific Solutions Technologies Inc. (注) 1	Massachusetts, U. S. A.	7,725千米ドル	科学事業製品の製造	100 (100)	なし	なし	なし	当社製品の輸入販売	
Olympus NDT Canada Inc. (注) 1	Québec, Canada	21,688千カナダドル	科学事業製品の製造	100 (100)	なし	なし	なし	当社製品の製造	
Olympus Europa Holding SE	Hamburg, Germany	1,000千ユーロ	欧州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社	100	あり	あり	なし	なし	
Olympus Europa SE & Co. KG (注) 1、2	Hamburg, Germany	100,000千ユーロ	持株会社並びに内視鏡事業、治療機器事業、科学事業及び映像事業製品の販売	100 (100)	なし	なし	なし	当社製品の販売	
Olympus Soft Imaging Solutions GmbH (注) 1	Munster, Germany	1,400千ユーロ	情報サービス及びシステム開発	100 (100)	なし	あり	なし	ソフトウェアの開発を委託	
Olympus Deutschland GmbH (注) 1	Hamburg, Germany	10,100千ユーロ	内視鏡事業、治療機器事業、科学事業及び映像事業製品の販売	100 (100)	なし	なし	なし	当社製品の販売	
Olympus France S. A. S. (注) 1	Rungis Cedex, France	3,914千ユーロ	内視鏡事業、治療機器事業、科学事業及び映像事業製品の販売	100 (100)	なし	なし	なし	当社製品の販売	

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容				
					役員の兼務等		資金援助貸付金	営業上の取引	主要な損益情報等 (1) 売上高 (2) 営業利益 (3) 当期利益 (4) 資本合計 (5) 資産合計 (百万円)
					提出会社役員	提出会社社員			
Olympus Winter & Ibe GmbH (注) 1	Hamburg, Germany	8,182千ユーロ	内視鏡事業及び治療機器事業製品の製造	100 (100)	なし	あり	なし	当社製品の製造	
KeyMed(Medical & Industrial Equipment) Ltd. (注) 1	Essex, U. K.	10千英ポンド	内視鏡事業及び科学事業製品の販売及び製造	100 (100)	なし	なし	なし	当社製品の製造及び販売	
Gyrus Group Limited (注) 1	London, U. K.	177,731千米ドル	欧州域外の子会社の資金管理	100 (100)	なし	あり	なし	なし	
Olympus Finance UK Limited (注) 2、6	London, U. K.	266,693千英ポンド	グループ全体の資金管理	100	なし	あり	なし	なし	
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited (注) 2	香港	1,729,704千香港ドル	アジア域内の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社	100	なし	あり	なし	なし	
Olympus Hong Kong and China Limited (注) 1、2	香港	540,000千香港ドル	内視鏡事業、治療機器事業、科学事業及び映像事業製品の販売並びに科学事業及び映像事業製品の製造	100 (100)	なし	あり	なし	当社製品の製造及び販売	
Olympus (China) Co., Ltd. (注) 1	中国北京市	31,000千米ドル	中国国内の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社	100 (100)	なし	あり	なし	なし	
Olympus (Guangzhou) Industrial Co., Ltd. (注) 1	中国広州市	5,000千米ドル	内視鏡事業及び科学事業製品の製造	100 (100)	なし	あり	なし	当社製品の製造	
Olympus (Beijing) Sales & Service Co., Ltd. (注) 1、3	中国北京市	5,000千米ドル	内視鏡事業、治療機器事業及び科学事業製品の販売	100 (100)	なし	あり	なし	当社製品の販売	(1) 93,865 (2) 13,888 (3) 10,227 (4) 13,839 (5) 35,990
Olympus Trading (Shanghai) Limited (注) 1、2	中国上海市	1,000千米ドル	内視鏡事業、治療機器事業及び科学事業製品の販売	100 (100)	なし	あり	なし	当社製品の輸入販売	
Olympus Korea Co., Ltd.	大韓民国ソウル市	18,000百万韓国ウォン	内視鏡事業、治療機器事業、科学事業及び映像事業製品の販売	100	なし	あり	設備投資資金 446百万円貸付	当社製品の販売	

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容				
					役員の兼務等		資金援助貸付金	営業上の取引	主要な損益情報等 (1) 売上高 (2) 営業利益 (3) 当期利益 (4) 資本合計 (5) 資産合計 (百万円)
					提出会社役員	提出会社社員			
Olympus Singapore Pte Ltd. (注) 1	Singapore	330千シンガポールドル	内視鏡事業、治療機器事業及び科学事業製品の販売	100 (100)	なし	あり	なし	当社製品の販売	
Olympus Vietnam Co., Ltd.	Vietnam	24,000米ドル	治療機器事業及び映像事業製品の製造	100	なし	あり	なし	当社製品の製造	
Olympus Australia Pty Ltd. (注) 1	Victoria, Australia	7,928千オーストラリアドル	内視鏡事業、治療機器事業及び科学事業製品の販売	100 (100)	なし	あり	なし	当社製品の販売	
その他53社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社)									
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株) (注) 4	東京都八王子市	50百万円	内視鏡事業製品の開発	49	あり	あり	運転資金 6,468百万円貸付	当社製品の開発	
その他1社	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 議決権に対する所有割合欄の()内の数字は間接所有割合(内数)です。
- 2 特定子会社に該当します。
- 3 Olympus America Inc.及びOlympus (Beijing)Sales & Service Co.,Ltd.は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えています。
- 4 債務超過会社で債務超過の額は、2020年3月末時点で11,810百万円です。
- 5 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社は、ありません。
- 6 Olympus Finance UK Limitedは、2020年4月1日付で社名をOlympus Global Treasury Services Limitedに変更しています。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2020年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数（人）	
内視鏡	15,832	(558)
治療機器	7,757	(491)
科学	4,066	(192)
映像	4,531	(56)
その他	731	(41)
本社管理部門	2,257	(99)
合計	35,174	(1,437)

- (注) 1 従業員数は、就業人員数です。
 2 当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者を含む就業人員であり、臨時雇用者は年間の平均人員を（ ）外数で記載しています。
 3 当連結会計年度より開示セグメントを変更しております。

(2) 提出会社の状況

(2020年3月31日現在)

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
7,146	42.19	14.17	8,505,441

セグメントの名称	従業員数（人）
内視鏡	2,637
治療機器	943
科学	739
映像	400
その他	170
本社管理部門	2,257
合計	7,146

- (注) 1 従業員数は、就業人員数です。
 2 当社外への出向者は含まず、当社への出向受入者は含んでいます。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
 4 当事業年度より開示セグメントを変更しております。

(3) 労働組合の状況（2020年3月31日現在）

名 称 オリンパス労働組合
 労使関係 安定しており特記すべき事項はありません。
 組合員数 6,028人

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、事業活動を通じて、健康・安心・心の豊かさといった世界の人々、社会の根源的な要請に応え、広く社会に貢献するという考え方を経営理念の「私たちの存在意義」として「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」と示し、すべての活動の基本思想としています。

この基本思想のもと、当社グループはこれからも、経営理念実現のために、革新的な製品やサービスを社会に提供し、事業の持続的成長と企業価値向上に努めてまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、2019年11月に発表した中長期の経営戦略において、目標とする業績指標・財務ガイダンス参考指標を以下のとおり定めており、2023年3月期に営業利益率を20%超に改善することを目指しております。

・ 目標とする業績指標・財務ガイダンス参考指標

業績指標

	2023年3月期
営業利益率※	20%～

財務ガイダンス参考指標

	2023年3月期
フリーキャッシュフロー成長率※	20%～ (2020年3月期以降の年平均成長率)
ROIC※	20%～
EPS成長率※	25%～ (2020年3月期以降の年平均成長率)

※特殊要因調整後の水準

(3) 経営環境及び対処すべき課題

今後の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、経済活動の再開は段階的に進められているものの、全体として当面は極めて厳しい状況が見込まれています。加えて、長引く米中貿易摩擦や金融資本市場の変動等により、依然として景気の下振れリスクが残ります。また、わが国経済においても、世界経済と同様に、当面は厳しい状況が続くと想定されます。

このような状況のもと、当社は、2019年1月に公表いたしましたとおり、創立100周年の節目を迎える中で、真のグローバル・メドテックカンパニーへの飛躍を目指し、企業変革プラン「Transform Olympus」を策定し、1. グローバル・グループ経営執行体制の構築、2. 人事マネジメントのグローバル統一、3. 医療事業の再編成（「Transform Medical」）4. 取締役会メンバーの多様化、5. 指名委員会等設置会社への移行など、真のグローバル・メドテックカンパニーとして、当社グループの持続的な成長を可能とする基盤整備に取り組んでまいりました。2019年11月には、真のグローバル・メドテックカンパニーとしての飛躍を遂げる第一歩として、また、当社の企業理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」のもと、より競争力のある、ハイパフォーマンスな企業文化の醸成や、顧客価値の創造を目指し、中長期の経営戦略を発表いたしました。

当社は、「世界をリードするメドテックカンパニーへと成長し、革新的な価値によって患者様や医療従事者などの顧客、医療機関、医療経済にベネフィットをもたらし、世界の人々の健康に貢献する」ことを本経営戦略における戦略的目標とし、事業の成長・収益性向上のためのコア要素を、以下のとおり定めております。

(事業の成長・収益性向上のためのコア要素)

① 事業ポートフォリオの選択と集中

当社の主要な事業は、(i)内視鏡事業、(ii)治療機器事業、(iii)科学事業及び(iv)映像事業になりますが、(i)内視鏡事業や(ii)治療機器事業が属する医療市場は、全体として高い成長性や収益性を有することに加えて、当社の事業としても持続的な成長及び高い収益性を示しております。この点を踏まえ、定期的に全社の事業ポートフォリオを見直す中で、更なる成長が見込まれる、(i)内視鏡事業及び(ii)治療機器事業に対して、今後も積極的に経営資源を投入してまいります。

2020年6月24日には、映像事業の譲渡に関する意向確認書を日本産業パートナーズ株式会社と締結いたしました。今後、デュー・ディリジェンスおよび更なる協議を経て、2020年9月30日までに本取引に関して法的拘束力を有する正式契約を締結することを目指します。

② 内視鏡事業における圧倒的ポジションの強化

継続的な技術革新と強固な販売力により、リユース内視鏡の競争優位性をさらに高めるとともに、アンメットニーズへの対応も図り、市場全体として高い成長が期待できるシングルユース内視鏡分野における製品を拡充してまいります。また、今後予想される医療機器に係るビジネスモデルの転換に適切に対応することで、内視鏡市場における現在の主導的な地位をより一層強固なものにしてまいります。

具体的には、以下の施策等を実施していくことで、内視鏡事業において今後3年間で年平均6%の成長を目指します。

(i) リユース内視鏡における競争優位性の堅持

- ・AI搭載CAD (Computer-aided Diagnosis) 機能等を実装した新消化器内視鏡システムの導入
- ・病変の発見、分類、ステージング、処置のそれぞれのシーンにおいて術者を支援する新技術の投入による内視鏡診断・処置の質的な向上
- ・新機能の投入による内視鏡診断の質の向上を示すクリニカルエビデンスの確立
- ・今後大きな成長が期待出来る新興国市場におけるドクタートレーニング支援とその継続

(ii) シングルユース内視鏡によるポートフォリオ拡充

- ・豊富なリユース内視鏡のラインアップにシングルユース内視鏡を加えることで、内視鏡医療のあらゆるシーンに対応する圧倒的な製品ポートフォリオを構築

(iii) 内視鏡の販売・サービスモデルの強化

- ・エビデンスベース、症例ベース課金モデルを試験的に導入
- ・包括的な保守サービスプログラムの試行拡大

③ 治療機器事業への注力と拡大

当社が高い競争力を有する、消化器科関連処置具、泌尿器科、呼吸器科関連処置具の3つの領域を中心として、製品の拡充や手技の普及、販売体制の強化によって成長の拡大を図ってまいります。

具体的には、今後3年間、以下の施策等を実施していくことにより、治療機器事業において年平均8%の成長を目指します。

(i) 消化器科関連処置具

- ・ERCP、消化器ステント、止血デバイスなどの主要カテゴリーにおける付加価値の高い製品の拡充

(ii) 泌尿器科

- ・泌尿器科クリニックに対する前立腺肥大処置に係るソリューションの提供
- ・ファイバーレーザー技術を用いた結石処置デバイスの導入と泌尿器内視鏡処置デバイスの導入によるラインアップ拡充

(iii) 呼吸器科関連処置具

- ・気管支内バルブシステムの普及
- ・穿刺針の製品開発によるEBUS分野のポートフォリオ拡充

なお、治療機器事業においては、世界最大の治療機器市場である米国における事業展開を促進するため、事業のグローバル統括機能を米国に配置しておりますが、事業開発機能の強化を通して社外パートナーとの協働やライセンスリング、M&Aを推し進め、製品ポートフォリオの拡充や補完を図るとともに、法規制対応やクリニカルアフェアーズなどの機能の強化、製品や手技に対するバリュー・プロポジションの追求もあわせて推進してまいります。

④ 次世代低侵襲手術市場のリード

当社は、患者様の術後のQOL（生活の質）維持といった観点で期待を集める低侵襲手術の分野を中長期の成長に向けた戦略分野と位置付けております。今後、手技の革新、機器の改善、低侵襲なロボティックスの開発を通じて、低侵襲手術の発展に貢献するとともに市場全体を牽引すべく、以下の施策を実施してまいります。

- ・技術革新を目標とした病院や学会とのパートナーシップの確立
- ・技術的な優位性を確立することを主眼に置いたM&Aの実施
- ・持続可能なものづくりを実現する社内機能の強化
- ・低侵襲な内視鏡による治療技術（エンドルミナルマニピュレータープラットフォーム）の開発

（2021年3月期の経営方針）

新型コロナウイルスの感染拡大は、大きな価値観の転換をもたらすと認識している一方、世界的な高齢化と新興国の成長を背景に、長期的な医療需要の拡大は不変であると考えています。2021年3月期は、持続的な成長の実現に向けて、真のグローバル・メドテックカンパニーへの転換を加速させる好機と捉えています。長期的な成長を優先し、以下の取り組みを推し進め、2019年11月に公表した経営戦略における目標水準に向けて企業変革を実行してまいります。

（2021年3月期に取り組む予定の施策）

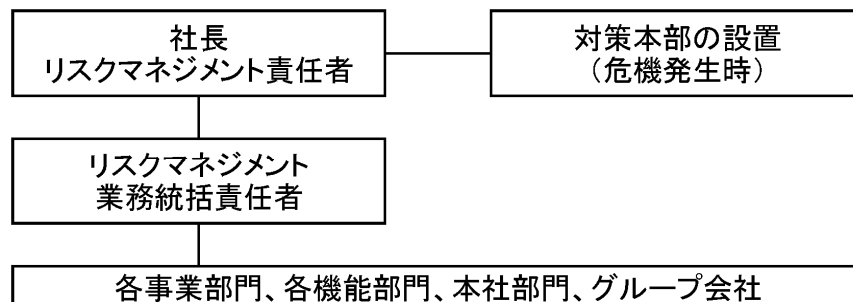
- ・事業ポートフォリオの選択と集中
- ・固定費の構造改革
- ・次世代消化器内視鏡システム「EVIS X1（イーヴィス エックスワン）」の確実な市場導入
- ・今後の成長を牽引する新製品開発への着実な投資継続
- ・効率的な研究開発

なお、今後は全事業において、需要の回復には一定の時間がかかると想定しております。上記の施策と並行して、経営戦略を立案した当初の施策や計画を環境変化にアジャストするなど、柔軟かつ迅速な対応が必要であるため、経営陣一丸となって検討を続けてまいります。加えて、働き方や顧客ニーズの変化を捉え、オペレーティングモデル、ビジネスモデルを再考し、デジタル化を軸として、ニューノーマルに向けた取り組みについても、検討してまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの業績は、今後起こりうる様々な要因によって大きな影響を受ける可能性があります。当社グループでは、「リスクマネジメント及び危機対応方針」及び関連規程に基づき、グローバルなリスクマネジメント体制を構築し、事業リスクの低減に取り組んでいます。

具体的には、戦略、年度戦略及び年度目標の達成におけるリスクを同一のプロセス/基準で抽出/評価した上で、リスクの重要度に応じて有効な施策を効率性にも配慮しながら策定しています。また、グループレベルのテーマとして策定された重点施策は可視化され、定期的に進捗がモニタリングされるシステムが構築されています。さらに、各地域に展開された事業目標の達成に向けても、同一のリスクマネジメントプロセスが有効に機能するようにプロセスのグローバル標準化活動も開始しました。この取り組みを実施することにより戦略及び年度目標の達成につなげていきます。



以下において、当社グループの経営意思決定以外に、業績変動を引き起こす要因となり得る、事業展開上の主なリスクを記載しています。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末時点において当社グループが判断したものです。

(1) 医療行政の方針変更及びリプロセスに関する規制強化に係るリスク

医療分野においては、国内外で医療費抑制や生活の質（QOL）の向上を目的とした医療制度改革が継続的に行われており、EU-MDR（欧州医療機器規制）をはじめとする各国の医療機器申請・登録等の法規制要求は年々高まっております。加えて、リプロセス（洗浄・消毒・滅菌）要求も高度化しております。

今後、各国の医療関連法規制や関連した行政の方針変更や予測できない環境変化などにより、新製品やサービス等をタイムリーに提供できない場合、また、販売した製品等に対する市場対応等を行う場合、収益確保に影響を及ぼす可能性があります。

米国食品医薬品局（FDA）より、十二指腸内視鏡の洗浄・消毒に関する市販後の調査研究の実施を遵守していないという理由で、2018年3月に当社グループを含む十二指腸内視鏡メーカー各社に警告書が発行されました。その後、FDAと協力しながら市販後の調査研究を進捗させていますが、今後の経過によっては、FDAによる更なる規制措置が取られる可能性があります。

(2) 市場競合状況に係るリスク

当社グループが関連する事業分野において、競合会社との競争激化による製品販売単価の下落や当社シェアの侵食、代替技術・製品の出現等が考えられます。

今後もこれまでの研究開発に加え、アライアンスやオープンイノベーションで必要技術を獲得しながら、製品・サービスの研究開発及びマーケティング・販売活動を継続的に実施してまいります。その成否によっては収益確保に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 販売活動に係るリスク

医療分野では、全世界的に政府系の医療制度が発達しており、当社グループ及び当社グループの販売店、供給者の多くが政府系の企業、政府系の医療機関及び公務員と取引を行っています。当社グループ及び当社グループの販売店、供給者は過去に贈収賄が発生した国・地域で事業を行っており、適正な取引の実施に向け従業員への教育に努めています。一方で、ヘルスケア事業に関連する様々な不正防止法の法的規制は多岐にわたり、解釈や適用指針の変更によって当社グループの販売や営業活動が制限される可能性があります。

科学事業では、収益において各国の国家予算による研究に対するシステム供給が占める割合が高く、マクロ経済の変動により各国の国家予算が縮小された場合には、収益確保に影響を及ぼす可能性があります。

映像事業のデジタルカメラ分野では、予想を超える急激な市場の縮小が生じた場合には、当社グループが進めている事業再編施策が売上減少に追いつかず、収益確保に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 生産・開発活動に係るリスク

特定の供給元に依存する製品及び部品について、その供給元の事情により、調達に制約を受ける場合には、生産及び供給能力に影響を及ぼす可能性があります。また、急激な市況の変化等に柔軟に対応ができない場合には、当社グループの収益確保及びサプライチェーンに影響が生じる可能性があります。

製品については外部への生産委託を含め、厳格な品質基準に基づき生産を行っていますが、万一、製品に不具合等が発生した場合には、リコール等、多額のコストが発生するだけでなく、当社グループの信頼が損なわれ、収益確保に影響を及ぼす可能性があります。

最先端の技術を用いた製品の開発を継続的に進めています。技術的な進歩が速く、市場の変化を十分に予測できず、顧客のニーズに合致した新製品をタイムリーに開発できない場合には、収益確保に影響を及ぼす可能性があります。また、開発期間の長期化に伴い費用の増加あるいは開発資産の減損損失等が発生する可能性があります。

(5) 為替変動に係るリスク

当社グループは、世界のさまざまなマーケットにおいて製品及びサービスを提供しており、海外売上高比率（連結ベース）は、2020年3月期において約82%です。また、生産拠点の一部を海外に設けております。

為替変動リスクを軽減することを目的として、主に先物為替予約を利用しております。しかしながら、急激な為替変動が生じた場合、あるいはヘッジの対象となる債権・債務の発生が予定と大きく異なった場合、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(6) 業務提携及び企業買収等に係るリスク

技術及び製品開発、販売・マーケティングに関して、業界の先進企業と長期的な戦略的提携関係を構築していますが、これらの戦略的パートナーと、財務上あるいはその他事業上の問題が発生した場合、戦略の変更等により提携関係を維持できなくなる等の問題が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障が生じる可能性があります。

事業拡大のため、企業買収等を実施することがありますが、買収の対象事業を当社グループの経営戦略に沿って適切に統合できない場合、あるいは既存事業及び買収の対象事業について効率的な活用を行うことができなかった場合は、当社グループの事業に影響が生じるほか、のれんの減損や、事業売却損、事業清算損、その他これに伴う費用の発生等が生じる可能性があります。

当社グループは、業務提携の推進等を目的として、投資有価証券等を保有しております。市場経済の動向や投資先の財政状態等により、株価及び評価額に著しい変動が生じる場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、連結子会社である Olympus (China) Co., Ltd. の保有する中国・深圳市にある当社の中国現地法人 Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. の持分譲渡に向けた活動を継続しておりますが、その活動の結果によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 投資全般に係るリスク

当社グループは、事業に係る様々な領域で投資を実施しており、その実行にあたっては様々な観点から検討を行っております。しかしながら、当該投資に係る意思決定を行った時点から外部環境が急激に変化する等、予期せぬ状況の変化が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 情報の流出に係るリスク

当社グループは、技術情報等の重要な機密情報や、顧客その他関係者の個人情報等を保有しております。

これらの情報の外部への流出を防止するため、社内規程の整備や社員教育の徹底、セキュリティシステムの強化等さまざまな対策を講じておりますが、不測の事態によりこれらの情報が漏洩した場合、当社グループの企業価値の毀損、社会的信用の失墜につながることに加えて、流出の影響を受けた顧客その他関係者に対する補償等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 内部統制に係るリスク

当社グループは、財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図っています。しかしながら、有効な内部統制システムを構築している状況においても、従業員等の悪意あるいは重大な過失に基づく行動など、様々な要因により内部統制システムが機能しなくなる可能性があります。このような事象に適切に対処できない場合、将来的に法令違反等の問題が発生する可能性があり、また当社の社会的信用の失墜により事業に悪影響が生じる、あるいは行政処分による課徴金や刑事訴訟による罰金、民事訴訟による損賠賠償金等の支払いが生じることにより、当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。

さらに、業務の有効性と効率性を確保するための体制についても、整備・運用をしており、継続的な改善を図っております。しかしながら、内部統制システム構築時点では想定していなかった事業・社会環境等の変化、また、こうした変化によるシステムの無効化に対して、社内の組織・機能が適切に対応できないなど、様々な要因によりシステムが機能しなくなる可能性があります。このような事象に適切に対処できない場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(10) 法的規制に係るリスク

当社グループでは、規制業種である医療分野を含む各種事業を世界各地で展開しており、本邦の法律に加えて各国・地域における医療に関する法律や独占禁止法その他、米国海外腐敗行為防止法（FCPA）の贈賄禁止条項や英国反贈収賄法を始めとした各国・地域の贈収賄禁止に関する法律の適用を受けています。また、不当景品類及び不当表示防止法、米国反キックバック法や米国虚偽請求取締法を含む、ヘルスケア事業に関連する様々な不正防止法の規制対象にあります。

法的規制への違反は罰金や課徴金、禁固刑、特定の国における医療制度への参加禁止などの処罰につながる可能性があります。さらに、当社グループの顧客の多くが公的医療保険その他、政府による医療制度から医療費を補助されており、法的規制への違反によって制度への参加を制限された場合には、当社グループの製品に対する需要やそれを使用した症例数の減少などの影響が生じる可能性があります。

当社は、米国司法省と2018年12月3日に締結した司法取引契約において「当社の子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社が法規制を遵守するプロセスを強化し、本合意に基づき同社が期待される水準に達していることの確認を定期的実施する」という義務が課されております。今後の実施状況によっては、米国司法省によりさらなる措置が取られる可能性があります。

当社グループでは、これらの法的規制を遵守することを徹底しておりますが、違反する行為を行った場合、違反の意図の有無にかかわらず、当社グループの事業、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況及び株価に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟に係るリスク

国内外の事業に関連して、訴訟、紛争、その他の法的手続きの対象となるリスクがあります。第三者より、将来、損害賠償請求や使用差し止め等の重要な訴訟が提起された場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は研究開発及び生産活動において様々な知的財産権を使用しており、それらは当社グループが所有しているもの、あるいは適法に使用許諾を受けたと認識しているものでありますが、当社グループの認識の範囲を超えて第三者から知的財産権を侵害したと主張され、係争等が発生した場合には、収益確保に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが製造・販売している十二指腸内視鏡に関して、被害を受けたと主張する民事訴訟が米国で提起されていますが、現時点では当社グループの業績及び財政状態への影響は大きくないと考えられます。

当社の連結子会社である Olympus (China) Co., Ltd. が保有する中国・深圳市にある当社の中国現地法人 Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. は、深圳市安平泰投資发展有限公司から2016年12月23日付で訴訟を提起され、2018年7月30日付で判決が出されております。当社はこの第一審判決を不服として2018年8月17日付で控訴しておりますが、今後の経過によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 資金調達に係るリスク

当社グループは、金融機関等からの借入、社債発行による資金調達を行っていますが、金融市場の環境変化によっては、当社グループの資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの業績悪化等により資金調達コストが上昇した場合、当社グループの資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 事業構造改革に係るリスク

当社グループは、2019年11月に真のグローバル・メドテックカンパニーとして、持続的な成長を実現させるための経営戦略を公表しました。

本経営戦略において、内視鏡事業においてはシングルユース内視鏡によるポートフォリオの拡充、治療機器事業においては注力領域への新製品の導入による売上成長を重点施策として掲げております。また、当社は全社横断的な効率改善プログラムとして製品（売上原価、研究開発）、コマース（セールス・マーケティング、保守サービス）、コーポレート（コーポレート機能の間接費）の分野で大規模な効率改善を見込んでおります。

このプログラムの進展に遅れが発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) その他、包括的なリスク

当社は、国内外の子会社や関連会社等を通じて、各種事業を世界各地で展開しており、これらについては随時国内外当局の各種調査の対象となること、法令遵守の観点から当局との協議・報告（例えば、独占禁止法や医薬品医療機器等関連法の遵守状況に関する検査への対応、あるいは米司法省に対するFCPA遵守に関する自主的な開示）を行うことがあり、これらの調査や協議の結果によっては、収益確保に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは国内外で事業を展開しており、世界各国の租税法令またはその解釈や適用指針の変更等により、追加の税負担が生じる可能性があります。繰延税金資産については、経営状況の変化や組織再編の実施等により、回収可能性の評価を見直した場合、繰延税金資産に対する評価性引当金の積み増しが必要となる可能性があります。そのような事態が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他、自然災害、疾病、戦争、テロ等が発生した場合、収益確保に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新型コロナウイルス感染症に係るリスク

2019年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス感染症の発生が複数報告されて以来、世界各地で感染者の発生報告が続いています。これにより、感染拡大を阻止するためのロックダウンや経済活動の自粛などによる経済収縮が世界的な景気後退をもたらしており、全体として当面は極めて厳しい状況が見込まれています。

当社グループの事業活動においては、医療機関など顧客先への訪問の制限や商談の延期・中止など、販売活動に影響が生じております。加えて、当社グループにおいても感染の予防及び拡散の防止を目的として、国内外の従業員に対して在宅勤務を指示する等の対応を実施しております。それに伴い、販売活動以外の事業活動にも一部制約や遅れが生じており、2020年3月期の決算発表及び第152期定時株主総会についても延期しております。

今後、医療機関が新型コロナウイルスへの対応を優先せざるを得ない状況において、当社の事業に関連する医療行為が減少した場合、当社グループの販売活動にさらなる影響を及ぼす可能性があります。また、感染拡大が長期間にわたって続き、特定の製品及び部品調達に制約が生じた場合、当社グループの生産及び供給能力については収益確保及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。加えて、当初予定した決算発表及び定時株主総会の開催などにも遅延が生じる可能性があります。

当社グループは、確実な事業継続のためにグローバルタスクフォースを設置し、感染防止対策の徹底に努めております。具体的には、職場でのフィジカルディスタンスの確保やマスク着用の徹底、施設の換気、出張やイベントの自粛等の措置を講じています。なお、日本では緊急事態宣言の全面解除を受け、2020年3月末から原則在宅勤務としていたものを、2020年6月からは出社率の制限に緩和する等、「新しい行動様式」を取り入れたガイドラインを定めています。引き続き、従業員、医療従事者の皆様、患者様、そしてコミュニティの健康と安全を守ることを最優先に製品とサービスの供給を維持すべく、あらゆる対策を講じてまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績等の概要

① 業績

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	税引前利益 (百万円)	親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	基本的1株当たり 当期利益 (円)
当連結会計年度	797,411	83,469	77,798	51,670	39.37
前連結会計年度	793,862	28,281	20,117	8,147	5.97
増減率(%)	0.4	195.1	286.7	534.2	559.5

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱等に加え、年明け以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に急拡大したことで深刻な影響が生じ、急速に減速する状況となりました。わが国経済については、企業収益と雇用・所得環境の改善を下支えに緩やかに回復しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、年度末にかけて世界経済と同様に大幅に下押しされる状況となりました。

このような経営環境の中、当社グループは2019年1月に真のグローバル・メドテックカンパニーへの飛躍を目指した企業変革プラン「Transform Olympus」を発表し、2019年6月には業務執行の意思決定の迅速化、ガバナンスの強化と透明性の一層の向上を図るため、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたしました。そして、2019年11月には「Transform Olympus」に基づいた中長期の経営戦略を発表いたしました。当経営戦略は、2016年4月に公表した中期経営計画「2016経営基本計画（16CSP）」に置き換わるものであり、当社が長期的に目指す方向性をお示しするものとなります。今後、当経営戦略に基づいて、持続的な成長に向けた取り組みを進めてまいります。

当社グループの連結売上高は、内視鏡事業、治療機器事業、科学事業が増収となり、7,974億11百万円（前期比0.4%増）となりました。営業利益については、内視鏡事業、治療機器事業、科学事業が増益となったことに加え、費用の効率化ならびに「その他の費用」が減少したこと等により大幅に改善し834億69百万円（前期比195.1%増）となりました。なお、「その他の費用」においては、証券訴訟の損害賠償請求の和解に伴う解決金および映像事業の生産拠点の再編に伴う費用ならびに米国司法省との司法取引契約締結に伴う費用等を一時費用として、前期に441億3百万円を計上しました。また、金融費用は為替差損の減少等により減少しました。その結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は516億70百万円（前期比534.2%増）となりました。

全事業において新型コロナウイルス感染症の影響が見られたものの、内視鏡事業においては、主力の消化器内視鏡が成長の続く中国で大変好調に推移しました。治療機器事業においては、膵胆管等の診断・治療に使用する内視鏡処置具やエネルギーデバイス等が売上を伸ばし、医療分野の売上高は過去最高となりました。科学事業においては、生物顕微鏡の販売が全地域で堅調に推移したことに加え、販管費の効率化を進めた結果、営業利益は過去最高となりました。映像事業においては、厳しい事業環境により減収となりましたが、前期の生産拠点の再編に伴う一時費用がなくなったことに加え、費用の効率化を進めたことで、損失額は縮小しました。

新型コロナウイルス感染症による当連結会計年度の事業活動への影響について、医療分野は、各学会から緊急度に応じて消化器内視鏡検査、外科手術の延期、中止が推奨されており、症例数が減少したことに加えて、医療機関への訪問が制限されており、販促活動に制約が生じました。科学事業は、各地域でロックダウンが発生したことにより、通常の営業活動ができず、商談や納品の延期等が生じました。映像事業は、2月から全世界の多くの販売店が営業を停止し、また、商談やイベントが延期・中止となりました。このように、全ての事業活動において大きな影響を受けましたが、当連結会計年度における当社連結業績への影響は、売上高で約130億円、営業利益で約80億円程度に留まったと認識しております。なお、当社グループの生産・開発活動に関しては、一部遅れが生じたものの、サプライチェーンを含め、当連結会計年度においては、大きな影響はありませんでした。

また、当期においては、将来の持続的な成長を目指し、当社グループ全体で915億89百万円の研究開発費を投じるとともに、771億84百万円の設備投資を実施しました。

為替相場は前期と比べ、対米ドル、ユーロ及び人民元いずれも円高で推移しました。期中の平均為替レートは、1米ドル＝108.74円（前期は110.91円）、1ユーロ＝120.82円（前期は128.41円）、1人民元＝15.60円（前期は16.54円）となり、売上高では前期比266億59百万円の減収要因、営業利益では前期比104億50百万円の減益要因となりました。

なお、為替の影響を除くと、連結売上高は前期比4%の増収、連結営業利益は前期比232%の増益となっております。

セグメントの業績は次のとおりです。

	売上高			営業利益又は営業損失 (△)		
	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減率 (%)	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減率 (%)
内視鏡	418,833	425,742	1.6	89,771	109,424	21.9
治療機器	215,468	216,075	0.3	22,163	26,191	18.2
科学	104,225	105,189	0.9	8,135	9,997	22.9
映像	48,679	43,615	△10.4	△18,268	△10,393	—
その他	6,657	6,790	2.0	△3,521	△2,744	—
小計	793,862	797,411	0.4	98,280	132,475	34.8
消去又は全社	—	—	—	△69,999	△49,006	—
連結計	793,862	797,411	0.4	28,281	83,469	195.1

(注) 製品系列を基礎として設定された事業に、販売市場の類似性を加味してセグメント区分を行っています。

内視鏡事業

内視鏡事業の連結売上高は4,257億42百万円（前期比1.6%増）、営業利益は1,094億24百万円（前期比21.9%増）となりました。

主力の内視鏡システムは、先進国において製品ライフサイクル後半になっているものの、成長の続く中国で好調に推移しました。加えて、外科手術用内視鏡システム「VISERA ELITE II（ビセラ・エリート・ツー）」の販売も堅調に推移し、内視鏡事業の売上高は増収となりました。

内視鏡事業の営業損益は、今期に十二指腸内視鏡製品を対象として、先端キャップ固定式の旧型製品から、洗浄消毒作業の容易な先端キャップ着脱式の新型製品へ自主的に置き換えるための市場対応費用として103億68百万円計上したものの、費用の効率化ならびに前期に「その他の費用」として計上した米国司法省との司法取引契約締結に伴う費用がなくなること等により、増益となりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比5%の増収、営業利益は前期比30%の増益となっております。

治療機器事業

治療機器事業の連結売上高は2,160億75百万円（前期比0.3%増）、営業利益は261億91百万円（前期比18.2%増）となりました。

泌尿器科及び耳鼻科向け軟性内視鏡の新製品や膵胆管等の診断・治療に使用する内視鏡処置具のシングルユース製品などの販売が堅調に推移しました。加えて、バイポーラ高周波と超音波の統合エネルギーデバイス「THUNDERBEAT（サンダービート）」のシングルユース製品、呼吸器事業のEBUS用処置具が引き続き売上を伸ばし、治療機器事業の売上高は増収となりました。

治療機器事業の営業損益は、主に増収と費用の効率化により、増益となりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比4%の増収、営業利益は前期比26%の増益となっております。

科学事業

科学事業の連結売上高は1,051億89百万円（前期比0.9%増）、営業利益は99億97百万円（前期比22.9%増）となりました。

病院及びライフサイエンス研究向けの製品は、全地域で好調に推移しました。工業用内視鏡は航空市場、インフラ市場等の主要市場は堅調に推移し、非破壊検査機器においても北米の航空市場、中国・アジアのインフラ市場向けで売上を伸ばし、増収となりました。

科学事業の営業損益は、増収と費用の効率化により、増益となりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比4%の増収、営業利益は前期比37%の増益となっております。

映像事業

映像事業の連結売上高は436億15百万円（前期比10.4%減）、営業損失は103億93百万円（前期は182億68百万円の営業損失）となりました。

スマートフォンの台頭等による厳しい事業環境により、映像事業の売上は減収となりました。

映像事業の営業損益は、前期に生産拠点の再編に伴う一時費用を「その他の費用」として計上していることに加え、費用の効率化を進めたことで、損失額は縮小しました。

その他事業

その他事業の連結売上高は67億90百万円（前期比2.0%増）、営業損失は27億44百万円（前期は35億21百万円の営業損失）となりました。

主に生体材料の事業が堅調に推移し、その他事業の売上は増収となりました。

その他事業の営業損益は、新規事業の探索活動費用の効率化により損失額が縮小しました。

② 財政状態の状況

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	増 減 (百万円)	増減率 (%)
資産合計	932,030	1,015,663	83,633	9.0
資本合計	442,387	371,958	△70,429	△15.9
親会社所有者帰属 持分比率	47.3%	36.5%	△10.8%	—

当連結会計年度末は、資産合計が、前連結会計年度末に比べ836億33百万円増加し、1兆156億63百万円となりました。

資産合計は、主に現金及び現金同等物が480億68百万円増加、棚卸資産が139億73百万円増加、有形固定資産が当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用した影響等により252億26百万円増加、無形資産が55億23百万円増加した一方、流動資産の営業債権及びその他の債権が122億59百万円減少しました。

負債合計は、新型コロナウイルス感染症による業績への影響を鑑み、手元流動性を確保するためコマーシャル・ペーパーの発行による資金調達を行った影響等により流動負債の社債及び借入金が213億11百万円増加、非流動負債の社債及び借入金が782億69百万円増加したことに加えて、非流動負債のその他の金融負債が当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用した影響等により229億34百万円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ1,540億62百万円増加し、6,437億5百万円となりました。

資本合計は、前連結会計年度末に比べ704億29百万円減少し、3,719億58百万円となりました。主な要因は、親会社の所有者に帰属する当期利益516億70百万円による利益剰余金の増加、配当102億43百万円による利益剰余金の減少、自己株式の取得による減少額933億81百万円、その他の資本の構成要素の145億17百万円減少等になります。

以上の結果、親会社所有者帰属持分比率は前期末の47.3%から36.5%となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	66,943	133,544	66,601
投資活動によるキャッシュ・フロー	△60,296	△62,430	△2,134
財務活動によるキャッシュ・フロー	△82,948	△19,462	63,486
現金及び現金同等物期末残高	114,563	162,717	48,154

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比較して481億54百万円増加し、1,627億17百万円となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローは、税引前利益の改善等により、前連結会計年度と比較して大幅に増加しております。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動により増加した資金は、1,335億44百万円（前連結会計年度は、669億43百万円の増加）となりました。主な増加要因は、税引前利益777億98百万円の計上、減価償却費及び償却費683億9百万円の非資金項目の調整等になります。一方で、主な減少要因は、棚卸資産の増加額164億1百万円及び法人所得税の支払額195億28百万円等になります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により減少した資金は、624億30百万円（前連結会計年度は、602億96百万円の減少）となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出377億74百万円、無形資産の取得による支出281億55百万円等になります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動により減少した資金は、194億62百万円（前連結会計年度は、829億48百万円の減少）となりました。主な減少要因は、長期借入金の返済による支出588億74百万円、配当金の支払額102億43百万円、自己株式の取得による支出933億81百万円等になります。主な増加要因は、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの純増額695億34百万円、長期借入れによる収入397億80百万円、社債の発行による収入497億93百万円等になります。なお、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの純増額695億34百万円のうち400億円は、新型コロナウイルス感染症による業績への影響を鑑み、手元流動性を確保するため、2020年3月にコマーシャル・ペーパーの発行による資金調達を行ったことによるものです。

(2) 生産、受注及び販売の実績

① 生産実績

セグメントの名称	生産高 (百万円)	前期比 (%)
内視鏡	431,237	6.1
治療機器	188,902	△10.2
科学	111,191	7.7
映像	41,995	△10.4
その他	1,148	△26.0
計	774,473	0.8

- (注) 1 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっています。
2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

② 仕入実績

セグメントの名称	仕入高 (百万円)	前期比 (%)
内視鏡	—	—
治療機器	—	—
科学	—	—
映像	—	—
その他	1,935	△12.6
計	1,935	△12.6

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

③ 受注実績

当社グループの製品は見込生産を主体としているため、受注状況の記載を省略しています。

④ 販売実績

セグメントの名称	販売高 (百万円)	前期比 (%)
内視鏡	425,742	1.6
治療機器	216,075	0.3
科学	105,189	0.9
映像	43,615	△10.4
その他	6,790	2.0
計	797,411	0.4

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しています。
2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
文中の将来に関する事項は、当連結会計年度時点において判断したものです。

① 当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析

当社グループは、2019年11月に発表した中長期の経営戦略において、目標とする業績指標を営業利益率で定めており、2023年3月期に営業利益率を20%超に改善することを目指しております。

当連結会計年度における営業利益率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、販管費の効率化が奏功したことで、10.5%（前期比6.9ポイント改善）となりました。

目標とする業績指標の達成に向けて、このような厳しい事業環境下において、安定的な事業運営に向けて適切なキャッシュマネジメントを実施していくことに加え、引き続き、財務の健全性を考慮しつつ、収益性と資産効率性の向上に向け、事業活動を推進してまいります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る状況

(i) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

当社グループは、当連結会計年度において、1,300億円を上回る過去最高水準の営業活動によるキャッシュ・フローを確保したことに加え、新型コロナウイルス感染症による業績への影響を鑑み、手元流動性を確保するため、2020年3月に400億円の商業・ペーパーの発行による資金調達を行ったことから、当連結会計年度末時点で1,627億円の手元資金を保有しております。この手元資金については、新型コロナウイルス感染症の影響下においても事業を安定して運営していくにあたり十分な水準であると認識しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する可能性も視野に入れ、手元流動性の更なる拡充にも注力しており、2020年4月以降も商業・ペーパーの発行による機動的な短期の資金調達に加え、借入による1,000億円の中期の資金調達を行い、潤沢な手元資金を確保しております。また今後は、社債の発行も検討しております。

(ii) 財務政策

当社グループは、安定した財務基盤の維持と適正な財務レバレッジのコントロールによる資本効率向上の両立を財務政策の基本方針としています。この基本方針のもと、格付投資情報センター、およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパンの格付においてBBB格（安定的）以上の維持を目標とし、自己資本比率やEBITDA有利子負債倍率等の財務健全性に関する指標を重視した財務政策を行っております。これらに加え、商業・ペーパーや公募社債の発行等、資金調達手段の多様化による調達コストの低減に取り組んでおり、全社的な資本コストの削減にも努めております。

(iii) 資金需要

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、当社グループの製品を製造するための材料および部品の購入のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものです。営業費用の主なものは、人件費および広告・販売促進費等のマーケティング費用です。当社グループの研究開発費は、様々な営業費用の一部として計上されていますが、研究開発に携わる従業員の人件費が研究開発費の主要な部分を占めています。また、当社グループの投資資金需要のうち主なものは、主力の製造拠点である国内工場および欧米を中心とした製造、修理拠点の拡充など、医療事業を中心とした生産効率向上のための設備投資です。また、将来の成長に向けた戦略的な資金需要に対して、財務健全性の維持と資本効率性の向上を両立させながら、引き続き積極的に対応してまいります。なお、今般の新型コロナウイルス感染症による業績への影響を鑑み、2021年3月期の連結会計年度においては、新規プロジェクトの開始時期についても精査を行い、延期を含め、優先順位の見直しを行っております。その結果を踏まえて投資案件を絞り込む形で資金を配分していく予定です。

(iv) 資金調達・資金配分

当社グループの運転資金および設備投資資金は、内部資金により充当しておりますが、必要に応じて金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。これらの借入金および社債については、営業活動から得られるキャッシュ・フローによって十分に完済できると考えております。また、今後とも成長に必要な資金の調達に問題はないものと考えております。さらに、主要な取引先金融機関とは良好な取引関係を維持していることに加えて、格付投資情報センターの格付はA格、及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパンの格付もBBB+となっていることから、安定的かつ低コストで適時滞りなく資金を調達することが出来るものと考えております。加えて、主要通貨（ドル・ユーロ・円）によるグローバルコミットメントラインを設定しており、機動的かつ円滑な資金調達が可能な体制を構築しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する可能性も視野に入れ、手元流動性の拡充に注力しており、2020年4月には商業・ペーパーの発行枠を最大600億円から最大1,500億円へ増枠しております。その上で(i)キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容に

記載の通り、コマーシャル・ペーパーの発行による短期の資金調達、借入による中長期の資金調達を行っております。また、今後は社債の発行による資金調達も検討しております。新型コロナウイルス感染症の影響下においても事業を安定して運営していけるよう、引き続き手元流動性のコントロールに努めていきます。

こうした機動的な資金調達により、当社グループは、成長投資や株主還元に必要な手元資金を十分に確保出来る見込みですが、(iii)資金需要に記載の通り、2021年3月期の連結会計年度においては、新規プロジェクトの開始時期についても精査を行い、延期を含め、優先順位の見直しを行っております。その結果を踏まえて投資案件を絞り込む形で資金を配分していく予定です。一方で、株主への資金配分については、従来からの方針に変更はなく、当社グループの持続的な成長を実現させるため、事業成長等への投資を優先しつつ、株主価値を考慮した積極的な株主還元を実施していきます。

③ 重要な会計方針および見積り

当社グループは、IFRSに準拠して連結財務諸表を作成しています。この連結財務諸表の作成にあたり、必要と思われる見積りにつきましては、合理的な基準に基づいて実施しています。重要な会計方針及び見積りの詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載のとおりです。

4【経営上の重要な契約等】

(1)提携契約

契約会社名	相手先	国名	契約内容	契約期間
オリンパス(株)	テルモ(株)	日本	医療機器分野における開発・販売の提携	2001年4月25日より1年、但し毎年自動延長
オリンパス(株)	ソニー(株)	日本	医療事業における合弁会社の設立及び映像事業における業務提携の検討・実施	2012年9月28日以降、期間の定めなし

(2)資本提携契約の解消

当社は、2019年11月7日の取締役会において、ソニー株式会社との間の資本提携を解消することを決議し、2019年11月8日付で資本提携契約書の終了に関する覚書を締結いたしました。なお、当社とソニー株式会社との間の業務提携は継続いたします。

(3)グループ内組織再編

当社は、会社分割の方法により、品質法規制機能の強化に向けて、研究開発、製造・修理企画などの一部機能を、当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社（以下、OMSC）に承継させることとし、OMSCと吸収分割契約を締結することを2019年12月20日に決定いたしました。

① 連結子会社との会社分割の目的

当社は、真のグローバル・メドテックカンパニーとして成長し、持続的な成長を実現させるための新たな経営戦略（以下、「本経営戦略」といいます）を2019年11月6日付で公表しました。本経営戦略において、当社は品質法規制機能の強化を掲げており、年々高まる品質・法規制に関する要求に対して、市場や顧客から求められる最高レベルの品質と安全基準を満たす製品をタイムリーに導入していくことを目指しております。今回、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、会社分割を行いました。

② 会社分割

(i) 分割の方法

当社を吸収分割会社、OMSCを吸収分割承継会社とする吸収分割により行いました。

(ii) 分割の日程

決定日 : 2019年12月20日
吸収分割契約締結日 : 2019年12月20日
本会社分割の効力発生日 : 2020年4月1日

本会社分割は、当社においては会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割であり、また、OMSCにおいては、会社法第796条第1項に基づく略式吸収分割であるため、それぞれ株主総会を開催せずに行いました。

(iii) 分割に係る割当の内容

株式その他の金銭等の割り当てはありません。

(iv) 分割に係る割当の内容の算定根拠

該当事項はありません。

(v) 引受資産・負債の状況

OMSCは、当社との間で締結した2019年12月20日付の吸収分割契約に基づき、本対象機能に関して効力発生日において当社が有する資産、債務、契約上の地位及びこれらに附随する権利義務を承継しました。

(vi) 吸収分割承継会社となる会社の概要

商号 : オリンパスメディカルシステムズ株式会社
本店の所在地 : 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目43番2号
代表者の氏名 : 代表取締役社長 田口 晶弘
資本金の額 : 90百万円
事業の内容 : 医療機器の製造

(4)持分譲渡契約

当社は、連結子会社であるOlympus (China) Co., Ltd. の保有する中国・深圳市にある当社の中国現地法人Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. の持分全部をShenzhen YL Technology Co., Ltd.（以下、「YL」）に対して譲渡することに関する契約を2018年12月25日にYLとの間で締結いたしました。

当社は本持分譲渡の実行契約に向けて手続きを進めておりましたが、最終的なクローリング条件が整わなかったため、本持分譲渡契約は2020年1月20日付にて解除いたしました。

5 【研究開発活動】

当社グループは、経営理念の「私たちの存在意義」を「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」とし、持続的発展の実現を目指して、研究開発活動を行っています。

2019年に当社グループは、真のグローバル・メドテックカンパニーとして持続的な成長を実現するための新たな経営戦略、企業変革プラン「Transform Olympus」を発表しています。本経営戦略に基づき、当社グループは研究開発プロセスの革新に取り組んでおり、フロントローディング型研究開発の推進とアライアンスやオープンイノベーションによる必要技術の獲得により、開発スピードを向上させます。また、各研究開発テーマの費用を、収益性を考慮しながら最適化するとともに、プロジェクトの見極めも含めて優先順位付けをし、支出を適切にコントロールすることにより研究開発の効率性も改善していきます。

当連結会計年度の研究開発費は前期比2.5%減の916億円であり、売上高に対する比率は前期から0.3ポイント減少し11.5%となりました。

○ 内視鏡事業

内視鏡ビデオスコープシステムや外科手術用内視鏡システムなど、病気の早期発見と患者様の負担の少ない低侵襲治療に貢献する医療機器の研究開発を主に行っています。

当期の主な成果としては、病変へのアプローチ性と内視鏡診断・治療時の操作性を追求した上部消化管ビデオスコープ「GIF-H290T」、低ノイズなハイビジョン画質を実現した極細径の上部消化管汎用スコープ「GIF-1200N」、膵胆管疾患の診断・治療に用いる胆道ビデオスコープ「CHF-B290」などを開発しました。

当事業領域に係わる研究開発費は、前期比2.3%増の421億円です。

○ 治療機器事業

内視鏡処置具、手術用エネルギーデバイスなど、患者様の負担の少ない低侵襲治療に貢献する医療機器の研究開発を主に行っています。

当期の主な成果としては、膵胆管内に挿入したガイドワイヤを任意の位置で固定させ、より効率的な手技をサポートするガイドワイヤロック機能付きディスプレイダブル鉗子栓「CleverLock」、より精度の高いポリープ切除をサポートするディスプレイダブル ジャンボコールドポリレパクトミー鉗子「EndoJaw Jumbo」などを開発しました。

当事業領域に係わる研究開発費は、前期比5.5%増の178億円です。

○ 科学事業

医学・生命科学の研究を支援する生物顕微鏡や、非破壊検査領域で社会インフラの安心と安全を支える工業用顕微鏡、工業用内視鏡、超音波探傷器などの研究開発を主に行っています。

当期の主な成果としては、脳・神経科学、がん、創薬などの幅広い研究分野で活躍するリサーチスライドスキャナー「SLIDEVIEW VS200」、電子部品や金属材料など、さまざまな欠陥の観察や解析に用いられるデジタルマイクロスコープ「DSX1000」、業界最高レベルの解像度で内部状態を鮮明に画像化できる超音波フェーズドアレイ探傷器「OmniScan X3」などを開発しました。

当事業領域に係わる研究開発費は、前期並みの76億円です。

○ 映像事業

ミラーレス一眼を中心としたデジタルカメラやカメラ用の交換レンズ、ICレコーダーを始めとしたオーディオ製品などの研究開発を主に行っています。

当期の主な成果としては、比類なき機動力と高画質を実現し、あらゆる環境下で思い通りの撮影を可能にするプロフェッショナルモデルミラーレス一眼カメラ「OLYMPUS OM-D E-M1 Mark III」、小型軽量ボディに高性能を凝縮し、防塵・防滴構造を備えたミラーレス一眼カメラ「OLYMPUS OM-D E-M5 Mark III」、シンプルかつ上質なデザインのボディに、表現の幅を広げる撮影機能を凝縮したミラーレス一眼カメラ「OLYMPUS PEN E-PL10」などを開発しました。

当事業領域に係わる研究開発費は、前期比7.8%減の38億円です。

○ その他事業及び全社共通

医療分野を主とした当社の主力事業のさらなる発展を目指し、様々な分野における研究開発を行っています。

当期の主な成果としては、早期診断・観察機能向上を実現する光学技術やAIを含む画像処理技術、低侵襲治療を実現するためのデバイス技術やロボティクスを含む精密制御技術の開発、および内視鏡や治療器をはじめとした医療分野新製品の高機能化、低コストを実現するシミュレーション技術開発や材料技術開発、高精度レンズ量産化の加工技術開発や、自動化ラインに繋がる設備開発などの生産技術に関する取り組みなどです。

当事業領域に係わる研究開発費は、前期比16.3%減の202億円です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は、当社を中心に新製品開発、生産合理化、販売体制の強化及び老朽設備の更新を主な目的として実施しており、当社グループ全体で772億円となりました。

報告セグメントごとの状況は、以下のとおりです。

内視鏡事業

当連結会計年度の内視鏡事業の設備投資は、476億円となりました。国内では、研究開発資産の投資、次世代内視鏡システムの生産設備及び医療分野製造プロセスに係るシステムの構築に対する投資が中心となっています。海外においては、販売促進を目的としたデモ用製品の配備、研究開発資産に加え、欧州における製造開発拠点の再開発に係る投資を実施しました。

治療機器事業

当連結会計年度の治療機器事業の設備投資は、129億円となりました。国内では、研究開発資産の投資、処置具製品のラインアップ強化及び増産に対応するための機械装置等の増強、生産拠点の環境整備に対する投資が中心となっています。海外においては、販売促進を目的としたデモ用製品の配備及び欧米における製造開発拠点の整備を中心とした投資を実施しました。

科学事業

当連結会計年度の科学事業の設備投資は、64億円となりました。国内では、研究開発資産の投資が中心となっています。海外においては、販売促進を目的としたデモ用製品の配備及び米国の販売・サービス拠点の統合による効率化に向けた投資を実施しました。

映像事業

当連結会計年度の映像事業の設備投資は、30億円となりました。国内では、主にデジタルカメラの金型の投資が中心となっています。海外においては、製造拠点の中心であるベトナムにて、デジタルカメラの製造機能強化のための生産設備を中心に実施しました。

その他事業

当連結会計年度のその他事業の設備投資は、9億円となりました。主に再生医療事業に関する設備投資が中心となっています。

- (注) 1 セグメントに配賦することが不可能な当社のコーポレート部門（総務部門等管理部門）及び技術開発部門の設備投資額については、セグメント別の説明から除いています。
- 2 設備投資額には、有形固定資産の他、無形資産への投資額を含んでいます。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(2020年3月31日現在)

事業所 (所在地)	セグメン トの名称	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)		
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積千㎡)	リース資産 (有形)	その他		合計	
長野事業場 辰野 (長野県上伊那郡辰野町)	科学 映像 その他	製造設備	1,981	773	1,365 (126)	—	630	4,749	385	
長野事業場 伊那 (長野県伊那市)	内視鏡 科学	製造設備	831	5	67 (32)	—	16	919	4	
技術開発センター石川 (東京都八王子市)	内視鏡 治療機器 科学 映像 その他	試験研究用設 備及びその他 備品	9,626	1,375	93 (49)	48	3,865	15,007	3,473	
技術開発センター宇津木 (東京都八王子市)	内視鏡 治療機器 その他	試験研究用設 備及びその他 備品	4,339	361	4,231 (41)	—	750	9,681	616	
技術開発センター高倉 (東京都八王子市)	科学	試験研究用設 備及びその他 備品	381	40	—	—	358	779	321	
幡ヶ谷 旧本社 (東京都渋谷区)	内視鏡 治療機器 科学	事務所設備及 びその他備品	1	—	4,963 (11)	—	—	4,964	—	
本社事務所 (東京都新宿区)	本社管理 その他		291	—	—	420	174	885	1,080	
東京事業場 笹塚 (東京都渋谷区)	内視鏡 治療機器 その他	事務所設備及 びその他備品	101	4	—	34	228	367	347	
東京備品センター (神奈川県相模原市)	内視鏡 治療機器 科学 映像 その他	販売促進用備 品	44	2	—	6,084	4,694	10,824	12	
大阪備品センター (大阪府八尾市)	内視鏡 治療機器	販売促進用備 品	—	—	—	—	1,049	1,049	—	
白河事業場 (福島県西白河郡西郷村)	内視鏡	事務所設備及 びその他備品	5,478	92	—	—	2,893	8,463	46	
支店 営業所	大阪支店 他14ヶ所	内視鏡 治療機器 科学 映像 その他	80	0	—	—	37	117	497	
貸与設備	長野オリンパス㈱ (長野県上伊那郡辰野町)	科学	製造設備	587	1,833	—	—	894	3,314	—
	会津オリンパス㈱ (福島県会津若松市)	内視鏡	製造設備	5,291	1,984	—	—	862	8,137	—
	青森オリンパス㈱ (青森県黒石市)	治療機器	製造設備	3,212	1,053	184 (31)	—	207	4,656	—
	白河オリンパス㈱ (福島県西白河郡西郷村)	内視鏡	製造設備	40	1,847	—	—	995	2,882	—
	オリンパスメディカルシス テムズ㈱ (東京都西多摩郡日の出町)	内視鏡 治療機器	製造設備	439	814	—	—	109	1,362	—
	その他	—	—	322	218	261 (7)	—	46	847	—
厚生施設(独身寮・社宅)	—	—	915	—	3,148 (24)	—	3	4,066	—	
その他	—	—	299	98	60 (44)	155	7,675	8,287	365	
合計			34,258	10,499	14,372 (365)	6,741	25,485	91,355	7,146	

- (注) 1 帳簿価額は、日本基準に基づく個別財務諸表の帳簿価額を記載しています。
 2 上記のうちには建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定は含んでいません。
 3 その他は工具、器具及び備品並びに無形資産です。
 4 上記の金額には消費税等は含まれていません。
 5 IFRSとの主要な差異として研究開発資産35,431百万円、使用権資産（土地、建物及び構築物）5,940百万円があります。
 6 連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりです。

(賃借契約)

(2020年3月31日現在)

事業所 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	面積 (千㎡)	年間賃借料 (百万円)
本社事務所 (東京都新宿区)	内視鏡 治療機器 科学 その他 本社管理	本社事務所用建物	14	889

(リース契約)

(2020年3月31日現在)

事業所 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	リース期間	リース 契約額 (百万円)	年間 リース料 (百万円)	リース 契約残高 (百万円)
東京事業場 笹塚 (東京都渋谷区)	本社管理	ネットワーク機器	2019年4月から 2022年8月	213	62	151

(2) 主要な国内子会社

(2020年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)		セグメントの名称	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
					建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産 (有形)	その他		合計
オリンパス メディカル システムズ ㈱	日の出事業場 (東京都西多摩郡日の出町)		内視鏡 治療機器	製造設備	240	0	1,440 (10)	17	26	1,723	267
	貸与設備	会津オリンパス㈱ (福島県会津若松市)	内視鏡	製造設備	1,304	3	1,232 (76)	—	—	2,539	—
		青森オリンパス㈱ (青森県黒石市)	治療機器	製造設備	359	—	420 (40)	—	—	779	—
		白河オリンパス㈱ (福島県西白河郡西郷村)	内視鏡	製造設備	312	—	867 (75)	—	—	1,179	—
		厚生施設(独身寮・社宅) (福島県西白河郡西郷村他1ヶ所)	—	—	75	—	172 (3)	—	—	247	—
	その他	—	—	—	—	—	—	51	51	18	
	合計				2,290	3	4,131 (204)	17	77	6,518	285

- (注) 1 帳簿価額は、日本基準に基づく金額を記載しています。
2 上記のうちには建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定は含んでいません。
3 その他は工具、器具及び備品です。
4 上記の金額には消費税等は含まれていません。
5 連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりです。

(賃借契約)

(2020年3月31日現在)

事業所 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	面積 (千㎡)	年間賃借料 (百万円)
東京備品センター (神奈川県相模原市)	内視鏡 治療機器 科学 映像 その他	倉庫	32	500

(3) 主要な在外子会社

(2020年3月31日現在)

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計		
Olympus America Inc.	Pennsylvania, U. S. A.	内視鏡 治療機器 科学	事業用資産	5,139	276	638 (219)	33,681	39,734	1,903
Olympus Scientific Solutions Americas Corp.	Massachusetts, U. S. A.	科学	販売促進用 備品及びそ の他設備	4,599	837	201 (33)	4,140	9,777	741
Gyrus ACMI, Inc.	Massachusetts, U. S. A.	治療機器	製造設備、 販売促進用 備品及びそ の他設備	7,293	1,345	130 (159)	10,935	19,703	1,457
Olympus Vietnam Co., Ltd.	Dong Nai Province, Vietnam	治療機器 映像	事務所建物 製造設備	4,487	3,250	—	473	8,210	4,507
Olympus (Beijing) Sales & Service Co., Ltd	Beijing, China	内視鏡 治療機器 科学	販売促進用 備品及びそ の他設備	1,977	11	—	6,441	8,429	1,644
KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd.	Essex, U. K.	内視鏡 科学	製造設備、 販売促進用 備品及びそ の他設備	3,585	438	144 (55)	1,569	5,736	1,011
Olympus Winter & Ibe Properties GmbH & Co. KG	Hamburg, Germany	内視鏡 治療機器	事務所建物 土地	8,926	—	1,452 (34)	—	10,378	—
Olympus Winter & Ibe GmbH	Hamburg, Germany	内視鏡 治療機器	事務所建物 製造設備	2,498	1,148	—	1,912	5,558	1,332

- (注) 1 帳簿価額はIFRSに基づく金額を記載しています。
2 上記のうちには建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定は含んでいません。
3 その他は工具、器具及び備品並びに無形資産です。
4 上記の金額には消費税等は含まれていません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当グループの提出日現在で計画している当連結会計年度後1年間の設備投資計画(新設・拡充)は以下のとおりです。

(1) 重要な設備の新設等

会社区分	会社名又は事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	完成後における生 産能力
提出会社	長野事業場 辰野 (長野県上伊那郡辰野町)	科学 映像 その他	機械装置	452	0	自己資金	現在の生産能力 と同程度となる 見込みです。
			その他	106	—		
			合計	558	0		
	技術開発センター石川 (東京都八王子市)	内視鏡 治療機器 科学 映像 その他	試験研究用設備	609	4	自己資金	
			ソフトウェア	591	1,121		
			その他	312	144		
			合計	1,512	1,269		
	技術開発センター宇津木 (東京都八王子市)	内視鏡 治療機器 その他	試験研究用設備	141	2	自己資金	
			その他	166	—		
			合計	307	2		
	本社事務所 (東京都新宿区)	内視鏡 治療機器 科学 本社管理 その他	ソフトウェア	174	255	自己資金	
			その他	243	—		
			合計	417	255		
	東京事業場 笹塚 (東京都渋谷区)	内視鏡 治療機器 映像 本社管理 その他	ソフトウェア	675	1,006	自己資金	
その他			219	—			
合計			894	1,006			
東京備品センター (神奈川県相模原市)	内視鏡 治療機器 科学 映像 その他	販売促進用備品	10,859	—	自己資金		
		合計	10,859	—			
貸与資産 長野オリンパス㈱	科学	機械装置	478	7	自己資金		
		工具	211	—			
		その他	7	—			
		合計	696	7			
貸与資産 会津オリンパス㈱	内視鏡	機械装置	152	—	自己資金		
		工具	296	—			
		その他	24	—			
		合計	472	—			
貸与資産 青森オリンパス㈱	治療機器	建物及び附属設備	259	—	自己資金		
		機械装置	87	—			
		工具	363	—			
		その他	—	2			
合計	709	2					
貸与資産 白河オリンパス㈱	内視鏡	建物及び附属設備	138	—	自己資金		
		機械装置	155	—			
		工具	225	—			
		その他	1	—			
合計	519	—					
貸与資産 オリンパスロジテックス㈱	内視鏡 治療機器 科学 映像 その他	機械装置	834	10	自己資金		
		その他	4	—			
		合計	838	10			
その他	—	建物及び附属設備	138	—	自己資金		
		機械装置	31	—			
		工具	1,800	—			
		その他	15	688			
合計	1,984	688					
合計				19,765	3,239		
国内子会社	オリンパスメディカルシス テムズ㈱ (東京都八王子市)	内視鏡 治療機器	建物及び附属設備	61	—	自己資金	
			機械装置	1,712	—		
			試験研究用設備	1,023	—		
			工具	32	—		
			その他	266	1		
合計	3,094	1					

- (注) 1 日本基準に基づく金額を記載しています。
 2 IFRSとの主要な差異として研究開発資産12,632百万円があります。
 3 金額には消費税等を含んでいません。

会社区分	会社名又は事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	完成後における 生産能力
在外子会社	Olympus Corporation of the Americas (Pennsylvania, U.S.A.)	内視鏡 治療機器 科学 その他	建物及び附属設備	12,880	333	自己資金	現在の生産能力 と同程度となる 見込みです。
			機械装置	834	798		
			ソフトウェア	541	—		
			販売促進用備品	15,363	—		
			研究開発資産	1,299	—		
	その他	93	—				
	合計	31,010	1,131				
	Olympus Europa Holding SE (Hamburg, Germany)	内視鏡 治療機器 科学 映像 その他	建物及び附属設備	19,182	1,010	自己資金	
			機械装置	2,122	753		
工具			600	3			
ソフトウェア			371	1			
販売促進用備品			6,461	134			
研究開発資産	2,622	—					
その他	685	—					
合計	32,043	1,901					
Olympus (Beijing) Sales & Service Co.,Ltd. (Beijing, China)	内視鏡 治療機器 科学 その他	建物及び附属設備	2,443	—	自己資金		
		ソフトウェア	204	—			
		販売促進用備品	3,844	—			
		その他	302	122			
合計	6,793	122					

(注) 金額には消費税等を含んでいません。

- (2) 重要な設備の除却等
 重要なものではありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年7月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,370,914,963	1,370,914,963	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	1,370,914,963	1,370,914,963	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2013年8月8日	2014年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社取締役5名 当社執行役員20名	当社取締役5名 当社執行役員20名
新株予約権の数※	308個 [288個]	362個 [337個]
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数※	普通株式 123,200株 [115,200株] (注2)	普通株式 144,800株 [134,800株] (注2)
新株予約権の行使時の払込金額※	1円 (注3)	1円 (注3)
新株予約権の行使期間※	自 2013年8月27日 至 2043年8月26日	自 2014年7月12日 至 2044年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額 ※	発行価格 735円 資本組入額 368円	発行価格 907円 資本組入額 454円
新株予約権の行使の条件※	①新株予約権者は、当社の取締役、執行役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年間に限って新株予約権を行使することができます。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。 ③新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の行使ができるものとします。	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項※	(注4)	

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2015年6月26日	2016年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社取締役5名 当社執行役員19名	当社取締役5名 当社執行役員19名
新株予約権の数※	370個	369個 [362個]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数※	普通株式 148,000株 (注2)	普通株式 147,600株 [144,800株] (注2)
新株予約権の行使時の払込金額※	1円 (注3)	1円 (注3)
新株予約権の行使期間※	自 2015年7月14日 至 2045年7月13日	自 2016年7月14日 至 2046年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額※	発行価格 1,104円 資本組入額 552円	発行価格 896円 資本組入額 448円
新株予約権の行使の条件※	①新株予約権者は、当社の取締役、執行役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年間に限って新株予約権を行使することができます。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。 ③新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の行使ができるものとします。	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)	

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 2019年2月8日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。
- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は400株とします。なお、新株予約権の割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。
- また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。
- 3 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とします。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記②に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④または⑤のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年8月28日(注1)	20	342,691	40	124,560	40	90,980
2018年7月26日(注2)	22	342,713	46	124,606	46	91,026
2019年4月1日(注3)	1,028,140	1,370,853	—	124,606	—	91,026
2019年7月25日(注4)	62	1,370,915	37	124,643	37	91,063

(注) 1 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の有償発行によるものです。

発行価額 4,065円

資本組入額 2,032.5円

割当先 取締役(社外取締役を除く)5名、執行役員14名

2 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の有償発行によるものです。

発行価額 4,135円

資本組入額 2,067.5円

割当先 取締役(社外取締役を除く)5名、執行役員17名

3 株式分割(1:4)によるものです。

4 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の有償発行によるものです。

発行価額 1,205円

資本組入額 602.5円

割当先 執行役(取締役兼務者を含む)4名、執行役員15名

(5) 【所有者別状況】

2020年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	68	50	348	814	38	35,002	36,320	—
所有株式数 (単元)	—	5,570,932	123,632	442,120	6,126,615	353	1,443,869	13,707,521	162,863
所有株式数 の割合 (%)	—	40.64	0.90	3.23	44.70	0.00	10.53	100.00	—

(注) 1 自己株式85,330,967株は、「個人その他」に853,309単元、「単元未満株式の状況」に67株含まれていません。

2 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が41単元含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2020年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 (株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	156,516,300	12.17
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	73,254,300	5.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505010(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	イギリス ロンドン (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	64,740,284	5.04
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)	イギリス ロンドン (東京都港区湊南2丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	64,077,200	4.98
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	53,146,472	4.13
(株)SMB信託銀行(株)三井住友銀 行退職給付信託口)	東京都港区西新橋1丁目3番1号	45,616,000	3.55
(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	43,522,344	3.39
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	アメリカ ボストン (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	26,511,299	2.06
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタ ンレーMUFJ証券株式会社)	アメリカ ニューヨーク (東京都千代田区大手町1丁目9番7号大 手町フィナンシャルシティサウスタワー)	23,347,386	1.82
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	22,627,600	1.76
計	—	573,359,185	44.60

(注) 1 2018年5月31日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ValueAct Capital Master Fund, L.P. 他共同保有者2名が2018年5月25日現在で17,263,500株を保有している旨が記載されていますが、当社として2020年5月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。

大量保有者 ValueAct Capital Master Fund, L.P. 他共同保有者2名
 保有株式等の数 17,263,500株
 株券等保有割合 5.04%

2 2018年6月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、(株)三菱UFJ銀行他共同保有者3名が2018年6月11日現在で23,745,436株を保有している旨が記載されていますが、当社として2020年5月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりです。

大量保有者 (株)三菱UFJ銀行他共同保有者3名
 保有株式等の数 23,745,436株
 株券等保有割合 6.93%

3 2018年8月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン(株)他共同保有者5名が2018年7月31日現在で17,238,214株を保有している旨が記載されていますが、当社として2020年5月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりです。

大量保有者 ブラックロック・ジャパン(株)他共同保有者5名
 保有株式等の数 17,238,214株
 株券等保有割合 5.03%

- 4 2018年10月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ノムラ インターナショナル ピーエルシー他共同保有者1名が2018年9月28日現在で17,177,380株を保有している旨が記載されていますが、当社として2020年5月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。

大量保有者 ノムラ インターナショナル ピーエルシー他共同保有者1名
保有株式等の数 17,177,380株
株券等保有割合 5.01%

- 5 2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行(株)他共同保有者2名が2018年12月14日現在で18,331,600株を保有している旨が記載されていますが、当社として2020年5月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりです。

大量保有者 三井住友信託銀行(株)他共同保有者2名
保有株式等の数 18,331,600株
株券等保有割合 5.35%

- 6 2019年12月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Massachusetts Financial Services Company他共同保有者1名が2019年11月29日現在で55,900,100株を保有している旨が記載されていますが、当社として2020年5月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりです。

大量保有者 Massachusetts Financial Services Company他共同保有者1名
保有株式等の数 55,900,100株
株券等保有割合 4.08%

- 7 上記1～5の保有株式数は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で実施した株式分割前の株式数を記載しています。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 85,330,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,285,421,200	12,854,212	—
単元未満株式	普通株式 162,863	—	—
発行済株式総数	1,370,914,963	—	—
総株主の議決権	—	12,854,212	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,100株(議決権41個)含まれています。

② 【自己株式等】

2020年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) オリンパス(株)	東京都八王子市石川町2951番地	85,330,900	—	85,330,900	6.22
計	—	85,330,900	—	85,330,900	6.22

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得、会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得および会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2019年8月29日) での決議状況 (取得期間 2019年8月30日)	85,000,000	99,025,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	80,153,100	93,378,361,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	4,846,900	5,646,638,500
当事業年度の末尾現在の未行使割合	5.7	5.7
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	5.7	5.7

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	15,400	2,361,142
当期間における取得自己株式	19,987	—

- (注) 1 当事業年度における取得自己株式のうち13,748株は、譲渡制限付株式報酬制度により無償取得したものです。
- 2 当期間における取得自己株式は、譲渡制限付株式報酬制度により無償取得したものです。
- 3 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含んでいません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使に応じ処分した取得自己株式)	8,800	9,651,918	18,800	21,615,845
保有自己株式数	85,329,780	—	85,330,967	—

- (注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの自己株式の取得および処分による株式数は含んでいません。

3 【配当政策】

当社は、当社グループの持続的な成長を実現させるため、事業成長等への投資を優先したうえで、株主価値を考慮した積極的な株主還元を実施することとし、配当については還元の基礎部分として安定的な実施を基本的な考え方としています。

上記方針に基づき、当期の期末配当金は、1株あたり10円とする予定です。

剰余金の配当については、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」との定款の定めに基づき、中間配当は取締役会で、期末配当は株主総会にて決定することとしていましたが、2020年7月30日開催予定の第152期定時株主総会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の定款変更を決議する予定です。

なお、当社は、連結配当規制適用会社です。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当りの配当額 (円)
2020年7月30日 定時株主総会決議（予定）	12,856	10

(注) 当事業年度の定時株主総会の開催を2020年7月30日へ延期したことに伴い、当期の期末配当の基準日を2020年3月31日から2020年5月31日へ変更しています。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

有価証券報告書提出日（2020年7月6日）現在の状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想とし、株主をはじめとしたすべてのステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、基本的にコーポレートガバナンス・コードの原則を実施し、株主に対する受託者責任および顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任、ならびに上記の当社の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスの実現をめざし、当方針を策定する。

1. 株主の権利、平等性の確保

- ①当社は、株主の権利を尊重し、また、株主の実質的な平等性を確保する。
- ②当社は、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。
- ③当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証のうえ当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した上場株式を保有する。毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案の上、保有の適否を検証し、保有に適さないと判断した株式については順次縮減する。政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権を行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断する。
- ④当社およびその子会社が関連当事者間取引を行う場合は、「職務権限規程」および関連する規程に基づき、各社の取締役会の承認を要することとし、さらに地域統括会社の承認を得るとともに当社へ報告する。

2. 株主以外のステークホルダーとの協働

当社は、経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」のもと、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努める。

ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践する。具体的には、グループ全員の行動の拠り所として「経営理念」、「行動様式」を策定し、当社グループに属するすべての役員および従業員に、広く浸透させる。

コンプライアンスの統括責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命する。取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長としCCOや外部委員で構成されるコンプライアンス委員会を設置する。また、内部通報制度「コンプライアンスヘルプライン」を構築し、社内通報受付窓口と外部弁護士による社外通報受付窓口で運用し、その運用状況を、上記コンプライアンス委員会を通じて定期的に取り締りに報告する。

3. 情報開示の充実および透明性の確保

当社は、経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての企業活動の基本思想とし、すべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、経営方針、財務状況、事業活動状況、CSR活動などの企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示する。

4. 取締役会等の責務

①取締役会の役割

取締役会は、経営の基本方針や内部統制システムに係る事項その他の重要事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

②取締役の資質

当社の取締役は、高い倫理観を有し、かつ、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有し、自らの義務と責任を全うするために、取締役会に対して十分な時間を割く。

③取締役会の多様性

当社は、取締役会の構成については、国籍や人種、性別にとらわれず、経験、知識、能力等における多様性に配慮する。

④取締役会の規模

当社グループの規模および事業の内容から、定款に定める15名以内で取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持する。

⑤独立社外取締役

取締役会の監督機能を高める観点から、取締役の半数以上を独立社外取締役とする。独立性基準は指名委員会で定める。

⑥取締役会の議長

執行と監督の分離を図るために、取締役会の議長は独立社外取締役が務める。

⑦指名、報酬および監査に関する委員会

取締役会は、指名委員会、報酬委員会および監査委員会を設置する。

指名委員会

- ・指名委員会は、取締役および執行役の人事に係る事項を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する。
- ・指名委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

報酬委員会

- ・報酬委員会は、取締役および執行役の報酬に係る事項等を審議し、個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、その方針にしたがい、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を定める。
- ・報酬委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

監査委員会

- ・監査委員会は、次に掲げる職務を行う。
 - 1) 執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成
 - 2) 会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定
 - 3) その他法令および定款に定められた職務およびその他監査委員会が必要と認めた事項
- ・監査委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。かつ少なくとも1名は、財務、会計業務に関する豊富な知識を有する者とする。

⑧取締役の選任プロセス

指名委員会が取締役候補者を選任基準に照らして審議、面接して、株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定する。

⑨社長の後継者の育成とその決定

指名委員会は、社長の後継者計画を策定し、定期的に見直しを行う。

後継者の決定は、指名委員会で社外を含む候補者が社長に相応しい資質を有するか審議を行い、取締役会に意見の陳述および助言を行い、取締役会で決定する。

⑩報酬制度

役員報酬（取締役および執行役の報酬）については、「企業価値の最大化をはかり株主をはじめとした様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務にふさわしい処遇とすることを、基本方針とする。報酬委員会は、同方針に基づき、短期および中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定することを重視し、役員報酬を決定する。

⑪取締役会の運営

取締役会の議題、時間および開催頻度は、重要事項の決定および業務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能のように設定する。また、取締役会において建設的な議論・意見交換ができるように、取締役会の付議および報告議案について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、事前に資料を送付する。また、取締役会の開催スケジュールや予想される審議事項については予め決定する。

⑫独立社外取締役だけの会合

当社は、必要に応じて、独立社外取締役だけの会合を実施し、情報交換および認識共有を図る。

⑬取締役会評価

毎年、取締役会の実効性について、第三者の視点も含めた分析および評価を行い、その評価結果の概要を公表する。

⑭情報入手と支援体制

- ・当社は取締役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努める。
- ・当社の社外取締役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。
- ・当社は、指名委員会、報酬委員会および監査委員会ならびに各委員がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員等を付与された事務局を設置する。

⑮取締役の研鑽

取締役は、その役割や責務を果たすために、知識の習得や更新等の研鑽に努める。また、当社は新任の社外取締役に対して、当社の事業所、工場見学や事業の勉強会等当社に関する知識を習得するために様々なプログラムを提供する。

5. 株主との対話

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針を取締役会で定め、公表する。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針

1) 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、社長および財務担当役員が中心となって株主との建設的な対話を積極的に実施する。IR機能がこれを補佐して社内における情報交換や株主から得た意見の経営陣幹部へのフィードバック等の体制を整備する。

2) 社長および財務担当役員による対話の方針

株主との対話全般については、社長および財務担当役員が中心となって建設的な対話の実現に向け、対応する。具体的には、株主との個別の面談に加え、四半期決算ごとに説明会、スモールミーティング、海外投資家との電話会議を実施するほか、定期的な国内および海外ロードショーの実施、証券会社主催のカンファレンスへの参加等、株主との直接の対話の機会を積極的に設けることとする。

3) IR機能によるIR活動の方針

IR活動を専門に担当するIR機能を設置し、株主との対話の充実に向けて積極的なIR活動を実施する。具体的には、株主の依頼に応じて随時個別の面談を実施するほか、個人投資家向け説明会や施設見学会といったIRイベントを定期的実施する。また、ホームページ、統合レポート、株主通信、株主総会招集ご通知等を通じて株主に対して積極的な情報提供を行う。

4) IR機能による社内情報交換体制整備の方針

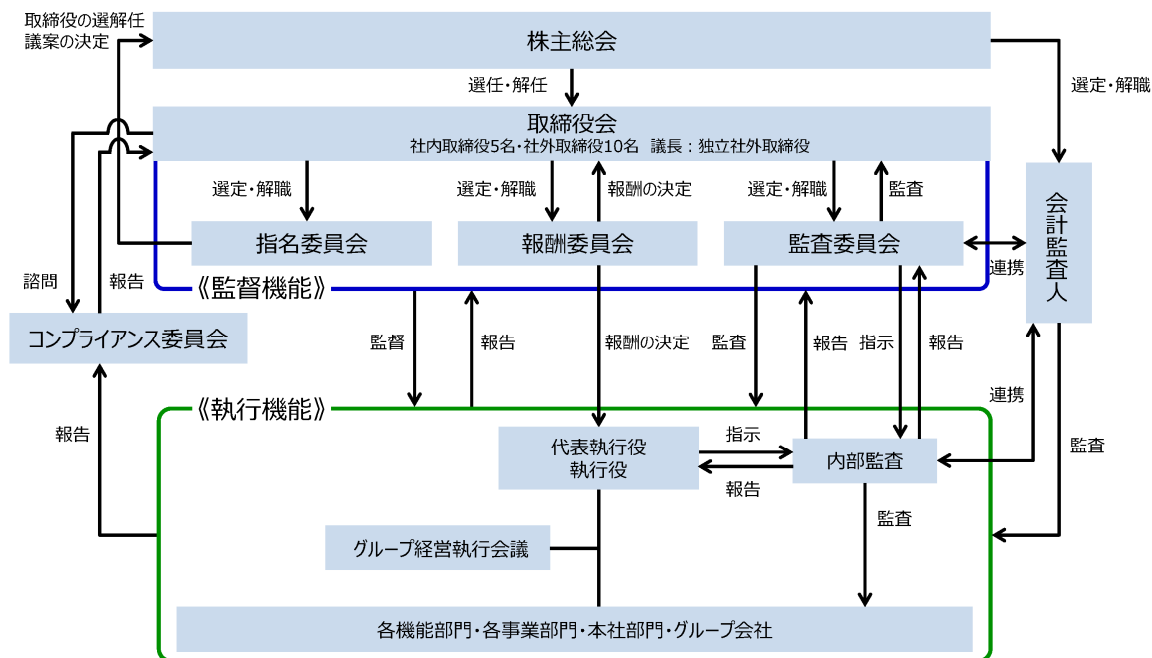
IR機能は、経営企画、内部統制、財務、経理、法務機能等と日常的に適宜情報交換を行い、必要に応じてプロジェクトチームを組むなどして、有機的な連携体制を取る。また、機関投資家を中心とする株主との対話から得た株主の意見および懸念については、必要に応じて、IR機能からグループ経営執行会議や取締役会において報告し、その内容について議論する。

5) 株主との対話におけるインサイダー情報管理の方針

インサイダー情報については、「インサイダー取引防止規程」に従い厳重な管理を行う。株主との対話に際しては、担当者に対してIR機能から改めて注意喚起を行うことで、インサイダー情報の漏洩を未然に防止する。

[コーポレートガバナンス体制]

有価証券報告書提出日（2020年7月6日）現在における当社のコーポレートガバナンス体制は次の図のとおりです。



(2) 企業統治の体制

① 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、真のグローバル・メドテックカンパニーを目指すにあたり、業務執行の意思決定の迅速化、ガバナンスの強化と透明性の一層の向上を図るため、2019年6月に指名委員会等設置会社へ移行しました。

[取締役、取締役会、執行役、法定委員会]

取締役会は15名の取締役で構成し、過半数の10名が社外取締役、そのうち9名が独立社外取締役です。取締役の任期は1年です。当社は、取締役会を3カ月に1回以上、および必要に応じて随時これを開催し、経営の基本方針や内部統制システムに係る事項その他の重要事項を決定するとともに、取締役および執行役等の職務の執行を監督します。取締役会の議長は、独立社外取締役が務めます。社外取締役10名には、取締役会において監督を行うにあたり、各取締役が有する専門知識を経営に活かすことを期待しています。なお、当社は取締役に對して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努める一方、社外取締役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができ、情報伝達および監督面での機能強化を図り、経営の健全性が確保される仕組みを構築しています。

取締役会の構成メンバーは、次のとおりです。なお、取締役会の議長は藤田純孝氏が務めています。

取締役	竹内康雄、笹宏行、シュテファン・カウフマン、古閑信之、清水昌
社外取締役	藤田純孝、片山隆之、神永晉、木川理二郎、岩村哲夫、榊田恭正、名取勝也、岩崎淳、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー

執行役は、チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）、チーフオペレーティングオフィサー（COO）、チーフテクノロジーオフィサー（CTO）、チーフファイナンシャルオフィサー（CFO）、チーフアドミニストレイティブオフィサー（CAO）の5名で構成されており、当社グループにおける意思決定体制の迅速化・効率化およびグループ全体でのリスクマネジメントの一元管理を行います。

また、過半数の独立社外取締役で構成する指名・報酬・監査の三委員会は、指名委員会が取締役候補者を決定し、報酬委員会が取締役および執行役の報酬の決定を行い、監査委員会が取締役および執行役の職務の執行の監査を行います。各委員会のメンバーは次のとおりです。

指名委員会	委員長	(独立社外取締役) 藤田純孝
	委員	(独立社外取締役) 岩村哲夫、榊田恭正 (社外取締役) デイビッド・ロバート・ヘイル (取締役) 竹内康雄
報酬委員会	委員長	(独立社外取締役) 神永晉
	委員	(独立社外取締役) 榊田恭正、片山隆之、ジミー・シー・ビーズリー
監査委員会	委員長	(独立社外取締役) 名取勝也
	委員	(独立社外取締役) 木川理二郎、岩崎淳 (取締役) 古閑信之、清水昌

なお、当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する最低責任限度額です。

[任意委員会]

当社では、コンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。委員会の構成メンバーは次のとおりです。

コンプライアンス委員会	委員長	(独立社外取締役) 神永晉
	委員	(独立社外取締役) 岩村哲夫 (外部委員、弁護士) 浜辺陽一郎 (チーフコンプライアンスオフィサー) キャロライン・ウエスト (Regional Representative Officer, Japan) 土屋英尚

[取締役の選任の決議要件]

当社は、取締役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨および選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。

[株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項]

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

また、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

当社は、取締役および執行役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）または執行役（執行役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めています。

[株主総会の特別決議要件]

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営が行えるようにするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

[内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備の状況]

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社の執行役および使用人ならびにオリンパスグループの取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、経営理念に基づき、オリンパスグローバル行動規範および各種の規程類を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (2) 当社は、オリンパスグループのコンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置します。コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス担当役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括機能を設置します。統括機能は「グローバルコンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたグループコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、コンプライアンスに関する問題を相談または通報する窓口として社内外にコンプライアンスヘルプラインを設置し、法令違反等が発生または発生する可能性があるかと判断した場合、使用人は通報することができます。
- (3) 当社は、社長をCSR責任者とし、オリンパスグループにおけるCSR活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行っています。また、当社は高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグローバル行動規範に沿った取り組みを推進します。
- (4) 当社は、社長直轄の内部監査機能を設置します。内部監査規程に基づき内部監査機能は、リスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性等につき内部監査を実施します。内部監査機能は、オリンパスグループの内部監査結果を当社の社長、取締役会および監査委員会に報告します。
- (5) 当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。
- (6) 当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、内部監査機能において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
- (7) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、法令および文書管理規程等の規程類に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
- (2) 取締役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会およびグループ経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。

取締役会は、経営の基本方針、内部統制システムに係る事項、その他の重要事項および重要な業務執行に関する事項を決定する他、執行役に委任する事項を決定します。また、執行役は、取締役会で決議する事項以外の重要事項については、意思決定を行い、取締役に報告を行います。

- (2) 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する機能を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
 - (3) 当社は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、オリンパスグループの事業活動に伴う重大リスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限に留めるためのリスクマネジメントシステムを整備し、その適切な運用および管理にあたります。
また、リスクマネジメントおよび危機対応規程に従い、オリンパスグループの担当機能においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。企業倫理違反ならびに震災、火災および事故等の重大なリスクが発生した場合、担当機能は、執行役および関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。
4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。取締役会はその他の重要事項を決定し、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化および効率化を図るため、執行役に委任します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督します。
 - (2) 取締役会は、執行役の職務の分担を決定します。また、その職務の執行状況について少なくとも四半期に1回報告を受けます。
 - (3) 取締役会は、職務権限規程、組織規程および関連する規程類により、主要な職位の責任と権限について承認します。また、主要な職位から職務の執行状況について報告を受けます。
 - (4) 当社は、オリンパスグループの財務運営の基礎となる財務方針を規定したグループ財務規程を定め、オリンパスグループの財務面でのガバナンスを強化するとともに、子会社を含むオリンパスグループにおける資金、為替、金融機関取引の統括および管理を実施します。
5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1) 当社は、関係会社管理規程および関連する規程類により子会社に関する管理基準を明確化したうえで、地域統括会社の社長がグループ各社の経営状況のレビューを行い、レビュー結果を定期的に当社の社長に報告します。
 - (2) 当社は、連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。
6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。
- (1) 取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。
 - (2) 監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。
7. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制
- (1) 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、法令および定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、直接または担当機能を通じすみやかに当社の監査委員会に報告します。その他、法令および監査委員会規程等に基づき、監査委員会がオリンパスグループの取締役、執行役および使用人等に対して報告を求めたときは、当該取締役、執行役および使用人等はすみやかに監査委員会に報告します。
 - (2) 当社は、コンプライアンスヘルプライン運用規程に従い、オリンパスグループにおける重要なコンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス担当役員が取締役に報告します。また、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告します。
 - (3) 当社の内部監査機能は、定期的に当社監査委員会に対してオリンパスグループにおける内部監査の状況を報告します。また、コンプライアンス担当役員は、必要に応じてコンプライアンスに関する状況を監査委員会に対して報告します。

8. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、規程類を定め、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。
9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、規程類を定め、監査委員による職務の執行に伴う費用の前払または償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出します。
10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
 - (2) 当社は、監査委員会が取締役、執行役および会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。
 - (3) 当社は、監査委員会が監査委員を重要な会議に出席させ、意見を述べる機会を確保します。
 - (4) 監査委員会と内部監査機能は緊密に連携するとともに、必要に応じて監査委員会が内部監査機能に指揮・命令権を行使できるものとします。
 - (5) 当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

上記方針に基づく運用状況の概要は以下の通りです。

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、2019年6月指名委員会等設置会社への移行に伴い、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めました。また、オリンパスグローバル行動規範を制定しており、規程類の制定ならびに改定を行いました。
 - ・当社は、コンプライアンス委員会を5回開催しコンプライアンス活動状況について報告しました。さらに、グローバルコンプライアンスコミッティを4回開催しました。加えて、従業員に対するコンプライアンス研修を実施しました。
 - ・当社は、各地域に設置している内部通報制度の周知と意識啓発を図るとともに、随時通報を受け付け、通報内容および調査結果を監査委員会に報告しました。また、すべてのステークホルダーに対し、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口を開設しました。
 - ・当社は、企業変革プラン「Transform Olympus」の下、経営とCSRを統合することで、ESGに関する取り組みを強化・推進するため、CSR全般の見直しを図りました。
 - ・当社の内部監査機能は、内部監査規程に基づき、監査計画や監査実施状況等について、社長および取締役会ならびに監査委員会に報告しました。また、内部統制実施方針に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用状況を取締役会に報告しました。さらに、監査結果を当社の社長、取締役会および監査委員会に報告しました。
 - ・当社は、主要な子会社に取り締め役および監査役を派遣しているほか、子会社の重要事項についてはオリンパスグローバルルールである内部統制規程および各地域の内部統制規程に基づき、当社において審議しました。
 - ・当社は、当社および子会社の取引に関して反社会的勢力排除規程に基づいた調査を実施しました。
2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・当社は、文書管理規程に基づき、取締役会議事録、有価証券報告書および規程類等の作成および保存を行いました。
3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、経営戦略や事業計画等のオリンパスグループの重要事項について、グループ経営執行会議で十分な審議を行ったうえで取締役会に上程しています。また、グループ経営執行会議および取締役会を定期的に開催しました。さらに、電子決裁システムによる決裁手続きの適正な運用によりグループの事業リスクの管理を行いました。
 - ・当社は、必要な教育・研修および会議体を開催する等によりオリンパスグループとしてリスクマネジメントに取り組みました。さらに、各事業・機能部門がリスクアセスメントを実施するとともに、災害が発生した場合の迅速な対応のための訓練等を実施しました。
 - ・当社は、グローバルコミッティを年6回開催しグループにおける情報セキュリティのガバナンス運営を行いました。

4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、執行役の職務の執行状況について取締役会に報告しました。また、次年度の事業計画を策定しました。なお、当期において取締役会を18回開催しました。
5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、子会社から実績の報告を毎月受けたほか、四半期および年間レビューを行い、グループ経営執行会議および監査委員会に報告しました。また、主要な子会社に取締役および監査役を派遣しています。
6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当社は、監査委員会室を設置しており、専任の使用人を2名、兼任の使用人を1名配置しています。また、規程に基づき執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の使用人に対する指示の実効性を確保しました。
7. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制
 - ・当社は、監査委員会が、取締役、執行役、執行役員、使用人および会計監査人との意見交換を必要に応じて実施できることとしています。また、監査委員が、グループ経営執行会議およびグローバルオーディットコミッティ等へ出席する機会を確保しています。さらに、コンプライアンスに関する状況をはじめ、内部通報状況および調査結果を監査委員会に報告しました。なお、当期において監査委員会を17回開催しました。
8. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社は、監査委員および監査委員会の職務を支える体制に係る規程を定め、監査委員会に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、遵守しています。
9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査委員の求めに応じて、必要な費用においては適宜精算しました。
10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、監査委員会の求めに応じ、取締役、執行役、執行役員および使用人との意見交換を必要に応じて実施し、監査委員会の監査の実効性を高めました。また、グループ経営執行会議およびグローバルオーディットコミッティ等へ出席する機会を確保しています。さらに当社の監査委員会は、関係会社監査役連絡会を開催するとともに、子会社の監査役との面談も実施しました。

[財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針]

株式会社の支配に関する基本方針については以下のとおりです。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

[IR活動]

当社グループは、会社の説明責任を果たし、経営の透明性を確保するため、IRの専門部門を設置しています。投資家をはじめ様々なステークホルダーに当社グループに対する正しい理解と信頼を得るため、さらには適正な企業価値の実現を目指すため情報開示活動に注力しています。投資家やアナリストに向けては、経営方針、事業活動状況等の企業情報を代表執行役および執行役が直接説明する決算説明会を年に数回開催しています。また、四半期決算ごとに投資家、アナリスト向けのIR取材や電話会議を開催し、医療事業説明会や国内・海外拠点の見学会なども随時行っています。海外の投資家に対しては、1970年代の早い時期からIR活動を実施、代表取締役（当時）および担当役員による現地での投資家訪問やヘルスケアカンファレンスへの参加、大半の情報開示を和文と同等レベルの内容およびタイミングで英文でも実施する等、積極的に情報開示を行っています。

2016年より、代表取締役（当時）、担当役員および事業部門長が中長期の経営戦略や事業戦略を投資家等に直接説明する「OLYMPUS Investor Day」を開催しており、2019年には、真のグローバル・メドテックカンパニーとして持続的な成長を実現させるための新たな経営戦略、企業変革プラン「Transform Olympus」に関する説明会を開催しました。個人投資家向けには、証券会社支店等での会社説明会を開催しています。また、当社医療分野の製品や強み等を紹介した「オリンパスの医療事業」を作成しホームページに掲載する等、IR情報の充実を図っています。

② 社会的責任等に関する取り組み

[ESGの取り組み]

当社グループのすべての活動は、経営理念のもと、社会からの要請・期待に応え、その義務・責任を果たすことです。お客さまやお取引先さま、株主・投資家の皆さま、従業員やその家族、さらには地域社会、国際社会といったステークホルダーとの対話を通じ、責任を果たすことで、初めてオリンパスという企業の存続が認められると考えています。2019年11月、当社は新経営戦略を公表しました。その冒頭、「当社の経営理念に従い、オリンパスはESG（環境・社会・ガバナンス）の取り組みを強化することで、社会やステークホルダーに対する責任を果たす」とし、その中でも下記の4つをESGの強化・推進施策として掲げました。

- ・質の高い医療を広く提供し、すべての人々の健康に寄与
- ・コンプライアンス、製品の品質・安全性への注力
- ・責任ある調達
- ・ダイバーシティー&インクルージョンの推進強化

ESG強化・推進施策の中の筆頭である「質の高い医療を広く提供し、すべての人々の健康に寄与」は当社の事業そのものであると同時に、人々の健康および地域・社会に貢献していくことを具現化する必要があると考えています。そのためには、適切なエビデンスと科学的分析に基づき医学的に高い価値を有し、経済的にも優れ、より安全な製品およびサービスを提供することが重要であり、何よりも医学的に価値あるアウトカム、患者さまのQOL向上、そして経済的価値をすべてのステークホルダーの皆さまにわかりやすく情報提供していくことがもっとも重要と考えています。そのために、この領域にも知見のあるリーダーを迎え入れ、Medical Affairs部門をMedical & Scientific Affairsとしてさらに強化させました。

一方、これまで継続的な活動を続けてきた企業市民活動においては、2019年のオリンパス創立100周年を契機に従来の取り組みを一層強化し、がん啓発活動- Shine a Light on Cancer -および次世代教育支援活動- Education Creates the Future -と銘打ち、世界各地のオリンパスグループで多くのイベントを実施し、世界各地の皆さまに内視鏡検査によるがんの早期発見の大切さを知っていただくことにより、人々の健康に貢献しています。また、同時にオリンパス技術歴史館「瑞古洞（ずいこう）」を「オリンパスミュージアム」としてリニューアルしました。国内はもとより海外のステークホルダーの皆さまに、よりオリンパスを知っていただく場として積極的なご利用を期待しています。

環境領域についてはオリンパスグループ環境方針のもと、事業活動のすべての場面における環境負荷の削減活動とともに、低炭素・循環型社会に貢献する製品・サービスの拡大や各地域での環境貢献活動を通じて地球環境への配慮と事業成長を両立し、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。また、気候変動を事業活動に影響を及ぼす重要な環境課題の一つと認識しています。炭素税・排出権取引や各国のCO2削減規制の強化、台風や洪水等の自然災害の規模拡大によるサプライチェーンの断絶等が事業活動のリスクにつながると考えており、エネルギー効率の改善を目標に掲げての活動、自然エネルギーの導入拡大、サプライヤーの多様化等の対策を実施しています。

[コンプライアンス体制]

当社グループでは、経営理念である「私たちの存在意義」と「私たちのコアバリュー」を実践するため、従来までの企業行動憲章および行動規範に代えて、「オリンパスグローバル行動規範」を新たに制定し、誠実であり続けるためのゆるぎない決意と情熱、そして、卓越した業務水準について記しました。この行動規範のもと、各地域の方針や手順に従いながら、倫理的かつ責任ある事業活動を行うことで、コンプライアンスを強力に推進しています。また、医療分野という人命に関わる製品を提供する企業の責務として、常に高いレベルでの製品安全、品質およびサービス等を保持し、世界各国の法規制を遵守すべく規程の整備を行い、周知徹底や教育に取り組んでいます。

グローバルな活動としては、グローバルでのコンプライアンスの責任者であるチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）により、各地域統括会社のコンプライアンスの責任者を集めたグローバルコンプライアンスコミッティが四半期毎に開催され、CCOの方針のグローバルでの徹底や、グローバル共通で取り組む重要施策の討議、当社グループ全体におけるコンプライアンス状況の把握と施策の推進に努め、より高い次元のコンプライアンス構築に取り組んでいます。当連結会計年度は、贈賄防止に関するリスク低減策や教育、モニタリングの強化、そして24時間365日かつ多言語で対応可能なグローバル共通の内部通報システムをスタートさせました。

国内では、コンプライアンス推進委員会を通じ、国内グループ会社へのコンプライアンス施策の徹底を図って

います。グローバル共通施策としての贈賄防止に加え国内独自に重要法令を設定し、それに関する規程の制定およびプロセス管理の実施、役員や従業員に対するeラーニングや集合研修およびセミナー等による体系的なコンプライアンス教育を行いました。

また、国内地域のコンプライアンス責任者が複数の職場や拠点をめぐり、コンプライアンスに対する現場従業員の意識や意見を直接聞く、タウンホールミーティングを今期も実施し、より多くの職場や機能のメンバーとのコミュニケーションを通じて、コンプライアンス意識の醸成を図りました。

これら推進委員会や推進活動の結果は、当社のコンプライアンスにおける諮問機関であるコンプライアンス委員会に定期的に報告しています。

[リスクマネジメント・危機管理体制]

当社では、不正や事故の防止という“守り”と、積極的かつ健全なリスクテイクを行い、企業の持続的成長や価値創出に繋げる“攻め”との両方の視点で、リスクマネジメントを行っています。

また、予期せぬインシデントが発生した際にも企業価値への影響を最小限に留めるために、危機管理プロセスを整備しています。

①リスクマネジメント

地域のリスクマネジメントの実施状況は、国際会議などを通じて本社に集約しています。また、当社では事業計画策定プロセスにリスクアセスメントを活用し、方針策定しており、透明性の高い事業運営に繋がっています。

②危機管理

経営に影響を及ぼす可能性のあるインシデントは、速やかに社長他経営陣に報告され、責任者が関連部署と連携して適切に対応しています。また、防災・減災活動も常時改善を図っており、日本の巨大台風や海外の山火事等の激甚な自然災害の増加を受け、国内では全国の拠点における暴風雨リスク調査と対策、グローバルでは各地域との連携体制を強化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、グローバル体制、各地域体制を設置し、従業員、医療従事者の皆さま、患者さま、そしてコミュニティの健康と安全を守ることを最優先対策とし、事業継続対策も加えて、実施しています。

[情報セキュリティ体制]

当社では2018年よりチーフインフォメーションセキュリティオフィサー（CISO）とその専任部門を設置し、事業で取り扱う情報および社内業務情報を適切に保護、管理し、安全に活用するための活動を進めています。当連結会計年度においても本体制で、日本、欧州、米州、アジア・オセアニア、中国の各地域統括会社、およびその他グループ会社を対象に、組織的かつ総合的なグローバル情報セキュリティガバナンスを効かせ、情報セキュリティレベルの維持・向上に取り組みました。

当社の情報セキュリティ体制は、ITセキュリティ・機密情報セキュリティ・製品セキュリティの3つの情報セキュリティ機能分野を軸に構成され、それぞれの分野の取り組みに加えて、事業・機能・地域が連携した施策や管理を実現するためのセキュリティガバナンス体制を整えています。

本体制のもと、ITセキュリティ領域では、グローバルIT最適化プロジェクトやクラウドシステムの導入等によって、従来のITセキュリティ基盤の全面的な刷新を進め、高いレベルのITセキュリティの実現に努めています。機密情報セキュリティ領域では、EU一般データ保護規制（GDPR）やカリフォルニア州消費者保護法（CCPA）等の各国法規制に対応する業務プロセスや社内業務およびシステムの運用状況のモニタリングを行い、情報漏洩や規制違反の発生を防ぐセキュリティ対策に取り組んでいます。製品セキュリティ領域では、安全で信頼できる製品やサービスを提供すべく、製品のセキュリティ対策を確実にするための製品・サービス導入プロセスを確立しました。また、これらを確実に実現するため、社内の情報セキュリティアセスメントの定期的な実施による運用状況モニタリングや、役員および全従業員に対する情報セキュリティ定期教育等、セキュリティガバナンスを効かせて、包括的に情報セキュリティレベルの維持・向上に積極的かつ継続的に取り組んでいます。

[品質]

当社は、お客さまが求める真の価値を探求し、品質を最優先して行動し、安全で社会に有用な製品およびサービスを提供し続けるために、品質マネジメントシステムの有効性をグローバルで維持、改善しています。

当連結会計年度は、当社グループ全てのメンバーの安全・品質を重視するマインドをより向上させるために、オリンパスグループクオリティポリシーの浸透活動を継続して取り組みました。また、新経営戦略に基づき、グローバルマネジメントルールの改定を進め、製品品質、製品法規制の遵守および製品登録に関して執行役へ定期的に報告し、全社課題の明確化と適切なリソース配分が行われるプロセスをより明確にしています。

また、医療分野では、米国、欧州および日本で医師を採用し、製品の安全性とお客さまのニーズについて専門家の意見をより早く、グローバルに取り入れる社内体制を構築したほか、法規制対応において、医療分野のグローバル共通ルールを刷新し、法規制を確実に遵守するための教育を進めています。

さらに、経営理念である「私たちのコアバリュー」に基づき、法規制や社会規範の遵守やリスク判断について、社外有識者、行政と積極的にコミュニケーションを取り、「誠実」に判断、対応するためのプロセスを強化しています。特に、行政当局とのコミュニケーションは透明性を持って積極的に進めました。そのために、品質法規制機能のグローバルな各地域（米州、欧州、アジア等）に人材を積極的に採用し、グローバル視点で迅速に判断、対応することを可能にしています。

また、医療機器の市販後安全管理は、特に迅速で正確な行政報告が必要であるため、グループの全てのメンバーに対して教育を行っています。当社グループは、グローバルで業務品質を改善し続け、お客さまの安心と安全に貢献します。

定時株主総会終結日（2020年7月30日）現在の状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想とし、株主をはじめとしたすべてのステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、基本的にコーポレートガバナンス・コードの原則を実施し、株主に対する受託者責任および顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任、ならびに上記の当社の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスの実現をめざし、当方針を策定する。

1. 株主の権利、平等性の確保

- ①当社は、株主の権利を尊重し、また、株主の実質的な平等性を確保する。
- ②当社は、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。
- ③当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証のうえ当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した上場株式を保有する。毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案の上、保有の適否を検証し、保有に適さない判断した株式については順次縮減する。政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権を行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断する。
- ④当社およびその子会社が関連当事者間取引を行う場合は、「職務権限規程」および関連する規程に基づき、各社の取締役会の承認を要することとし、さらに地域統括会社の承認を得るとともに当社へ報告する。

2. 株主以外のステークホルダーとの協働

当社は、経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」のもと、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努める。

ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践する。具体的には、グループ全員の行動の拠り所として「経営理念」、「オリンパスグローバル行動規範」を策定し、当社グループに属するすべての役員および従業員に、広く浸透させる。

コンプライアンスの統括責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命する。また、すべてのステークホルダーに対し、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口を設置するとともに、各地域においても必要に応じ適切な内部通報制度を構築する。CCOは運用状況を定期的に監査委員会へ報告するとともに、必要に応じて取締役会に報告する。

3. 情報開示の充実および透明性の確保

当社は、経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての企業活動の基本思想とし、すべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、経営方針、財務状況、事業活動状況、CSR活動などの企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示する。

4. 取締役会等の責務

①取締役会の役割

取締役会は、経営の基本方針や内部統制システムに係る事項その他の重要事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

②取締役の資質

当社の取締役は、高い倫理観を有し、かつ、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有し、自らの義務と責任を全うするために、取締役会に対して十分な時間を割く。③取締役会の多様性
当社は、取締役会の構成については、国籍や人種、性別にとらわれず、経験、知識、能力等における多様性に配慮する。

④取締役会の規模

当社グループの規模および事業の内容から、定款に定める15名以内で取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持する。

⑤独立社外取締役

取締役会の監督機能を高める観点から、取締役の半数以上を独立社外取締役とする。独立性基準は指名委員会 で定める。

⑥取締役会の議長

執行と監督の分離を図るために、取締役会の議長は独立社外取締役が務める。

⑦指名、報酬および監査に関する委員会

取締役会は、指名委員会、報酬委員会および監査委員会を設置する。

指名委員会

- ・指名委員会は、取締役および執行役の人事に係る事項を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する。
- ・指名委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

報酬委員会

- ・報酬委員会は、取締役および執行役の報酬に係る事項等を審議し、個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、その方針にしたがい、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を定める。
- ・報酬委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

監査委員会

- ・監査委員会は、次に掲げる職務を行う。
 - 1) 執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成
 - 2) 会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定
 - 3) その他法令および定款に定められた職務およびその他監査委員会が必要と認めた事項
- ・監査委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。かつ少なくとも1名は、財務、会計業務に関する豊富な知識を有する者とする。

⑧取締役の選任プロセス

指名委員会が取締役候補者を選任基準に照らして審議、面接して、株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定する。

⑨CEOの後継者の育成とその決定

指名委員会は、CEOの後継者計画を策定し、定期的に見直しを行う。

後継者の決定は、指名委員会で社外を含む候補者が社長に相応しい資質を有するか審議を行い、取締役会に意見の陳述および助言を行い、取締役会で決定する。

⑩報酬制度

役員報酬（取締役および執行役の報酬）については、「企業価値の最大化をはかり株主をはじめとした様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務にふさわしい処遇とすることを、基本方針とする。報酬委員会は、同方針に基づき、短期および中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定することを重視し、役員報酬を決定する。

⑪取締役会の運営

取締役会の議題、時間および開催頻度は、重要事項の決定および業務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能ないように設定する。また、取締役会において建設的な議論・意見交換ができるように、取締役会の付議および報告議案について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、事前に資料を送付する。また、取締役会の開催スケジュールや予想される審議事項については予め決定する。

⑫社外取締役だけの会合

当社は、必要に応じて、社外取締役だけの会合を実施し、情報交換および認識共有を図る。

⑬取締役会評価

毎年、取締役会の実効性について、第三者の視点も含めた分析および評価を行い、その評価結果の概要を公表する。

⑭情報入手と支援体制

- ・当社は取締役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努める。
- ・当社の社外取締役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。
- ・当社は、指名委員会、報酬委員会および監査委員会ならびに各委員がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員等を付与された事務局を設置する。

⑮取締役の研鑽

取締役は、その役割や責務を果たすために、知識の習得や更新等の研鑽に努める。また、当社は新任の社外取締役に対して、当社の事業所、工場見学や事業の勉強会等当社に関する知識を習得するために様々なプログラムを提供する。

5. 株主との対話

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針を取締役会で定め、公表する。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針

1) 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、CEOおよびCF0が中心となって株主との建設的な対話を積極的に実施する。IR機能がこれを補佐して社内における情報交換や株主から得た意見の経営陣幹部へのフィードバック等の体制を整備する。

2) CEOおよびCF0による対話の方針

株主との対話全般については、CEOおよびCF0が中心となって建設的な対話の実現に向け、対応する。具体的には、株主との個別の面談に加え、四半期決算ごとに説明会、スモールミーティング、海外投資家との電話会議を実施するほか、定期的な国内および海外ロードショーの実施、証券会社主催のカンファレンスへの参加等、株主との直接の対話の機会を積極的に設けることとする。

3) IR機能によるIR活動の方針

IR活動を専門に担当するIR機能を設置し、株主との対話の充実に向けて積極的なIR活動を実施する。具体的には、株主の依頼に応じて随時個別の面談を実施するほか、個人投資家向け説明会や施設見学会といったIRイベントを定期的実施する。また、ホームページ、統合レポート、株主通信、株主総会招集ご通知等を通じて株主に対して積極的な情報提供を行う。

4) IR機能による社内情報交換体制整備の方針

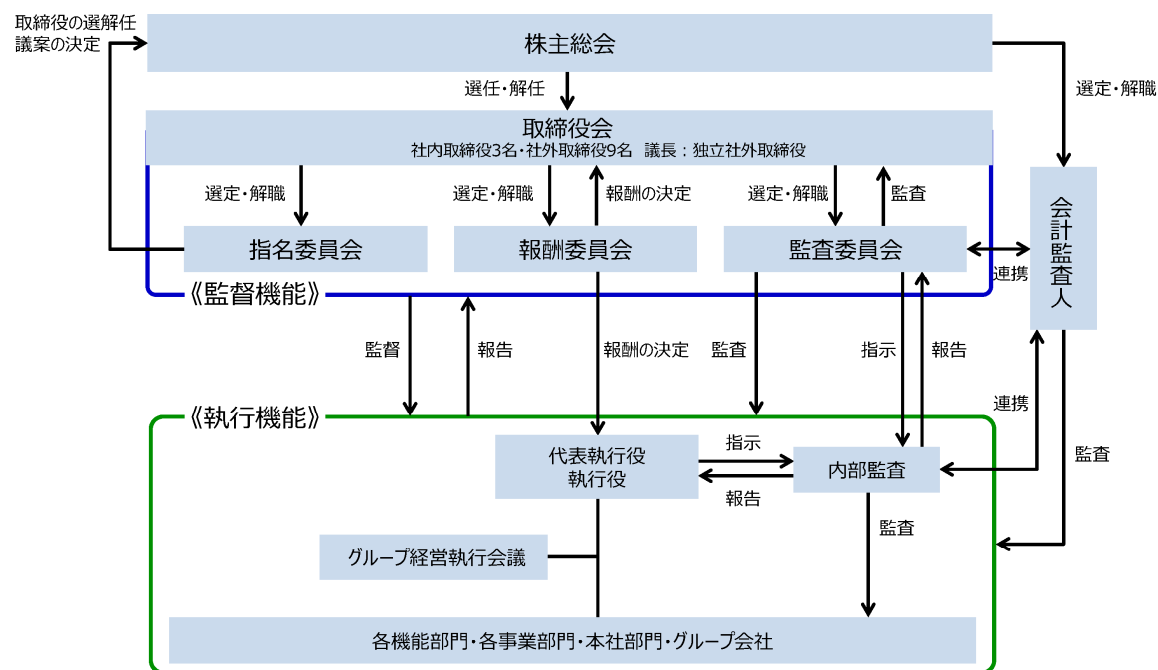
IR機能は、経営企画、内部統制、財務、経理、法務機能等と日常的に適宜情報交換を行い、必要に応じてプロジェクトチームを組むなどして、有機的な連携体制を取る。また、機関投資家を中心とする株主との対話から得た株主の意見および懸念については、必要に応じて、IR機能からグループ経営執行会議や取締役会において報告し、その内容について議論する。

5) 株主との対話におけるインサイダー情報管理の方針

インサイダー情報については、「インサイダー取引防止規程」に従い厳重な管理を行う。株主との対話に際しては、担当者に対してIR機能から改めて注意喚起を行うことで、インサイダー情報の漏洩を未然に防止する。

[コーポレートガバナンス体制]

定時株主総会終結日（2020年7月30日）現在における当社のコーポレートガバナンス体制は次の図のとおりです。



(2) 企業統治の体制

① 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、真のグローバル・メドテックカンパニーを目指すにあたり、業務執行の意思決定の迅速化、ガバナンスの強化と透明性の一層の向上を図るため、2019年6月に指名委員会等設置会社へ移行しました。

[取締役、取締役会、執行役、法定委員会]

取締役会は12名の取締役で構成し、過半数の9名が社外取締役、そのうち8名が独立社外取締役となる予定です。取締役の任期は1年です。当社は、取締役会を3カ月に1回以上、および必要に応じて随時これを開催し、経営の基本方針や内部統制システムに係る事項その他の重要事項を決定するとともに、取締役および執行役等の職務の執行を監督します。取締役会の議長は、独立社外取締役が務めます。社外取締役9名には、取締役会において監督を行うにあたり、各取締役が有する専門知識を経営に活かすことを期待しています。なお、当社は取締役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努める一方、社外取締役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができ、情報伝達および監督面での機能強化を図り、経営の健全性が確保される仕組みを構築しています。

取締役会の構成メンバーは、次のとおりとなる予定です。なお、取締役会の議長には藤田純孝氏が就任する予定です。

取締役	竹内康雄、シュテファン・カウフマン、古閑信之
社外取締役	藤田純孝、神永晉、木川理二郎、岩村哲夫、梶田恭正、名取勝也、岩崎淳、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー

執行役は、チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）、チーフオペレーティングオフィサー（COO）、チーフテクノロジーオフィサー（CTO）、チーフファイナンシャルオフィサー（CFO）、チーフアドミニストレイティブオフィサー（CAO）の5名で構成されており、当社グループにおける意思決定体制の迅速化・効率化およびグループ全体でのリスクマネジメントの一元管理を行います。

また、過半数の独立社外取締役で構成する指名・報酬・監査の三委員会は、指名委員会が取締役候補者を決定し、報酬委員会が取締役および執行役の報酬の決定を行い、監査委員会が取締役および執行役の職務の執行の監査を行います。

各委員会のメンバーは次のとおり就任する予定です。

指名委員会	委員長	(独立社外取締役) 藤田純孝
	委員	(独立社外取締役) 岩村哲夫、榊田恭正 (社外取締役) デイビッド・ロバート・ヘイル (取締役) 竹内康雄
報酬委員会	委員長	(独立社外取締役) 神永晉
	委員	(独立社外取締役) 岩村哲夫、榊田恭正、ジミー・シー・ビーズリー
監査委員会	委員長	(独立社外取締役) 名取勝也
	委員	(独立社外取締役) 木川理二郎、岩崎淳 (取締役) 古閑信之

なお、当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する最低責任限度額です。

[取締役の選任の決議要件]

当社は、取締役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨および選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。

[株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項]

当社は、経営環境の変化に応じた資本政策および株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨の定款変更を予定しています。

また、当社は、取締役および執行役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）または執行役（執行役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めています。

[株主総会の特別決議要件]

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営が行えるようになるため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

[内部統制システムに関する基本的な考え方]

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社の執行役および使用人ならびにオリンパスグループの取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めます。また、経営理念に基づき、オリンパスグローバル行動規範および各種の規程類を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
 - (2) 当社は、コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス機能の責任者（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括機能を設置します。統括機能は「コンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、使用人は、法令違反等が発生または発生する可能性がある場合、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口をはじめ、各地域に設置された通報受付窓口を活用し、通報することができます。
 - (3) 当社は、CEOをCSR責任者とし、オリンパスグループにおけるCSR活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行っています。また、当社は高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグローバル行動規範に沿った取り組みを推進します。

- (4) 当社は、CEO直轄の内部監査機能を設置します。内部監査規程に基づき内部監査機能は、リスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性等につき内部監査を実施します。内部監査機能は、オリンパスグループの内部監査結果を当社のCEOおよび監査委員会に報告します。
 - (5) 当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。
 - (6) 当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、内部監査機能において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
 - (7) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。
2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (1) 当社は、法令および文書管理規程等の規程類に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
 - (2) 取締役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。
3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社は、取締役会およびグループ経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。
取締役会は、経営の基本方針、内部統制システムに係る事項、その他の重要事項および重要な業務執行に関する事項を決定する他、執行役に委任する事項を決定します。また、執行役は、取締役会で決議する事項以外の重要事項については、意思決定を行い、取締役会に報告を行います。
 - (2) 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する機能を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
 - (3) 当社は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、オリンパスグループの事業活動に伴う重大リスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限に留めるためのリスクマネジメントシステムを整備し、その適切な運用および管理にあたります。
また、リスクマネジメント運用規程に従い、オリンパスグループの担当機能においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。企業倫理違反ならびに震災、火災および事故等の重大なリスクが発生した場合、担当機能は、執行役および関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。
4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。取締役会はその他の重要事項を決定し、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化および効率化を図るため、執行役に委任します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督します。
 - (2) 取締役会は、執行役の職務の分担を決定します。また、その職務の執行状況について少なくとも四半期に1回報告を受けます。
 - (3) 取締役会は、職務権限規程、組織規程および関連する規程類により、主要な職位の責任と権限について承認します。また、主要な職位から職務の執行状況について報告を受けます。
 - (4) 当社は、オリンパスグループの財務運営の基礎となる財務方針を規定したグループ財務規程を定め、オリンパスグループの財務面でのガバナンスを強化するとともに、子会社を含むオリンパスグループにおける資金、為替、金融機関取引の統括および管理を実施します。
5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1) 当社は、関係会社管理規程および関連する規程類により子会社に関する管理基準を明確化したうえで、地域統括会社の社長がグループ各社の経営状況のレビューを行い、レビュー結果を定期的に当社の社長に報告します。
 - (2) 当社は、連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。
- (1) 取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。
 - (2) 監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。
7. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制
- (1) 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、法令および定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、直接または担当機能を通じすみやかに当社の監査委員会に報告します。その他、法令および監査委員会規程等に基づき、監査委員会がオリンパスグループの取締役、執行役および使用人等に対して報告を求めたときは、当該取締役、執行役および使用人等はすみやかに監査委員会に報告します。
 - (2) 当社は、コンプライアンスマネジメントシステム規程に従い、オリンパスグループにおける重要なコンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス機能の責任者が取締役会に報告します。また、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告します。
 - (3) 当社の内部監査機能は、定期的に当社監査委員会に対してオリンパスグループにおける内部監査の状況を報告します。また、コンプライアンス機能の責任者は、コンプライアンスに関する状況を監査委員会に対して定期的に報告します。
8. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、規程類を定め、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。
9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、規程類を定め、監査委員による職務の執行に伴う費用の前払または償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出します。
10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
 - (2) 当社は、監査委員会が取締役、執行役および会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。
 - (3) 当社は、監査委員会が監査委員を重要な会議に出席させ、意見を述べる機会を確保します。
 - (4) 監査委員会と内部監査機能は緊密に連携するとともに、必要に応じて監査委員会が内部監査機能に指揮・命令権を行使できるものとします。
 - (5) 当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

[財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針]

株式会社の支配に関する基本方針については以下のとおりです。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 取締役の状況

1. 有価証券報告書提出日（2020年7月6日）現在の当社の取締役の状況は、次のとおりです。
 男性18名 女性一名 （役員のうち女性の比率-%） ※左記は執行役の員数を含みます。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 代表執行役 社長兼CEO	竹内 康雄	1957年2月25日	1980年4月 当社入社 2005年4月 オリンパスメディカルシステムズ(株)統括 本部長 2009年4月 Olympus Europa Holding GmbH取締役 2009年6月 当社執行役員 2011年10月 Olympus Europa Holding GmbH取締役会 長 2012年4月 当社取締役（現任） 当社専務執行役員 当社グループ経営統括室長 Olympus Corporation of the Americas 取締役会長（現任） Olympus Corporation of Asia Pacific Limited董事 2013年3月 Olympus Europa Holding SE取締役 2015年4月 当社経営統括室長 2016年4月 当社副社長執行役員 当社チーフファイナンシャルオフィサー (CFO) 当社地域統括会社統括役員 2019年4月 当社代表取締役 当社社長執行役員 当社チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)（現任） 2019年6月 当社代表執行役社長（現任）	(注) 3	68,078 (注) 4
社外取締役	藤田 純孝	1942年12月24日	1965年4月 伊藤忠商事(株)入社 1995年6月 同社取締役 1997年4月 同社常務取締役 1998年4月 同社代表取締役常務取締役 1999年4月 同社代表取締役専務取締役 2001年4月 同社代表取締役副社長 2006年4月 同社代表取締役副会長 2006年6月 同社取締役副会長 2007年6月 (株)オリエントコーポレーション取締役 2008年6月 伊藤忠商事(株)相談役 古河電気工業(株)取締役（現任） 日本興亜損害保険(株)（現損害保険ジャパ ン(株)）監査役 2009年6月 日本板硝子(株)取締役 2010年4月 NKSJホールディングス(株)（現SOMPOホー ルディングス(株)）取締役 2011年6月 日本CFO協会理事長（現任） 2012年4月 当社取締役（現任） <重要な兼職の状況> 古河電気工業(株)取締役 日本CFO協会理事長	(注) 3	9,191 (注) 4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	片山 隆之	1945年10月9日	1968年4月 帝人㈱入社 1997年6月 同社取締役 2000年4月 同社CFO (グループ財務責任者) 2000年6月 同社常務取締役 2001年10月 テイジン・デュボン・フィルムズCEO (最高経営責任者) 2004年4月 帝人株式会社CSO (グループ経営企画責任者) 2004年6月 同社代表取締役専務 2005年4月 同社CSRO (グループCSR責任者) 2006年6月 同社代表取締役副社長 2009年4月 同社CFO (グループ財務責任者) 2011年6月 同社顧問役 (現任) 2012年6月 参天製薬㈱取締役 東洋製罐グループホールディングス㈱監査役 2016年6月 当社取締役 (現任)	(注) 3	4,199 (注) 4
社外取締役	神永 晋	1946年12月3日	1969年5月 住友精密工業㈱入社 1995年3月 Surface Technology Systems Ltd. 代表取締役 2000年6月 住友精密工業㈱取締役 2002年6月 同社常務取締役 2004年6月 同社代表取締役社長 2012年6月 同社相談役 2012年10月 SKグローバルアドバイザーズ㈱代表取締役 (現任) 2012年12月 ㈱デフタ・キャピタル取締役 (現任) 2016年6月 当社取締役 (現任) 2019年5月 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長 (現任) 2020年6月 東レ㈱取締役 (現任) <重要な兼職の状況> SKグローバルアドバイザーズ㈱代表取締役 ㈱デフタ・キャピタル取締役 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長 東レ㈱取締役	(注) 3	2,099 (注) 4
社外取締役	木川理二郎	1947年8月2日	1970年4月 日立建設機械製造㈱ (現日立建機㈱) 入社 1995年5月 日立建機 (中国) 有限公司総経理 1999年6月 同社董事総経理 2001年6月 日立建機㈱執行役員 2002年6月 同社常務執行役員 2003年4月 同社専務執行役員 2003年6月 同社執行役専務 2005年4月 同社代表執行役執行役副社長 2005年6月 同社代表執行役執行役副社長兼取締役 2006年4月 同社代表執行役執行役社長兼取締役 2012年4月 同社取締役 2012年6月 同社取締役会長 ㈱日立製作所取締役 2014年6月 日立建機㈱相談役 2016年6月 当社取締役 (現任)	(注) 3	- (注) 4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	岩村 哲夫	1951年5月30日	1978年4月 本田技研工業㈱入社 2000年6月 同社取締役 2003年4月 ホンダサウスアメリカ・リミターダ取締役社長 モトホンダ・ダ・アマゾン・リミターダ取締役社長 ホンダオートモーバイス・ド・ブラジル・リミターダ取締役社長 2006年6月 本田技研工業㈱常務取締役 2007年4月 ホンダノースアメリカ・インコーポレーテッド取締役社長 アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド取締役社長 2008年6月 本田技研工業㈱専務取締役 2011年4月 同社取締役専務執行役員 2011年6月 同社専務執行役員 2012年4月 同社副社長執行役員 2012年6月 同社代表取締役 2013年4月 同社リスクマネジメントオフィサー 2014年4月 同社コーポレートブランドオフィサー アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド取締役会長 2017年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	2,979 (注) 4
社外取締役	梶田 恭正	1957年2月27日	1980年4月 藤沢薬品工業㈱（現アステラス製薬㈱）入社 2008年6月 同社執行役員経営推進部長 2011年6月 同社執行役員財務担当兼経営推進部長 2012年4月 同社執行役員財務担当（CFO） 2012年6月 同社上席執行役員財務担当（CFO） 2017年4月 同社上席執行役員社長付 2017年6月 有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員（現任） 2018年6月 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員（現任） 当社取締役（現任） <重要な兼職の状況> 有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員	(注) 3	1,722 (注) 4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	名取 勝也	1959年5月15日	<p>1986年4月 榊田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所</p> <p>1990年6月 Davis Wright Tremaine法律事務所入所</p> <p>1992年7月 Wilmer, Cutler & Pickering法律事務所入所</p> <p>1993年7月 エッソ石油㈱（現JXTGエネルギー㈱）入社</p> <p>1995年1月 アップルコンピュータ㈱（現Apple Japan(同)）入社</p> <p>1997年1月 サン・マイクロシステムズ㈱（現日本オラクルインフォメーションシステムズ(同)）取締役</p> <p>2002年3月 ㈱ファーストリテイリング執行役員</p> <p>2004年1月 日本アイ・ビー・エム㈱取締役執行役員</p> <p>2010年4月 同社執行役員</p> <p>2012年2月 名取法律事務所長（現任）</p> <p>2012年4月 当社監査役</p> <p>2015年3月 三井海洋開発㈱取締役（現任）</p> <p>2016年4月 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員（現任）</p> <p>2019年6月 当社取締役（現任）</p> <p>2020年6月 ㈱リクルートホールディングス監査役（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> 名取法律事務所長 三井海洋開発㈱取締役 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 ㈱リクルートホールディングス監査役</p>	(注) 3	9,191 (注) 4
社外取締役	岩崎 淳	1959年1月9日	<p>1990年11月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1991年3月 公認会計士登録</p> <p>1997年3月 不動産鑑定士登録</p> <p>1997年12月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）社員</p> <p>2005年9月 岩崎公認会計士事務所長（現任）</p> <p>2013年6月 井関農機㈱取締役（現任）</p> <p>2015年6月 日本ハム㈱監査役</p> <p>2016年6月 当社監査役</p> <p>2019年6月 日本ハム㈱取締役（現任） 当社取締役（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> 岩崎公認会計士事務所長 井関農機㈱取締役 日本ハム㈱取締役</p>	(注) 3	8,396 (注) 4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	デイビッド・ロバート・ヘイル	1984年12月21日	<p>2007年9月 The Parthenon Group (現EY-Parthenon) 入社</p> <p>2009年1月 Strategic Value Capital*アナリスト * The Parthenon Groupの投資子会社</p> <p>2009年6月 The Parthenon Groupシニアアソシエイト</p> <p>2010年5月 同社プリンシパル</p> <p>2011年1月 ValueAct Capital Management L.P. 入社</p> <p>2012年12月 同社バイスプレジデント</p> <p>2014年5月 同社パートナー (現任)</p> <p>2015年3月 MSCI Inc. ディレクター</p> <p>2015年8月 Bausch Health Companies Inc. ディレクター (現任)</p> <p>2019年6月 当社取締役 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>ValueAct Capital Management L.P. パートナー</p> <p>Bausch Health Companies Inc. ディレクター</p>	(注) 3	- (注) 4 (注) 5
社外取締役	ジミー・シー・ビーズリー	1963年4月6日	<p>1986年3月 Roche Laboratories (Division of Hoffman LaRoche) 地区マネージャー</p> <p>1989年6月 C.R. Bard Inc. バイスプレジデント 営業マーケティング担当</p> <p>2003年6月 同社Bard Access Systems部門プレジデント</p> <p>2007年4月 同社Bard Peripheral Vascular部門プレジデント</p> <p>2009年5月 同社グループ・バイスプレジデント</p> <p>2013年6月 同社グループ・プレジデント</p> <p>2018年5月 ValueAct Capital Management L.P. (以下、VAC 社) へのコンサルタント兼エグゼクティブアドバイザー</p> <p>※エグゼクティブアドバイザーの役割は、VAC社のコンサルティングであり、同社の従業員ではありません。本コンサルティング契約は、2019年3月に終了しています。</p> <p>2019年6月 当社取締役 (現任)</p>	(注) 3	- (注) 4
取締役	笹 宏行	1955年9月14日	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>2001年4月 当社内視鏡事業企画部長</p> <p>2005年4月 オリンパスメディカルシステムズ(株)第1開発本部長</p> <p>2007年4月 同社マーケティング本部長</p> <p>2007年6月 当社執行役員 オリンパスメディカルシステムズ(株)取締役</p> <p>2012年4月 当社代表取締役 当社社長執行役員</p> <p>2019年4月 当社取締役 (現任)</p>	(注) 3	61,878 (注) 4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役 チーフアドミニストレイティブ オフィサー (CAO)	シュテファン・カウフマン	1968年1月24日	1990年9月 Karstadt AG 人事機能勤務 2000年10月 Thomas Cook 人事部長 2003年5月 Olympus Europa GmbH (現Olympus Europa SE & Co.KG) 人事部ゼネラルマネージャー 2008年4月 同社コーポレート部門マネジング・ディレクター 2011年11月 同社エグゼクティブマネジング・ディレクター 2013年9月 同社コンシューマ事業マネジング・ディレクター 2017年4月 当社執行役員 2019年4月 当社チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO) (現任) Olympus Europa Holding SE スーパーバイザリーボード (チェアマン) (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任) 当社執行役 (現任)	(注) 3	534 (注) 4
取締役	古閑 信之	1955年9月14日	1978年4月 当社入社 2002年4月 白河オリンパス㈱代表取締役社長 2006年4月 当社人事部長 2009年6月 当社執行役員 オリンパスメディカルシステムズ㈱取締役 2009年7月 同社製造サービス本部長 2010年4月 会津オリンパス㈱代表取締役社長 2014年4月 当社コーポレートサービス本部長 2017年6月 当社常勤監査役 2019年6月 当社取締役 (現任)	(注) 3	53,034 (注) 4
取締役	清水 昌	1957年12月19日	1982年4月 日本生命保険 (相) 入社 2007年3月 同社財務審査部長 2012年4月 当社常勤監査役 2019年6月 当社取締役 (現任)	(注) 3	11,263 (注) 4
計					232,564 (注) 4

- (注) 1 取締役のうち藤田純孝、片山隆之、神永晉、木川理二郎、岩村哲夫、榎田恭正、名取勝也、岩崎淳、デイビッド・ロバート・ヘイルおよびジミー・シー・ビーズリーの各氏は社外取締役です。
- 2 取締役のうち藤田純孝、片山隆之、神永晉、木川理二郎、岩村哲夫、榎田恭正、名取勝也、岩崎淳およびジミー・シー・ビーズリーの各氏は、(株)東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
- 3 任期は、2019年6月25日開催の定時株主総会における選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
- 4 「所有株式数」は、2020年5月31日現在の所有株式数を記載しています。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しています。
- 5 デイビッド・ロバート・ヘイル氏はValueAct Capital Management L.P.のパートナーです。同社が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.が所有する当社株式数は64,740,284株です。(2020年3月31日現在)
- 6 当社は指名委員会等設置会社です。委員会の体制は、次のとおりです。
指名委員会：藤田純孝、岩村哲夫、榎田恭正、デイビッド・ロバート・ヘイル、竹内康雄
報酬委員会：神永晉、榎田恭正、片山隆之、ジミー・シー・ビーズリー
監査委員会：名取勝也、岩崎淳、木川理二郎、古閑信之、清水昌

2. 2020年7月30日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役12名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役の状況は、次のとおりとなる予定です。

なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載しています。

男性15名 女性一名（役員のうち女性の比率-%） ※左記は執行役の員数を含みません。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 代表執行役 社長兼CEO	竹内 康雄	1957年2月25日	1980年4月 当社入社 2005年4月 オリンパスメディカルシステムズ(株)統括本部長 2009年4月 Olympus Europa Holding GmbH取締役 2009年6月 当社執行役員 2011年10月 Olympus Europa Holding GmbH取締役会長 2012年4月 当社取締役（現任） 当社専務執行役員 当社グループ経営統括室長 Olympus Corporation of the Americas 取締役会長（現任） Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事 2013年3月 Olympus Europa Holding SE取締役 2015年4月 当社経営統括室長 2016年4月 当社副社長執行役員 当社チーフファイナンシャルオフィサー（CFO） 当社地域統括会社統括役員 2019年4月 当社代表取締役 当社社長執行役員 当社チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）（現任） 2019年6月 当社代表執行役社長（現任）	(注) 3	68,078 (注) 4
社外取締役	藤田 純孝	1942年12月24日	1965年4月 伊藤忠商事(株)入社 1995年6月 同社取締役 1997年4月 同社常務取締役 1998年4月 同社代表取締役常務取締役 1999年4月 同社代表取締役専務取締役 2001年4月 同社代表取締役副社長 2006年4月 同社代表取締役副会長 2006年6月 同社取締役副会長 2007年6月 (株)オリエンテーション取締役 2008年6月 伊藤忠商事(株)相談役 古河電気工業(株)取締役（現任） 日本興亜損害保険(株)（現損害保険ジャパン(株)）監査役 2009年6月 日本板硝子(株)取締役 2010年4月 NKSJホールディングス(株)（現SOMPOホールディングス(株)）取締役 2011年6月 日本CFO協会理事長（現任） 2012年4月 当社取締役（現任） <重要な兼職の状況> 古河電気工業(株)取締役 日本CFO協会理事長	(注) 3	9,191 (注) 4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	神永 晋	1946年12月3日	1969年5月 住友精密工業㈱入社 1995年3月 Surface Technology Systems Ltd. 代表取締役 2000年6月 住友精密工業㈱取締役 2002年6月 同社常務取締役 2004年6月 同社代表取締役社長 2012年6月 同社相談役 2012年10月 SKグローバルアドバイザーズ㈱代表取締役(現任) 2012年12月 ㈱デフタ・キャピタル取締役(現任) 2016年6月 当社取締役(現任) 2019年5月 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長(現任) 2020年6月 東レ㈱取締役(現任) <重要な兼職の状況> SKグローバルアドバイザーズ㈱代表取締役 ㈱デフタ・キャピタル取締役 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長 東レ㈱取締役	(注) 3	2,099 (注) 4
社外取締役	木川理二郎	1947年8月2日	1970年4月 日立建設機械製造㈱(現日立建機㈱) 入社 1995年5月 日立建機(中国) 有限公司総経理 1999年6月 同社董事総経理 2001年6月 日立建機㈱執行役員 2002年6月 同社常務執行役員 2003年4月 同社専務執行役員 2003年6月 同社執行役専務 2005年4月 同社代表執行役執行役副社長 2005年6月 同社代表執行役執行役副社長兼取締役 2006年4月 同社代表執行役執行役社長兼取締役 2012年4月 同社取締役 2012年6月 同社取締役会長 ㈱日立製作所取締役 2014年6月 日立建機㈱相談役 2016年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	- (注) 4
社外取締役	岩村 哲夫	1951年5月30日	1978年4月 本田技研工業㈱入社 2000年6月 同社取締役 2003年4月 ホンダサウスアメリカ・リミターダ取締役社長 モトホンダ・ダ・アマゾンニア・リミターダ取締役社長 ホンダオートモーバイス・ド・ブラジル・リミターダ取締役社長 2006年6月 本田技研工業㈱常務取締役 2007年4月 ホンダノースアメリカ・インコーポレーテッド取締役社長 アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド取締役社長 2008年6月 本田技研工業㈱専務取締役 2011年4月 同社取締役専務執行役員 2011年6月 同社専務執行役員 2012年4月 同社副社長執行役員 2012年6月 同社代表取締役 2013年4月 同社リスクマネジメントオフィサー 2014年4月 同社コーポレートブランドオフィサー アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド取締役会長 2017年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	2,979 (注) 4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	梶田 恭正	1957年2月27日	<p>1980年4月 藤沢薬品工業㈱（現アステラス製薬㈱）入社</p> <p>2008年6月 同社執行役員経営推進部長</p> <p>2011年6月 同社執行役員財務担当兼経営推進部長</p> <p>2012年4月 同社執行役員財務担当（CFO）</p> <p>2012年6月 同社上席執行役員財務担当（CFO）</p> <p>2017年4月 同社上席執行役員社長付</p> <p>2017年6月 有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員（現任）</p> <p>2018年6月 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員（現任） 当社取締役（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> 有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員</p>	(注) 3	1,722 (注) 4
社外取締役	名取 勝也	1959年5月15日	<p>1986年4月 梶田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所</p> <p>1990年6月 Davis Wright Tremaine法律事務所入所</p> <p>1992年7月 Wilmer, Cutler & Pickering法律事務所入所</p> <p>1993年7月 エッソ石油㈱（現JXTGエネルギー㈱）入社</p> <p>1995年1月 アップルコンピュータ㈱（現Apple Japan(同)）入社</p> <p>1997年1月 サン・マイクロシステムズ㈱（現日本オラクルインフォメーションシステムズ(同)）取締役</p> <p>2002年3月 ㈱ファーストリテイリング執行役員</p> <p>2004年1月 日本アイ・ビー・エム㈱取締役執行役員</p> <p>2010年4月 同社執行役員</p> <p>2012年2月 名取法律事務所長（現任）</p> <p>2012年4月 当社監査役</p> <p>2015年3月 三井海洋開発㈱取締役（現任）</p> <p>2016年4月 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員（現任）</p> <p>2019年6月 当社取締役（現任）</p> <p>2020年6月 ㈱リクルートホールディングス監査役（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> 名取法律事務所長 三井海洋開発㈱取締役 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 ㈱リクルートホールディングス監査役</p>	(注) 3	9,191 (注) 4
社外取締役	岩崎 淳	1959年1月9日	<p>1990年11月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1991年3月 公認会計士登録</p> <p>1997年3月 不動産鑑定士登録</p> <p>1997年12月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）社員</p> <p>2005年9月 岩崎公認会計士事務所長（現任）</p> <p>2013年6月 井関農機㈱取締役（現任）</p> <p>2015年6月 日本ハム㈱監査役</p> <p>2016年6月 当社監査役</p> <p>2019年6月 日本ハム㈱取締役（現任） 当社取締役（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> 岩崎公認会計士事務所長 井関農機㈱取締役 日本ハム㈱取締役</p>	(注) 3	8,396 (注) 4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	デイビッド・ロバート・ヘイル	1984年12月21日	<p>2007年9月 The Parthenon Group (現EY-Parthenon) 入社</p> <p>2009年1月 Strategic Value Capital*アナリスト * The Parthenon Groupの投資子会社</p> <p>2009年6月 The Parthenon Groupシニアアソシエイト</p> <p>2010年5月 同社プリンシパル</p> <p>2011年1月 ValueAct Capital Management L.P.入社</p> <p>2012年12月 同社バイスプレジデント</p> <p>2014年5月 同社パートナー (現任)</p> <p>2015年3月 MSCI Inc. ディレクター</p> <p>2015年8月 Bausch Health Companies Inc. ディレクター (現任)</p> <p>2019年6月 当社取締役 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>ValueAct Capital Management L.P. パートナー</p> <p>Bausch Health Companies Inc. ディレクター</p>	(注) 3	- (注) 4 (注) 5
社外取締役	ジミー・シー・ビーズリー	1963年4月6日	<p>1986年3月 Roche Laboratories (Division of Hoffman LaRoche) 地区マネージャー</p> <p>1989年6月 C. R. Bard Inc. バイスプレジデント 営業マーケティング担当</p> <p>2003年6月 同社Bard Access Systems部門プレジデント</p> <p>2007年4月 同社Bard Peripheral Vascular部門プレジデント</p> <p>2009年5月 同社グループ・バイスプレジデント</p> <p>2013年6月 同社グループ・プレジデント</p> <p>2018年5月 ValueAct Capital Management L.P. (以下、VAC社) へのコンサルタント兼エグゼクティブアドバイザー</p> <p>※エグゼクティブアドバイザーの役割は、VAC社のコンサルティングであり、同社の従業員ではありません。本コンサルティング契約は、2019年3月に終了しています。</p> <p>2019年6月 当社取締役 (現任)</p>	(注) 3	- (注) 4
取締役 執行役 チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO)	シュテファン・カウフマン	1968年1月24日	<p>1990年9月 Karstadt AG 人事機能勤務</p> <p>2000年10月 Thomas Cook 人事部長</p> <p>2003年5月 Olympus Europa GmbH (現Olympus Europa SE & Co. KG) 人事部ゼネラルマネージャー</p> <p>2008年4月 同社コーポレート部門マネジング・ディレクター</p> <p>2011年11月 同社エグゼクティブマネジング・ディレクター</p> <p>2013年9月 同社コンシューマ事業マネジング・ディレクター</p> <p>2017年4月 当社執行役員</p> <p>2019年4月 当社チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO) (現任)</p> <p>Olympus Europa Holding SE スーパーバイザリーボード (チェアマン) (現任)</p> <p>2019年6月 当社取締役 (現任) 当社執行役 (現任)</p>	(注) 3	534 (注) 4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	古閑 信之	1955年9月14日	1978年4月 当社入社 2002年4月 白河オリンパス㈱代表取締役社長 2006年4月 当社人事部長 2009年6月 当社執行役員 オリンパスメディカルシステムズ㈱取締役 2009年7月 同社製造サービス本部長 2010年4月 会津オリンパス㈱代表取締役社長 2014年4月 当社コーポレートサービス本部長 2017年6月 当社常勤監査役 2019年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	53,034 (注) 4
計					155,224 (注) 4

- (注) 1 取締役のうち藤田純孝、神永晉、木川理二郎、岩村哲夫、榊田恭正、名取勝也、岩崎淳、デイビッド・ロバート・ヘイルおよびジミー・シー・ビーズリーの各氏は社外取締役です。
- 2 取締役のうち藤田純孝、神永晉、木川理二郎、岩村哲夫、榊田恭正、名取勝也、岩崎淳およびジミー・シー・ビーズリーの各氏は、(株)東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届出る予定です。
- 3 任期は、2020年7月30日開催予定の定時株主総会における選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
- 4 「所有株式数」は、2020年5月31日現在の所有株式数を記載しています。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しています。
- 5 デイビッド・ロバート・ヘイル氏はValueAct Capital Management L.P.のパートナーです。同社が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.が所有する当社株式数は64,740,284株です。(2020年3月31日現在)
- 6 当社は指名委員会等設置会社です。委員会の体制は、次のとおり就任する予定です。
指名委員会：藤田純孝、岩村哲夫、榊田恭正、デイビッド・ロバート・ヘイル、竹内康雄
報酬委員会：神永晉、岩村哲夫、榊田恭正、ジミー・シー・ビーズリー
監査委員会：名取勝也、岩崎淳、木川理二郎、古閑信之

b. 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 代表執行役 社長兼CEO	竹内 康雄	1957年2月25日	a. 取締役の状況参照	(注) 1	68,078 (注) 2
執行役 チーフオペレーティングオフィサー (COO)	ナチョ・アビ ア	1968年8月3日	1994年1月 GCI Distributionプロダクトマネージャー 1996年3月 Tech Data Espana S.L.U. シニアプロダクトマネージャー 1997年8月 Sony Espanaパーソナルエンターテインメント事業ディビジョンマネージャー 2000年6月 Sony Europe Limited, デジタルイメージング事業 南ヨーロッパマーケティングマネージャー 2001年6月 Olympus Spain S.A. (現 Olympus Iberia S.A.U) イベリアアリージョン マネジングディレクター 2008年3月 Olympus Europa GmbH (現 Olympus Europa SE & Co. KG) イメージング事業 マネジングディレクター 2011年3月 Olympus Imaging America Inc. プレジデント 2013年7月 Olympus Corporation of the Americas プレジデント 2015年4月 Olympus Corporation of the Americas CEO (現任) 2017年4月 当社執行役員 2019年4月 当社米州統括役員 当社治療機器事業担当役員 2020年4月 当社執行役 (現任) 当社チーフオペレーティングオフィサー (COO) (現任)	(注) 1	- (注) 2
執行役 チーフテクノロジーオフィサー (CTO)	田口 晶弘	1958年1月26日	1980年4月 当社入社 2009年4月 オリンバスメディカルシステムズ(株)第2開発本部長 2010年6月 当社執行役員 オリンバスメディカルシステムズ(株)取締役 2012年4月 当社専務執行役員 オリンバスメディカルシステムズ(株)代表取締役社長 2015年4月 当社販売部門長 当社医療事業統括役員 2015年6月 当社取締役 2016年4月 当社営業マーケティング部門長 2019年4月 当社チーフオペレーティングオフィサー (COO) 2019年6月 当社執行役 (現任) 2020年4月 当社チーフテクノロジーオフィサー (CTO) (現任)	(注) 1	43,667 (注) 2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役 チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)	武田睦史	1962年10月6日	1985年4月 山之内製薬㈱ (現 アステラス製薬㈱) 入社 2014年4月 同社執行役員経営企画部長 2016年4月 同社執行役員経営推進部長 2017年4月 同社執行役員Chief Financial Officer (CFO) 2018年4月 同社上席執行役員Chief Financial Officer (CFO) 兼グローバル調達部長 2020年1月 当社入社 2020年4月 当社執行役 (現任) 当社チーフファイナンシャルオフィサー (CFO) (現任)	(注) 1	- (注) 2
取締役 執行役 チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO)	シュテファン・カウフマン	1968年1月24日	a. 取締役の状況参照	(注) 1	534 (注) 2
計					112,279 (注) 2

(注) 1 任期は、2021年3月31日までです。

2 「所有株式数」は、2020年5月31日現在の所有株式数を記載しています。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しています。

3 当社は執行役員制度を採用しています。執行役員は次の19名です。

常務執行役員 阿部 信宏
常務執行役員 吉益 健
執行役員 北村 正仁
執行役員 小林 哲男
執行役員 大久保 俊彦
執行役員 土屋 英尚
執行役員 齊藤 吉毅
執行役員 齊藤 克行
執行役員 安藤 幸二
執行役員 田代 芳夫
執行役員 江口 和孝
執行役員 長谷川 晃
執行役員 楠田 秀樹
執行役員 櫻井 友尚
執行役員 杉本 繁実
執行役員 大月 重人
執行役員 後藤 正仁
執行役員 楊 文薈
執行役員 フランク・ドレバロウスキー

② 社外役員の状況

当社は、取締役15名のうち過半数の10名を社外取締役とすることで、客観的な視点と豊富な経験や知識を経営に反映し、コーポレート・ガバナンス体制を強化しています。

当社は、社外取締役10名のうち9名を独立役員として指定しています。なお、社外取締役と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役の機能および役割ならびに当社の選任状況に関する考え方は次のとおりです。

社外取締役の藤田純孝、片山隆之、神永晋、木川理二郎、岩村哲夫、榎田恭正、デイビッド・ロバート・ヘイルおよびジミー・シー・ビズリーの各氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、選任しています。

社外取締役の名取勝也氏は、企業経営者および弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を活かして当社経営の監査、監督を遂行していただくため、選任しています。

社外取締役の岩崎淳氏は、公認会計士として財務・会計に関して相当程度の知見を有しており、その豊富な経験と幅広い知識を活かして当社経営の監査、監督を遂行していただくため、選任しています。

なお、当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する最低責任限度額です。

[社外役員の独立性に関する考え方]

当社は、社外役員の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。

(社外役員の独立性に関する基準)

1. 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」）から1千万円超の報酬（当社からの役員報酬を除く）またはその他の財産を直接受け取っていないこと。本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合は、本人が所属する団体への当社グループからの報酬等支払額が1千万円超でないこと。
 2. 過去10年間に、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の使用人でないこと。
 - ① 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の2%超である
 - ② 当社の大株主（総議決権数の5%超の議決権数を直接または間接的に保有、以下同様）である
 - ③ 当社グループが大株主である
 - ④ 当社グループと実質的な利害関係がある（メインバンク、コンサルタント等）
 - ⑤ 取締役を相互に派遣し就任させる関係がある
 3. 上記1. および2. に該当する者と生計を一にしていないこと。
 4. 当社グループの取締役、業務執行取締役、執行役員および部長職以上の使用人の配偶者または3親等以内の親族でないこと。
 5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
 6. 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと。
- ③ 社外取締役による監督または監査と内部監査、監査委員会監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

当連結会計年度において、社外取締役は、取締役会において内部監査機能による内部監査に関する報告を受けたほか、監査委員は監査委員会において内部監査機能および会計監査人それぞれから報告等を受けたことに加え、内部監査機能および会計監査人と一堂に会して意見交換を行う等の連携を図りました。また、社外取締役は、取締役会を通じコンプライアンス委員会から定期的に報告を受けました。

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

a. 監査委員会の組織、人員及び手続について

当社は、2019年6月25日をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行し、監査委員会を設置しました。監査委員会は、取締役及び執行役の職務執行の監査を行います。以下は、当連結会計年度末における状況を記載しています。

当社は、5名の監査委員のうち、過半数の3名が独立社外取締役の非常勤監査委員であり、名取勝也、木川理二郎、岩崎淳の各氏が務めます。それ以外の2名は社内取締役の常勤監査委員で、古閑信之、清水昌の各氏です。監査委員長は独立社外取締役の名取勝也氏です。監査委員のうち、岩崎淳氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有する公認会計士です。また、監査委員長の名取勝也氏は、弁護士の資格を有しています。

(常勤監査委員の役割分担)

社内取締役の常勤監査委員は、社内およびグループ各社における必要な情報を収集しています。収集した情報は監査委員会で共有し、監査委員会として監査意見を形成します。会計監査人、チーフインターナルオーディットオフィサー（以下、CIA0）による監査業務を監査・監督し、チーフコンプライアンスオフィサー（以下、CC0）等との連携を図ります。取締役会に加え、グループ経営執行会議を始めとする重要会議への出席、代表執行役等経営陣との意思疎通と重要拠点や国内外の関係会社等の往査を行い、さらに、国内関係会社については監査役を兼務するとともに、関係会社監査役連絡会を開催し、企業集団としてのガバナンス向上を図っています。また、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の適正性の確保について確認を行っています。

(非常勤監査委員の役割分担)

独立社外取締役の非常勤監査委員は監査委員会で共有された情報を踏まえ、専門的知見に基づき、中立、独立の立場から、監査委員会としての監査意見を形成します。また、会計監査人、CIA0による監査業務を監査・監督し、CC0等との連携を図るとともに、取締役会等の重要会議に出席し、代表執行役等経営陣との意思疎通を図り、国内外の重要関係会社等への往査を行います。

(監査委員会を補助するスタッフ)

執行からの独立性を確保したうえで3名（内訳：専任2名、兼任1名）設置しており、監査委員会事務局を担当するほか、関係会社等への往査や会議への出席など監査委員会の補助を行っています。

b. 監査委員会の活動状況について

(監査委員会の開催頻度・個々の監査委員の出席状況)

監査委員会（指名委員会等設置会社への移行以前の2019年4月から6月の監査役会を含む）は、取締役会同日および臨時にて年間26回（うち監査役会9回）開催しています。さらに監査委員会とは別に適宜監査委員連絡会を開催し、情報共有に努めています。監査委員会（指名委員会等設置会社移行以前の監査役会を含む）の平均所要時間は一回あたり2時間15分であり、年間の議案数は85議案です。

個々の監査委員の出席状況については次のとおりです。

地位	氏名	出席状況	出席率
監査委員長（独立社外取締役）	名取 勝也	25回／26回（うち監査役会9回）	96%
監査委員（独立社外取締役）	木川理二郎	17回／17回（うち監査役会0回）	100%
監査委員（独立社外取締役）	岩崎 淳	24回／26回（うち監査役会9回）	92%
常勤監査委員（社内取締役）	古閑 信之	26回／26回（うち監査役会9回）	100%
常勤監査委員（社内取締役）	清水 昌	26回／26回（うち監査役会9回）	100%

(監査委員会の主な検討事項)

監査委員会は独立の立場・公正不偏の態度を保持し、会計監査人や内部監査部門の監査・監督を行うとともに、監査委員会が直接、取締役、執行役の職務執行の適法性・妥当性を確認することにより、実効的・効率的な監査を実施しています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4月以降の監査委員会の監査はリモートのWeb会議で実施せざるを得なくなったものの、当初の監査計画に沿った活動を行うことができています。

今後も監査の遂行に支障をきたす異常な事象が生じた場合はリモートのWeb会議など、デジタル技術を活用して適正な監査を確保します。

(内部監査部門による監査結果を活用した内部統制システムの監査)

グローバルにおける当社の内部統制システムが有効に機能しているかを監査するために、内部監査部門による監査結果を活用し、内部監査部門が実施する「執行役のもとで行われるリスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性の評価」について確認しています。

(監査委員会による直接監査と重要監査テーマ)

社外取締役、関係会社監査役、コンプライアンス機能および内部統制機能等と連携し、重要な会議への出席、経営執行とのミーティング、グローバルにおける関係会社や重要拠点、主な部門に対する往査を行い、監査の実効性を高めています。重点監査テーマは次のとおりです。

- (1) 機関設計の変更の有効性
- (2) グローバルガバナンス・執行体制の有効性
- (3) グループリスクマネジメントの実施状況
- (4) 中期経営計画の策定
- (5) 感染対策に対する対応の適切性
- (6) 外部業務委託に起因する諸課題

(会計監査人の監査の相当性)

監査委員会は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の品質管理体制の整備・運用状況および同法人当社監査チームの会計監査における品質管理や監査の実施状況を確認しています。海外関係会社も含めたグローバルな会計監査体制および監査品質に関しては、会計監査人の海外往査に同行し確認を行い、会計監査の相当性を判断しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響下において、監査委員会と会計監査人との協議はリモートのWeb会議で行い、会計監査人がWeb会議などをはじめとしたデジタル技術を活用しながら適正な監査が実施できていることを確認しました。

(取締役の競業取引・利益相反取引および不祥事対応)

取締役の競業取引・利益相反取引についても適切に確認しています。不祥事が発生した場合は当社監査委員会監査基準に基づき、適切な対応を図ります。監査委員会としての監査意見を形成するにあたっては、監査委員が収集した情報を監査委員会に共有しています。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、CEO直轄に位置するCIAOが責任者として、日本を含む、欧米アジアのオリンパスグループ全体の内部監査体制を管理し、内部監査業務を統括しています。内部監査の対象範囲は、当社および当社グループ会社です。内部監査では、リスクベースで策定された年度監査計画に基づき監査が実施され、監査先への改善指摘とその改善状況のフォローアップが行われています。

また、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用状況の評価を行っています。内部監査の状況および結果については、CEOおよび取締役会、監査委員会に対して定期的または適宜報告を行い、会計監査人とは監査計画や監査結果について緊密な情報交換を行い、連携を図っています。現在、日本国内の内部監査業務を担当する内部監査部門（提出日現在19名）は、公認内部監査人5名、公認不正検査士1名を擁しています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

11年間

c. 業務を執行した公認会計士

原科 博文
吉田 哲也
飯田 昌泰

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士23名、会計士試験合格者等9名、その他26名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査委員会による会計監査人の解任について定めた会社法第340条第1項各号への該当の有無、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象の有無を確認したうえで、当社の会計監査人評価基準に従い、監査法人の選定を行っています。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任します。さらに、上記のほか、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象が生じたことにより、当社における監査が適切に実施されないと認められる場合、その他必要があると判断した場合には、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

f. 監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、公益社団法人日本監査役協会策定の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を基に当社の会計監査人評価基準を定め、EY新日本有限責任監査法人の品質管理体制、継続関与年数、経営の安定性および同法人当社監査チームの監査品質の適正性、独立性、EY (Ernst & Young) も含めたグローバル・グループの監査体制を確認します。この評価結果を基に株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。今期は再任が妥当と判断し、当該議案の提出はいたしませんでした。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	277	63	273	5
連結子会社	—	—	—	—
計	277	63	273	5

（前連結会計年度）

当社は、監査公認会計士等に対して、非監査業務として、国際会計基準（IFRS）に関する助言等を委託し、その対価を支払っています。

（当連結会計年度）

当社は、監査公認会計士等に対して、非監査業務として、各種アドバイザリー業務等を委託し、その対価を支払っています。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	769	117	744	95
計	769	117	744	95

（前連結会計年度）

連結子会社における非監査業務の内容は、アドバイザリー業務等です。

（当連結会計年度）

連結子会社における非監査業務の内容は、アドバイザリー業務等です。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、会社法第399条に基づき、監査委員会の同意を得た上で決定することとしています。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の執行状況および監査報酬の見積もりの算出根拠など必要な情報の入手および検証を行った結果、会社法第399条第1項の同意をしました。

(4) 【役員の報酬等】

第152期の報酬委員会での討議の結果、第153期以降の報酬制度に変更があります。そのため、本項では、まず第152期の報酬制度の内容、それに基づく実績、報酬委員会の活動報告を記載します。次に第153期の新たな報酬制度について記載します。ただし新型コロナウイルス感染拡大により、報酬委員会は第153期の執行役の報酬水準を調整する必要があると判断しており、その内容について最後に記載します。

①第152期

1) 第152期の報酬制度の内容

1. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、「企業価値の最大化を図り株主期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを役員報酬の基本方針としています。

2. 第152期の報酬等

<第152期の報酬構成>

取締役および執行役の報酬構成は次の分類ごとに定めています。

分類1	分類2	分類3
竹内 康雄 田口 晶弘 小川 治男 境 康	シュテファン・カウフマン	非業務執行社内取締役 社外取締役

当社は、2019年6月25日開催の第151期定時株主総会の決議により監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しています。当事業年度(第152期)の報酬構成は指名委員会等設置会社移行後の内容を記載します。

i. 分類1の報酬構成

分類1の役員の報酬等は、基本報酬(BS: Base Salary)、短期インセンティブ報酬(STI: Short Term Incentive)として賞与、長期インセンティブ報酬(LTI: Long Term Incentive)として譲渡制限付株式報酬(RS: Restricted Stock)および業績連動型株式報酬(PSU: Performance Share Unit)により構成されています。基本報酬(BS)には取締役基本報酬(取締役のみが支給対象)と執行役基本報酬があり、執行役基本報酬は、担当職務の役割と責任に応じて設定された等級別の報酬額をベースに決定しています。短期インセンティブ報酬(STI)は連結業績区分(連結業績結果に基づき算定)と個人評価区分(担当領域の財務・非財務目標などの達成状況により評価し算定)の合算で総支給額を決定する仕組みをとっています。執行役基本報酬年額の50%を標準額とし、標準額の0~200%の範囲で変動させます。また、一定期間継続して当社の役員を務めることを条件とする譲渡制限付株式報酬(RS)および予め定めた業績目標の達成を条件とする業績連動型株式報酬(PSU)は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、当該役員の基本報酬(BS)、短期インセンティブ報酬(STI)とは別枠の報酬として当社の普通株式を交付する仕組みです。譲渡制限付株式報酬(RS)は執行役基本報酬年額の6%を標準額としています。業績連動型株式報酬(PSU)は同19%を標準額とし、標準額の0~150%の範囲で変動させます。

ii. 分類2の報酬構成

分類2の役員の報酬等は、基本報酬(BS)、短期インセンティブ報酬(STI)として賞与、長期インセンティブ報酬(LTI)として業績連動型株式報酬(PSU)、年金拠出金により構成されています。基本報酬は、担当職務の役割と責任に応じて個人別に決定しています。短期インセンティブ報酬(STI)はあらかじめ定められた固定額に加え、連結業績区分(連結業績結果に基づき算定)と個人評価区分(担当領域の財務・非財務目標などの達成状況により評価し算定)の合算で総支給額を決定する仕組みをとっています。標準額を個人別に決定し、標準額のうち連結業績区分は0~220%の範囲で、個人評価区分は0~130%の範囲で変動させます。また、予め定めた業績目標の達成を条件とする業績連動型株式報酬(PSU)は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、当該役員の基本報酬(BS)、短期インセンティブ報酬(STI)とは別枠の報酬として当社の普通株式を交付する仕組みです。業績連動型株式報酬(PSU)は標準額を個人別に設定し、標準額の0~150%の範囲で変動させます。なお、分類2の役員は譲渡制限付株式報酬(RS)の支給対象としていません。また、分類2の役員にはセベランス・ペイを定めています。退任時の支給有無、手当額は在任期間等の複数条件に基づいて決定されます。

iii. 分類3の報酬構成

分類3の役員の報酬等は、基本報酬(BS)のみを支給しており、短期インセンティブ報酬(STI)、長期インセンティブ報酬(LTI)の支給対象としていません。

<第152期 業績連動報酬の評価指標>

i. 短期インセンティブ報酬(STI)

短期インセンティブ報酬(STI)は連結業績区分と個人評価区分で構成(構成割合は担当職務ごとに設定)され、連結業績区分については、対象期の収益との連動性をより高めることを目的に、業績指標として連結営業利益額(その他収益およびその他費用、持分法による投資損益を除く)を採用しています。

第152期のSTIの目標値: 940億円

ii. 長期インセンティブ報酬(LTI-PSU)

業績連動型株式報酬(PSU)は、中長期の成長性と収益性を高める意欲を刺激しその結果に報いることを目的に、対象期間は3事業年度とし、業績指標として、①売上高成長率の対象期間平均、②親会社の所有者に帰属する当期利益(以下、当期利益)の対象期間合計額を採用しています。対象期間終了時における目標達成度に応じて、0～150%の範囲で調整した金額に相当する数の当社の普通株式を交付します。

第152期を対象期間の初年度とするPSUの目標値

- ・売上高成長率の対象期間平均：5.4%
- ・親会社の所有者に帰属する当期利益の対象期間合計額：2,217億円

2) 第152期の実績

1. 報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)	
		基本報酬	賞与	株式報酬		
取締役	社内	454	370	78	6	8
	社外	124	124	—	—	10
	計	578	494	78	6	18
監査役	社内	14	14	—	—	2
	社外	7	7	—	—	2
	計	21	21	—	—	4
執行役		140	85	42	13	3

- (注) 1. 当社は、2019年6月25日開催の第151期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しています。
2. 基本報酬は当事業年度(第152期)に支払った金額、賞与は当事業年度(第152期)を対象期間とした賞与額(2020年7月に支給予定)、株式報酬は当事業年度(第152期)に費用計上すべき金額を記載しています。
3. 執行役は上記の3名のほかに2名(取締役兼務)いますが、その者の報酬等は取締役に含めて記載しています。
4. 当社は、執行役を兼務しない取締役に対して賞与を支給していません。
5. 上記の社内取締役には、2019年6月25日開催の第151期定時株主総会の時をもって退任した社内取締役3名を含んでいます。
6. 新型コロナウイルス感染症の拡大により、第153期の業績にネガティブな影響が想定されるため、会社としてキャッシュアウトを抑制するとともに、グローバル規模で実施を検討している従業員の報酬施策への影響などを考慮し、2020年3月31日の報酬委員会で、執行役の当事業年度(第152期)の短期インセンティブ報酬(賞与)の25%減額を決定しました。

2. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの第152期に関わる連結報酬等の総額等は次のとおりです。

氏名	役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			基本報酬	賞与	株式報酬
竹内 康雄	取締役	130	91	30	10
シュテファン・カウフマン	取締役	207	158 (注)	48	0.2

(注) 基本報酬には、住宅や年金の相当額等(20百万円)を含みます。

3. 業績連動報酬の目標・実績

i. 短期インセンティブ報酬(STI)

執行役に対する第152期を評価対象とする短期インセンティブ報酬(STI)について、各業績評価指標の目標値および実績値は次のとおりです。

業績評価指標	目標値	下限値	実績値
連結営業利益	940億円	300億円	945億円

(注) 連結営業利益は、その他収益およびその他費用、持分法による投資損益を除きます。

ii. 長期インセンティブ報酬(LTI-PSU)

第151期までの業務執行取締役、および指名委員会等設置会社に移行した第152期の執行役に対する第152期を評価対象期間終了事業年度とする業績連動型株式報酬(PSU)について、各業績評価指標の目標値および実績値は次のとおりです。

業績評価指標	目標値	下限値	実績値
当期利益の対象期間合計額	2,591億円	1,295億円	1,169億円
売上高成長率の対象期間平均	6.2% (CAGR)	3.2% (CAGR)	2.5% (CAGR)

(注)第152期を評価対象期間終了事業年度とする業績連動型株式報酬(PSU)の評価指標に対する実績は設定した下限を下回りました。

3) 第152期 報酬委員会の活動内容

1. 報酬委員会

取締役および執行役の報酬の決定に関する方針や個人別の報酬は、3名以上且つ過半数が独立社外取締役の委員で構成される報酬委員会にて審議・決定し、取締役会に報告しています。具体的には、取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針（取締役および執行役の職位ごとに支給する報酬の種類、報酬の種類ごとの構成比率、業績連動報酬の指標）、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容（確定額報酬の個人別額、不確定額報酬の個人別算定方法、非金銭報酬の個人別内容）、取締役および執行役の報酬規程に関する事項等を審議対象としています。

2. 報酬委員会メンバー

報酬委員会のメンバーは次のとおりです。

- ・委員長： 神永 晋（独立社外取締役）
- ・委員： 梶田 恭正（独立社外取締役）
- ・委員： 片山 隆之（独立社外取締役）
- ・委員： ジミー・シー・ビーズリー（独立社外取締役）

3. 報酬委員会の審議項目

報酬委員会が行う決議または審議には次の事項を含みます。

- ・取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針
- ・取締役および執行役の個人別の報酬等の内容
- ・取締役および執行役の報酬規程に関する事項
- ・上記のほか、取締役および執行役の報酬に関し取締役会から諮問を受けた事項および委員会が必要と認めた事項

4. 報酬委員会の取り組み内容

2019年11月に発表した経営戦略で、『私たちの存在意義（経営理念）』を『世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現』と定義し、『世界をリードするメドテックカンパニーへと成長し、革新的な価値によって、患者様、医療従事者、医療関係者、医療経済にベネフィットをもたらす、世界の人々の健康に貢献する』という戦略目標と業績指標を発表しました。また第152期は、指名委員会等設置会社に移行した初年度であり、報酬委員会の位置づけが従来の任意の委員会から法定の委員会となりました。第151期の報酬委員会で討議してきた『長期インセンティブ報酬(LTI)をより重視する方向』に基づき、グローバル・メドテックカンパニーを目指すという経営戦略に則り、さらに討議を深化し、新しい役員報酬制度について数多くの討議を重ねました。

〈2019年6月～2020年6月の1年間における報酬委員会の開催回数〉： 15回

〈新しい役員報酬制度に関して討議された内容〉

i. 報酬に関する理念と戦略

ii. 執行役報酬

- ・報酬水準
- ・報酬構成（基本報酬、短期インセンティブ報酬(STI)、長期インセンティブ報酬(LTI)の比率）
- ・長期インセンティブ報酬(LTI)の種類
- ・業績連動報酬の評価指標と評価テーブル など

iii. 取締役報酬

- ・報酬水準
- ・報酬構成 など

iv. 報酬リスクマネジメント

- ・株式保有ガイドライン
- ・クローバック条項

v. 役員報酬制度改定に伴う各種規程の改訂

vi. 取締役および執行役の個別報酬

vii. 報酬に関する新型コロナウイルス感染症への対応

(注) 報酬委員会は、客観的かつ専門的な立場からの情報提供および検討支援を目的に、グローバルに展開する独立報酬コンサルタントのPay Governance社を採用し、15回中6回陪席しました。

②第153期（新しい報酬制度）

1) 第153期の報酬制度の内容

1. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

〈報酬に関する理念〉

経営戦略を達成し企業価値を創造するためには、有能な経営人材を確保し、その能力を十分に発揮してもらう報酬制度が必須です。そのために次の考え方で新たな報酬制度を決定しています。

- ・グローバル・メドテックカンパニーに対抗しうる、より強力なインセンティブプログラムとする。
- ・経営戦略と整合性のあるインセンティブプログラムとする。
- ・長期インセンティブ報酬(LTI)を活用し、価値創造とパフォーマンス評価を重視したプログラムとする。
- ・日本の大手グローバル企業と比較して競争力のある基本報酬を支給する。
- ・クローバック条項や株式保有ガイドラインを導入し、インセンティブに対する健全な管理を確保する。
- ・チャレンジングかつアチーブバブルな目標設定により、執行役のモチベーションを向上させる。

2. 第153期執行役の報酬等

〈第153期執行役の報酬水準〉

- ・グローバル経営に責任を持つ執行役の報酬設計の考え方は、標準化されたグローバルな報酬システムが望ましいが、地域による役員報酬水準の違いにより、日本の報酬水準で有能な人材を引き付け、維持することは困難です。そのため全ての執行役の基本報酬(BS)、短期インセンティブ報酬(STI)、長期インセンティブ報酬(LTI)は同様の構造と比率としますが、実際の報酬水準は、執行役の出身国における報酬水準の違いを勘案して決定します。日本出身の執行役に対する基本報酬は、医療・ライフサイエンス分野のTOPIX500に含まれる企業（ピアグループ）と比較して設定します。報酬総額に関しては、ペイレシオ（CEOの報酬と従業員の給与の中央値の比率）も考慮しました。出身国が日本以外である執行役にもそれぞれの地域の実態を参照し、同様の考え方で設定しました。
- ・ピアグループの報酬水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ（ウイリス・タワーズワトソン社など）を活用して確認しています。

〈第153期執行役の報酬構成〉

- ・執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬（BS）、および当期の業績に連動する短期インセンティブ報酬（STI）、長期インセンティブ報酬（LTI）の組み合わせとしています。
- ・日本出身ではない執行役については、個人別に従前の報酬契約との調整を図るための一時金やセバランス・ペイ、その他に住宅手当や年金等が設定されています。個人別に設定される金額・条件等は報酬委員会で決議します。なお、セバランス・ペイの退職時の支給有無、手当額は在任期間等の複数条件に基づいて決定されます。
- ・中長期的な企業価値および株主価値を向上するための経営戦略達成に重点を置き、CEOについては業績連動報酬、特に長期インセンティブの比率を高め、基本報酬（BS）に対し、短期インセンティブ報酬（STI）、長期インセンティブ報酬（LTI）の比率を以下としました。

BS : STI : LTI = 1 (25%) : 1 (25%) : 2 (50%)

- ・CEO以外の執行役に関しても、同様の考え方で、以下の比率としました。

BS : STI : LTI = 1 (28.5%) : 1 (28.5%) : 1.5 (43%)

(注) 第152期までの報酬構成は、日本出身の執行役共通でBS : STI : LTI = 1 (50%) : 0.5 (25%) : 0.5 (25%) でした。

〈長期インセンティブ報酬(LTI)の種類〉

長期インセンティブ報酬(LTI)の25%を事後交付型譲渡制限付株式報酬(RSU: Restricted Stock Unit)、75%を業績連動型株式報酬(PSU: Performance Share Unit)としました。評価期間は何れも3年間とします。

(注) 1. 第152期の長期インセンティブ報酬(LTI)は25%をRS、75%をPSUとしていましたが、日本非居住者への株式報酬の支給を考慮し、第153期はRSに代えて欧米で一般的なRSUを選択し、RSU25%とPSU75%の組み合わせとしました。なおRSUはスタート時点でその時点での株価から株数(ユニット数)を算出し、権利確定後にその株数を支給する方法を採用します。

2. 第152期までのPSUは、目標達成レベルに応じて支給金額を変動させ、その金額に対し権利確定時の株価で支給株数を算出する方法でした。第153期のPSUは、評価期間の開始時点で目標100%達成時の株数(ユニット数)をその時点での株価から算出し、目標達成レベルに応じて支給株数を算出する方法とします。

〈業績連動報酬の評価指標〉

i. 短期インセンティブ報酬 (STI)

売上高、営業利益額および戦略目標をSTIの指標とし、以下に示す構成比率としました。

売上高 30%	営業利益額 50%	戦略目標 20%
------------	--------------	-------------

a. 売上高 : 30%
中長期の営業利益目標を達成するためには売上成長が必須であり、指標として設定。

b. 営業利益額 : 50%
営業利益重視の経営を継続することから、指標として設定。

c. 戦略目標 : 20%
非財務目標より、特に全執行役共通の重要課題を設定。

ii. 長期インセンティブ報酬 (LTI)

営業利益率、ROIC、EPS成長率、相対TSRおよび戦略目標としてのESGをLTIの指標とし、以下に示す構成比率としました。

営業利益率 40%	ROIC 15%	EPS成長率 15%	相対TSR 20%	戦略目標 10%
--------------	-------------	---------------	--------------	-------------

a. 営業利益率 : 40%
経営戦略の財務ガイダンスとしている営業利益率を、業績評価の指標とします。

b. ROIC : 15%
経営戦略の財務ガイダンスとしているROICを、業績評価の指標とします。

c. EPS成長率 : 15%
経営戦略の財務ガイダンスとしているEPS成長率を、業績評価の指標とします。

d. 相対TSR : 20%
株主と経営陣の双方の視点から長期の業績と報酬を連動させる重要な基準である相対TSRを、業績評価の指標とします。グローバル・メドテックカンパニー20社を選択し、3年間の相対TSRパフォーマンスで評価します。

e. 戦略目標 (ESG) : 10%
経営戦略で取り組み強化を表明しているESGに関する指標とします。
以下の理由によりDJSI (Dow Jones Sustainability Index) のIndexを評価指標として設定します。

- ・信頼性の高い外部評価機関であり、透明性・公平性が担保できる。
- ・評価領域のカバレッジの広さにより、幅広くステークホルダーの期待との対照をとることができる。
- ・企業活動全体に対する網羅性がある。

<業績連動報酬の評価テーブル>

i. 業績連動報酬の上限と下限

短期インセンティブ報酬 (STI) および長期インセンティブ報酬 (LTI) の各評価指標の評価テーブル上限を200%、下限を0%とします。

- (注) 1. 日本出身ではない執行役について、個人別に従前の報酬契約との調整を図る必要がある場合は、0%~200%の範囲内で個別に設定されます。
2. 本報告書では新型コロナウイルス感染症の関係で、評価テーブルの詳細等は記載しません。新型コロナウイルス感染拡大による経営戦略および第153期の事業への影響が明確になった時点で、改めて第153期の報酬内容を検討し、その内容とともに詳細を開示する予定です。

ii. 短期インセンティブ報酬 (STI) の各項目の評価テーブル

報酬委員会では、第153期のSTIの評価テーブルの考え方を次のように決定しました。

a. 売上高の評価テーブル

・0%~200%支給のペイアウト・カーブは、過去の実績推移や標準偏差等を勘案して合理的に設定したロジックをもとに算出され、目標の100%達成に対して100%が支払われます。

b. 営業利益額の評価テーブル

・0%~200%支給のペイアウト・カーブは、過去の実績推移や標準偏差等を勘案して合理的に設定したロジックをもとに算出され、目標の100%達成に対して100%が支払われます。

c. 戦略目標

・第153期の全社の重要課題に対する項目を設定し、全執行役共通の目標とします。

iii. 長期インセンティブ報酬 (LTI) の各項目の評価テーブル

a. 営業利益率

・経営戦略の財務ガイダンスの営業利益率目標達成を100%支給とします。

・0%~200%支給のペイアウト・カーブは、ピアグループとの相対比較で、合理的に設定したロジックをもとに算出します。

b. ROIC

- ・経営戦略の財務ガイダンスのROIC目標達成を100%支給とします。
- ・0%~200%支給のペイアウト・カーブは、営業利益率のペイアウト・カーブと合理的に整合したロジックをもとに算出します。

c. EPS成長率

- ・経営戦略の財務ガイダンスのEPS成長率目標達成を100%支給とします。
- ・0%~200%支給のペイアウト・カーブは、営業利益率のペイアウト・カーブと合理的に整合したロジックをもとに算出します。

d. 相対TSR

- ・グローバル・メドテックカンパニー20社（医療、ライフサイエンス関連事業を有する企業）をピアグループとして設定し、自社のTSRのランクが50ileに位置した場合に100%支給とします。
- ・0%~200%支給のペイアウト・カーブは、ピアグループとの相対比較で、合理的に設定したロジックをもとに算出します。

e. ESG

- ・ESGの指標としては、DJSIのIndexを参照します。
DJSIの評価結果は、ランクの上位から“World Index (W)”、“Asia Pacific Index (AP)”、“Non-Index (N)”となります。第151期に当社は“Asia Pacific Index”を獲得しています。
- ・1年目、2年目の結果を考慮し、3年目に獲得するIndexを重視した評価テーブルを設定し、支給率200%、150%、100%、50%、0%を設定します。

3. 第153期 取締役の報酬等

〈第153期 取締役の報酬水準〉

優秀な人材の確保・保持を可能とする競争力のある報酬水準とするべく、役割責任とそれぞれの居住地におけるピアグループとの比較で、50ile~75ile水準とします。

- ・常勤非業務執行取締役（日本居住） 1名
- ・非常勤非業務執行取締役（日本居住） 7名
- ・非常勤非業務執行取締役（日本非居住） 2名
- ・執行役兼務取締役 2名

それぞれのピアグループの報酬水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データ（ウイリス・タワーズワトソン社など）を活用して確認しています。

（注）非常勤非業務執行取締役（日本非居住）の2名のうち1名は、報酬辞退の申し入れがあり、報酬を支払わないことを決定しています。

〈第153期 取締役の報酬構成〉

- ・非業務執行取締役は、取締役会や各委員会、および執行との様々な接点において、監督機能を果たすとともに、企業価値創造にも貢献していることから、管理監督機能に対する現金報酬（基本報酬）に加え、企業価値創造に対する対価として、非業績連動型の株式報酬を付与します。
- ・非業務執行取締役に対する株式報酬は事後交付型譲渡制限付株式報酬(RSU)とし、日本居住者は退任時に権利確定とします。日本非居住者の権利確定は、各地域の非業務執行取締役に対する株式報酬の一般的な方法に準じて個別に設定します。
- ・株式報酬は日本居住者も日本非居住者も同一の300万円とし、株主総会における就任時の株価で支給株数を算出し、権利確定後にその株数を支給する方法を採用します。
- ・取締役会議長には基本報酬に議長手当を加算します。
- ・取締役を兼務する執行役について、日本出身の執行役に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬を執行役報酬とは別に支給します。日本出身ではない執行役に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬は執行役報酬に含めて支給します。

4. 報酬リスクマネジメント

〈株式保有ガイドライン〉

投資家と経営層（執行役）の利害の共有を図る目的で、株式保有ガイドラインを設定します。

保有ガイドラインは以下とします。

- ・CEOは基本報酬の3倍以上
- ・他の執行役は、基本報酬の1倍以上

長期インセンティブ報酬(LTI)の比率を見直すなど、報酬構成を変更する場合、保有ガイドラインも見直しの必要性を検討します。

〈クローバック条項〉

経営層（執行役）の無謀な投資や不正会計処理の抑止力とすることを目的に、クローバック条項を設定します。クローバックの対象は、執行役の短期インセンティブ報酬(STI)および長期インセンティブ報酬(LTI)とします。以下の場合にクローバックを発動させます。

- ・報酬の前提となる情報が誤っているまたは異なっていることが発覚したことに起因して、本来支給されるべきであった報酬額との差額の返還を求める事象
 - ・義務違反等が発生した場合の一種の制裁措置として、支給済の報酬額の返還を求める事象
個別事象に対するクローバックの適用の最終決定は報酬委員会が行い、取締役会に報告します。
- 2) 報酬委員会の裁量と新型コロナウイルス感染症の対応について
- ・報酬算定に大きく影響する想定外の事象が発生した場合には、報酬委員会は企業価値の創造に資する報酬内容への修正・見直しの裁量を有します。
 - ・今般の新型コロナウイルス感染拡大は医療事業を始め、第153期の全社の事業および経営戦略に大きく影響を及ぼすことが想定されています。従って、前項に記載した報酬水準を調整する必要があると判断しています。新型コロナウイルス感染拡大による経営戦略への影響および第153期の事業への影響がより明確になった時点で、改めて第153期の報酬内容を検討し、その後速やかに適切な方法にて開示する方針とします。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準および考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、「純投資目的」とは専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることとし、社内規程に則り、余剰資金は、元本保証あるいはそれに準ずる安全性が確保されている方法に限定し、リスクのある投資運用は行わないこととしています。「純投資目的以外」とは、保有することによって当社グループの事業運営上、中長期的な企業価値向上に資することを目的とすることと定義しています。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証のうえ当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した上場株式を保有します。毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案の上、保有の適否を検証し、保有に適さないと判断した株式については順次縮減します。政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権を行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断します。2019年度は、保有意義を検証した結果、9銘柄(2銘柄は一部売却)の株式を売却しました。

b. 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	9	66
非上場株式以外の株式	20	14,423

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	0	0	-
非上場株式以外の株式	1	2	当社事業活動における取引関係強化を目的として株式を取得し、増加しています。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	9	3,032

c. 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
朝日インテック(株)	1,350,400	675,200	・同社株式は主に医療分野および科学事業における円滑な取引関係の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1 ・2019年7月1日を効力発生日とした同社の株式分割により、保有株数が675,200株増加しています。	有
	3,608	3,511		
カシオ計算機(株)	1,790,143	2,388,143	・同社株式は主に医療分野における円滑な取引関係の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1 ・2019年度において、保有株数の25%(598,000株)を売却しています。	有
	2,716	3,451		
ウシオ電機(株)	1,121,575	1,121,575	・同社株式は主に医療分野および科学事業における円滑な取引関係の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	有
	1,159	1,449		
住友不動産(株)	285,000	285,000	・同社株式は設備関連の円滑な業務の推進のため保有しています。 ・(注) 1	有
	751	1,307		
(株)FUJI	873,400	873,400	・同社株式は主に医療分野における円滑な取引関係の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	有
	1,441	1,287		
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	2,095,990	2,095,990	・同社株式は資金調達を中心とする、安定した金融取引の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	有
	845	1,153		
EIZO(株)	247,500	247,500	・同社株式は主に医療分野および科学事業における円滑な取引関係の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	有
	780	1,089		
マブチモーター(株)	188,200	188,200	・同社株式は主に医療分野における円滑な取引関係の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	無
	606	725		
(株)めびきフィナンシャルグループ	2,029,248	2,536,560	・同社株式は資金調達を中心とする、安定した金融取引の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1 ・2019年度において、一部株式売却(507,312株)しています。	有
	446	718		
(株)ナカニシ	303,000	303,000	・同社株式は事業活動における円滑な取引関係の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	有
	435	655		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
㈱八十二銀行	1,173,807	1,173,807	・同社株式は資金調達を中心とする、安定した金融取引の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	有
	459	539		
㈱オハラ	400,000	400,000	・同社株式は当社の医療分野および科学事業ならびに映像事業における取引関係の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	無
	349	506		
ヒロセ電機㈱	29,877	29,877	・同社株式は主に医療分野における円滑な取引関係の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	有
	335	347		
㈱ヤマタネ	112,700	112,700	・同社株式は設備関連の円滑な業務の推進のため保有しています。 ・(注) 1	有
	125	176		
シンフォニアテクノロジー㈱	118,600	118,600	・同社株式は事業活動における円滑な取引関係の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	有
	114	160		
㈱ビックカメラ	99,500	98,195	・同社株式は当社の映像事業における主要取引先として関係維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1 ・2019年度において、取引関係のより一層の強化のため保有株数が1,305株増加しています。	無
	87	114		
上新電機㈱	35,500	35,500	・同社株式は当社の映像事業における主要取引先として関係維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	無
	74	91		
佐島電機㈱	40,600	40,600	・同社株式は主に医療分野および映像事業における円滑な取引関係の維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	有
	36	38		
日本BS放送㈱	32,000	32,000	・同社株式は当社の映像事業における主要取引先として関係維持・強化のため保有しています。 ・(注) 1	無
	32	34		
新日本空調㈱	12,100	12,100	・同社株式は設備関連の円滑な業務推進のため保有しています。 ・(注) 1	有
	26	23		
千代田インテグレ㈱	—	139,000	・同社株式を当社事業活動における取引関係強化のため保有していましたが、2019年度において、同社株式の保有の合理性を検証し売却しています。	無
	—	285		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
アルゴグラフィック ス(株)	—	111,000	・ 同社株式を当事業活動における取引 関係強化のため保有していましたが、 2019年度において、同社株式の保有の合 理性を検証し売却しています。	有
	—	262		
シナネンホールディ ングス(株)	—	111,954	・ 同社株式を当事業活動における取引 関係強化のため保有していましたが、 2019年度において、同社株式の保有の合 理性を検証し売却しています。	無
	—	236		
シチズン時計(株)	—	277,300	・ 同社株式を当事業活動における取引 関係強化のため保有していましたが、 2019年度において、同社株式の保有の合 理性を検証し売却しています。	無
	—	171		
(株)日新	—	85,200	・ 同社株式を当事業活動における取引 関係強化のため保有していましたが、 2019年度において、同社株式の保有の合 理性を検証し売却しています。	有
	—	158		
(株)ノジマ	—	25,704	・ 同社株式を当事業活動における取引 関係強化のため保有していましたが、 2019年度において、同社株式の保有の合 理性を検証し売却しています。	無
	—	52		
(株)セコニック	—	42,188	・ 同社株式を当事業活動における取引 関係強化のため保有していましたが、 2019年度において、同社株式の保有の合 理性を検証し売却しています。	有
	—	45		

(注) 1 保有株式に関する定量的な保有効果の算出は困難であり、保有の合理性の検証方法については次の通りで
す。当社は、毎年、取締役会において個別の政策保有株式について、保有目的、保有に伴う便益、リスク等
を総合的に勘案の上、保有の適否を検証しています。

2 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しています。

みなし保有株式

該当株式の保有はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当株式の保有はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）第1条の2に掲げる「特定会社」の要件を満たすことから、第93条の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制の整備を行っています。その内容は以下のとおりです。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構等から情報の収集を行い、適正性の確保に努めています。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び実務指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	7, 35	114, 426	162, 494
営業債権及びその他の債権	8, 35	155, 321	143, 062
その他の金融資産	10, 35	2, 155	3, 424
棚卸資産	9	153, 623	167, 596
未収法人所得税		7, 931	3, 521
その他の流動資産	11	16, 867	20, 336
小計		450, 323	500, 433
売却目的で保有する資産	12	5, 709	6, 274
流動資産合計		456, 032	506, 707
非流動資産			
有形固定資産	13	176, 908	202, 134
のれん	14	101, 188	98, 328
無形資産	14	69, 269	74, 792
退職給付に係る資産	23	30, 239	31, 111
持分法で会計処理されている投資		2, 440	2, 267
営業債権及びその他の債権	8, 35	14, 618	19, 685
その他の金融資産	10, 35	32, 808	27, 266
繰延税金資産	37	47, 267	51, 156
その他の非流動資産	11	1, 261	2, 217
非流動資産合計		475, 998	508, 956
資産合計		932, 030	1, 015, 663

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	17, 35	61, 724	59, 557
社債及び借入金	18, 35	59, 707	81, 018
その他の金融負債	19, 35	9, 391	20, 188
未払法人所得税		8, 043	11, 276
引当金	20	10, 803	20, 598
その他の流動負債	21	133, 311	136, 912
小計		282, 979	329, 549
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	12	4, 532	4, 221
流動負債合計		287, 511	333, 770
非流動負債			
社債及び借入金	18, 35	121, 628	199, 897
その他の金融負債	19, 35	7, 799	30, 733
退職給付に係る負債	23	43, 116	49, 607
引当金	20	6, 468	7, 281
繰延税金負債	37	12, 101	13, 147
その他の非流動負債	21	11, 020	9, 270
非流動負債合計		202, 132	309, 935
負債合計		489, 643	643, 705
資本			
資本金	24	124, 606	124, 643
資本剰余金	24	91, 310	91, 157
自己株式	24	△4, 764	△98, 135
その他の資本の構成要素	24	△8, 234	△22, 751
利益剰余金	24	238, 275	275, 833
親会社の所有者に帰属する持分合計		441, 193	370, 747
非支配持分		1, 194	1, 211
資本合計		442, 387	371, 958
負債及び資本合計		932, 030	1, 015, 663

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	6, 28	793, 862	797, 411
売上原価	9, 13 14, 23	284, 297	297, 844
売上総利益		509, 565	499, 567
販売費及び一般管理費	13, 14 23, 29	437, 510	405, 023
持分法による投資損益	6	603	485
その他の収益	30	6, 234	2, 976
その他の費用	16, 30	50, 611	14, 536
営業利益	6	28, 281	83, 469
金融収益	31	2, 183	1, 942
金融費用	31	10, 347	7, 613
税引前利益		20, 117	77, 798
法人所得税費用	37	12, 068	26, 143
当期利益		8, 049	51, 655
当期利益の帰属			
親会社の所有者		8, 147	51, 670
非支配持分		△98	△15
当期利益		8, 049	51, 655
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	32	5.97	39.37
希薄化後1株当たり当期利益(円)	32	5.96	39.36

③【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期利益		8,049	51,655
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 する金融資産	33	△3,254	△1,126
確定給付制度の再測定	33	858	△4,227
純損益に振り替えられることのない項目合 計	33	△2,396	△5,353
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	33	1,855	△13,273
キャッシュ・フロー・ヘッジ	33	491	337
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	33	△2	△97
純損益に振り替えられる可能性のある項目 合計	33	2,344	△13,033
その他の包括利益合計		△52	△18,386
当期包括利益		7,997	33,269
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		8,094	33,284
非支配持分		△97	△15
当期包括利益		7,997	33,269

④【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	利益 剰余金			
2018年4月1日 残高		124,560	91,502	△4,775	△5,810	237,316	442,793	1,466	444,259
当期利益						8,147	8,147	△98	8,049
その他の包括利益					△53		△53	1	△52
当期包括利益		—	—	—	△53	8,147	8,094	△97	7,997
自己株式の取得	24			△8			△8		△8
自己株式の処分	24		△20	19			△1		△1
剰余金の配当	26					△9,559	△9,559	△368	△9,927
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替額					△2,371	2,371	—		—
株式報酬取引	27	46	21				67		67
非支配持分との資本取引			△193				△193	193	—
所有者との取引額等合計		46	△192	11	△2,371	△7,188	△9,694	△175	△9,869
2019年3月31日 残高		124,606	91,310	△4,764	△8,234	238,275	441,193	1,194	442,387

		親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	注記	資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	利益 剰余金	合計		
2019年4月1日	残高	124,606	91,310	△4,764	△8,234	238,275	441,193	1,194	442,387
	当期利益					51,670	51,670	△15	51,655
	その他の包括利益				△18,386		△18,386	—	△18,386
	当期包括利益	—	—	—	△18,386	51,670	33,284	△15	33,269
	自己株式の取得	24		△93,381			△93,381		△93,381
	自己株式の処分	24	△10	10			0		0
	剰余金の配当	26				△10,243	△10,243	△126	△10,369
	その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替額				3,869	△3,869	—		—
	株式報酬取引	27	37	15			52		52
	非支配持分との資本取引		△158				△158	158	—
	所有者との取引額等合計	37	△153	△93,371	3,869	△14,112	△103,730	32	△103,698
2020年3月31日	残高	124,643	91,157	△98,135	△22,751	275,833	370,747	1,211	371,958

（注）資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式及びその他の資本の構成要素の内容等につきましては、注記「24. 資本及びその他の資本項目」において記載しています。

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		20,117	77,798
減価償却費及び償却費		58,669	68,309
減損損失(又は戻入れ)	16	3,618	5,501
受取利息及び受取配当金		△1,901	△1,911
支払利息		4,617	3,810
証券訴訟関連損失	30	19,380	—
十二指腸内視鏡の調査関連損失	30	9,653	—
持分法による投資損益(△は益)		△603	△485
営業債権及びその他の債権の増減額(△は増加)		5,584	1,276
棚卸資産の増減額(△は増加)		△14,357	△16,401
営業債務及びその他の債務の増減額(△は減少)		3,114	731
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		1,632	△2,303
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)		△2,391	2,136
引当金の増減額(△は減少)		9,866	9,637
その他		2,892	6,752
小計		119,890	154,850
利息の受取額		1,299	1,456
配当金の受取額		602	455
利息の支払額		△4,622	△3,689
証券訴訟関連損失の支払額		△19,380	—
十二指腸内視鏡調査関連損失の支払額		△9,653	—
法人所得税の支払額		△21,193	△19,528
営業活動によるキャッシュ・フロー		66,943	133,544

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△47,094	△37,774
有形固定資産の売却による収入		4,300	198
無形資産の取得による支出		△14,372	△28,155
関連会社株式の取得による支出		△2,440	—
貸付による支出		△1,564	△872
貸付金の回収による収入		1,193	1,755
投資の売却及び償還による収入		5,031	3,031
事業の取得による支出	34, 40	△3,743	△571
その他		△1,607	△42
投資活動によるキャッシュ・フロー		△60,296	△62,430
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	34	647	69,534
リース負債の返済による支出	34	—	△15,604
長期借入れによる収入	34	9,425	39,780
長期借入金の返済による支出	34	△64,302	△58,874
配当金の支払額	26	△9,559	△10,243
非支配持分への配当金の支払額		△368	△126
社債の発行による収入	18, 34	9,947	49,793
社債の償還による支出	34	△25,000	—
自己株式の取得による支出		△8	△93,381
その他		△3,730	△341
財務活動によるキャッシュ・フロー		△82,948	△19,462
現金及び現金同等物に係る換算差額		△375	△3,498
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△76,676	48,154
現金及び現金同等物の期首残高		191,239	114,563
現金及び現金同等物の期末残高	7	114,563	162,717

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

オリンパス株式会社（以下、「当社」）は、日本に所在する株式会社であり、その登記されている本社の住所は東京都八王子市です。当社の連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」）、並びに当社の関連会社に対する持分により構成されています。

当社グループは、主に内視鏡、治療機器、科学、映像及びその他の製品の製造・販売を行っています。各事業の内容は注記「6. 事業セグメント」に記載のとおりです。

2. 作成の基礎

(1) 連結財務諸表がIFRSに準拠している旨の記載

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表されたIFRSに準拠して作成しています。当社は連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たしていることから、同第93条の規定を適用しています。

なお、本連結財務諸表は、2020年7月6日に取締役代表執行役社長兼CEO竹内康雄及び執行役CFO武田睦史によって承認されています。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成されています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しています。

(4) 表示方法の変更

（連結キャッシュ・フロー計算書）

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「減損損失（又は戻入れ）」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた6,510百万円は、「減損損失（又は戻入れ）」3,618百万円、「その他」2,892百万円として組み替えています。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーによりそのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合、当社グループはその企業を支配していると判断しています。子会社の財務諸表は、支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めています。

グループ会社間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しています。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させています。

支配が継続する子会社に対する当社の持分変動は、資本取引として会計処理しています。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しています。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得及び損失を純損益として認識しています。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有するものの、支配又は共同支配をしていない企業をいいます。関連会社に対する投資は、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって会計処理しています。

関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれんが含まれています。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しています。取得対価は、被取得企業の支配と交換に移転した資産、引受けた負債、及び当社グループが発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価には条件付対価が含まれます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして認識しています。反対に下回る場合には、連結損益計算書において直ちに純損益として認識しています。発生した取得関連費用は純損益として認識しています。

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益として認識しています。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レート又は近似するレートで当社グループの各社の機能通貨に換算しています。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定する外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しています。換算及び決済により発生した換算差額は、その期間の純損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しています。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レート、収益及び費用は為替レートが著しく変動している場合を除き、期中の平均為替レートで換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益に振替えています。

(4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しています。当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

(ii) 分類及び事後測定

金融資産については、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、もしくは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

(償却原価で測定する金融資産)

金融資産のうち、以下の要件をともに満たすものは、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルの中で保有されている
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

償却原価で測定する金融資産は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式等の資本性金融商品については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益の累積額を直接利益剰余金に振替えています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しています。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しています。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12ヶ月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しています。

なお、営業債権、契約資産及びリース債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しています。

(iv) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡し、リスクと経済的便益のほとんどすべてを移転した時点で、金融資産の認識を中止しています。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しています。全ての金融負債は当初認識時に公正価値で測定していますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

(ii) 分類及び事後測定

金融負債については、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債、もしくは償却原価で測定する金融負債に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しています。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しています。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、純損益として認識しています。

(iii) 認識の中止

金融負債が消滅したとき、すなわち、契約上の義務が免責、取消又は失効となった時点で認識を中止しています。

③ 金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ、純額で決済するかもしくは資産の実現と債務の決済を同時に実行する意思を有している場合にのみ連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをヘッジする目的で、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しており、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。また、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブをヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。

ヘッジ会計の適用に当たっては、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係、リスク管理目的及び戦略について、公式に指定並びに文書化を行っています。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジするリスクの性質、及びヘッジの有効性を判定する方法が記載されており、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。

当社グループでは、ヘッジ会計の要件を満たす金利関連のデリバティブ取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段にかかる公正価値の変動額のうち、ヘッジの効果が有効な部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象取引を実行し純損益に認識するまでその他の資本の構成要素として認識しています。また、有効でない部分は純損益として認識しています。

その他の資本の構成要素に認識したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として会計処理しています。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、ヘッジ会計を中止し、従来その他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振替えています。ヘッジ会計を中止した場合であっても、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生の可能性が見込まれる場合には、ヘッジ会計の中止時までにはその他の資本の構成要素として認識していた金額を、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に認識しています。

なお、当社グループでは公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジは行っていません。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金、随時引き出し可能な預金、及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資により構成されています。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能額のうちいずれか低い方の金額で測定しています。取得原価には、購入原価及び加工費、並びに棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したその他のコストが含まれ、主として加重平均法に基づいて算定されています。正味実現可能額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額です。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

有形固定資産の取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです（使用権資産は除く）。

- ・建物及び構築物：2～50年
- ・機械装置及び運搬具：2～10年
- ・工具、器具及び備品：2～15年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(8) のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

のれんは償却を行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損損失が発生した場合には純損益として認識しています。

なお、のれんの当初認識時における測定は「(2) 企業結合」に記載しています。

(9) 無形資産

無形資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産の取得原価には、資産の取得に直接起因する費用が含まれています。企業結合において取得した無形資産は取得日現在の公正価値で測定しています。また、自己創設無形資産に、開発局面に発生した費用について、以下の資産化の要件を満たす開発費用を開発資産として認識し、要件を満たさない場合には発生時に費用として認識しています。

- ・使用又は売却に利用できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性があること
- ・無形資産を完成させて、使用するか又は売却するという意図があること
- ・無形資産を使用又は売却できること
- ・無形資産が将来の経済的便益を創出する可能性が高いこと
- ・開発を完了させて、無形資産を使用するか又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性があること
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できること

耐用年数を確定できない無形資産を除いて、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・開発資産：4～8年
- ・ソフトウェア：3～5年
- ・その他：3～15年

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産は償却を行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

(10) リース

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース取引をファイナンス・リースに、それ以外の場合はオペレーティング・リースに分類しています。

① 借手リース

当社グループは、リースにより有形固定資産又は無形資産を賃借しています。

ファイナンス・リース取引におけるリース資産及びリース債務は、リース物件の公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で認識しています。リース資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で償却しています。また、支払リース料総額をリース債務元本相当部分と利息相当部分とに区分し、支払リース料の利息相当部分への各期の配分額は、リース債務残高に対して一定の利子率となるように算定のうえ、純損益として認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、支払リース料を費用として、リース期間にわたって定額法により認識しています。

② 貸手リース

当社グループは、リースにより有形固定資産を賃貸しています。

ファイナンス・リース取引においては、リース投資未回収総額の現在価値を、リース期間の起算日に収益に認識し、対応する金額をリース債権として認識しています。また、未稼得金融収益は、リース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、当該期間に帰属する部分を収益に認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書に認識し、受取リース料を収益として、リース期間にわたって定額法により認識しています。

①借手リース

借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識しています。

リース負債は、リース開始日において支払われていないリース料総額の現在価値で測定しています。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料並びに原状回復コスト等を調整した額を当初測定額としています。使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で償却しています。

リース期間は、解約不能期間を基準として、合理的に確実なオプション期間を見積もり加減しています。また、支払リース料総額をリース負債元本相当部分と利息相当部分とに区分し、支払リース料の利息相当部分への各期の配分額は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように算定のうえ、純損益として認識しています。

契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には当該契約がリース又はリースを含むと契約開始時に判断しています。

また、短期リース及び原資産の価値が少額であるリースについては、使用権資産とリース負債の認識を行わず、支払リース料を費用として認識しています。

なお、使用権資産およびリース負債は連結財政状態計算書上、それぞれ「有形固定資産」「その他の金融負債」として表示しています。

②貸手リース

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース取引をファイナンス・リースに、それ以外の場合はオペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リース取引においては、リース投資未回収総額の現在価値を、リース期間の起算日に収益に認識し、対応する金額をリース債権として認識しています。また、未稼得金融収益は、リース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、当該期間に帰属する部分を収益に認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書上で認識し、受取リース料をリース期間にわたって定額法により収益に認識しています。

(11) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産及び売却目的で保有する非流動資産を除く）の帳簿価額について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しています。ただし、のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産については、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、当該全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に当該単位内のその他の資産に対し、各資産の帳簿価額に基づき比例按分しています。

過去の期間に認識した減損損失について戻入れを示す兆候が存在し、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に、減損損失を戻入れています。減損損失の戻入れ後の帳簿価額は、減損損失を認識しなかった場合に戻入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合の帳簿価額を上限としています。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れをしていません。

(12) 売却目的で保有する非流動資産

継続的使用ではなく主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループに分類しています。

売却目的保有に分類されている間又は売却目的保有に分類されている処分グループの一部である間は、非流動資産は減価償却又は償却を行わず、売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループを、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い金額で測定しています。

(13) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いて測定しています。

(14) 偶発債務

報告期間末日現在において発生可能性のある債務を有しているが、それが報告期間末日現在の債務であるか否か確認ができないもの、又は引当金の認識基準を満たさないものについては、報告期間末日現在において当該債務の履行による経済的資源の流出の可能性がほとんどないと判断している場合を除き、偶発債務として注記していません。

(15) 政府補助金

政府補助金は、その補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られた時に公正価値で認識しています。発生した費用に対する補助金は、当該費用の発生と同じ期間に収益として認識しています。資産の取得に対する補助金は、繰延収益として認識し、関連資産の見積耐用年数にわたり定期的に純損益として認識しています。

(16) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しています。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

確定給付制度債務の現在価値への割引に使用する割引率は、退職後給付債務と通貨や期日が整合する優良社債の利回りを参照して決定しています。

確定給付制度に係る資産又は負債は、制度ごとの確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額として算定しています。

確定給付型年金制度から生じる再測定による差額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えています。また、過去勤務費用は発生時に純損益として認識しています。

確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が関連するサービスを提供した期間に応じて費用として認識していません。

② 短期従業員給付

短期従業員給付は割引計算を行わず、関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。当社グループが従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額の信頼性のある見積りが可能である場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しています。

③ その他の長期従業員給付

当社グループは、年金制度以外の長期従業員給付として、一定の勤続年数に応じた特別休暇や報奨金制度を有しています。その他の長期従業員給付に対する債務額は、従業員が過年度及び当年度において提供した勤務の対価として稼得した将来給付の見積額を現在価値に割引いた額を負債として認識しています。

(17) 資本

普通株式は発行価額を資本として認識しています。また、普通株式の発行に係る付随費用は、税効果控除後の金額にて資本から控除しています。

自己株式は取得原価で認識し、資本の控除項目としています。自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識していません。なお、売却時の帳簿価額と対価の差額は資本として認識しています。

(18) 株式に基づく報酬

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対するインセンティブ制度として、以下の持分決済型の株式報酬制度を採用しています。

ストック・オプション制度

ストック・オプションは権利付与日の公正価値に基づき算定しており、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しています。ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズモデルにて算定しています。

譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬制度

企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬制度を導入しています。本制度における報酬は、付与する当社株式の公正価値を参照して測定しており、算定された報酬は費用として純損益に認識するとともに、対応する金額を資本の増加として認識しています。

(19) 収益

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しています（IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等やIFRS第16号「リース」に基づく受取りリース料を除く）。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、内視鏡、治療機器、科学、映像及びその他製品の製造販売を主な事業としています。これらの製品の販売については、多くの場合、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しています。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引及びリベートを控除した金額で測定し、返品額を減額しています。

(20) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債の公正価値の変動から構成されています。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しています。受取配当金は、配当を受ける権利が確定した時点で認識しています。

金融費用は主として支払利息、社債利息、為替差損及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債の公正価値の変動から構成されています。支払利息及び社債利息は、実効金利法により発生時に認識しています。

(21) 法人所得税

法人所得税費用は当期税金と繰延税金から構成されています。これらは、その他の包括利益又は資本で直接認識する項目から生じる場合及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しています。

① 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しています。税額の算定に使用する税率及び税法は、報告期間の末日までに制定又は実質的に制定されているものです。

法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しています。

② 繰延税金

繰延税金は、報告期間の末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しています。

なお、以下の場合には、繰延税金資産又は負債を認識していません。

- ・のれんの当初認識において生じる将来加算一時差異
- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を及ぼさない取引によって発生する資産又は負債の当初認識に係る一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異で、その解消時期をコントロールでき、かつ予見可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異で、予見可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲内において認識し、繰延税金負債は、原則として、すべての将来加算一時差異について認識しています。

繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異又は繰越欠損金が将来課税所得に対して利用できる可能性を評価しています。また、繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予定される繰延税金負債の取崩し、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しています。

繰延税金資産及び負債は、報告期間の末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法によって測定しています。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、又は、異なる納税主体であるものの税金資産及び負債を純額で決済するか、あるいは税金資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しています。

当社及び一部の子会社は、連結納税制度を適用しています。

(22) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した普通株式の加重平均発行済株式数で除して計算しています。

希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式の影響を調整して計算しています。

(23) 重要な会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度より、IFRS第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」）を適用しています。IFRS第16号は、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識することを要求しています。

IFRS第16号の適用にあたり、経過措置として認められている累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しました。当該方法の採用により、比較情報の修正再表示は行わず、2019年4月1日をもって連結財政状態計算書に使用権資産などのリース関連の資産として38,499百万円及びリース負債38,499百万円を計上しています。

なお、リース負債を認識する際に、リース負債と同額のリース関連の資産を認識しているため、期首利益剰余金への影響はありません。

また、上記負債は、残存リース料を適用開始日現在の借手の追加借入利率（別途外部から借り入れた場合に想定される利率）を用いて割り引いた現在価値で測定しています。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均は1.13%です。

前連結会計年度末においてIAS第17号を適用した解約不能のオペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債との調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

2019年3月31日現在で開示したオペレーティング・リース契約	44,262
2019年3月31日現在で開示したオペレーティング・リース契約 (追加借入利率で割引後)	42,232
ファイナンス・リース債務(2019年3月31日)	9,035
短期リース及び少額資産リース	△896
行使することが合理的に確実である延長又は解約オプション	13,539
リース開始日(実行日)前であるが、契約締結済のリース契約	△19,896
その他	3,520
2019年4月1日現在のリース負債	47,534

また、IFRS第16号を適用するにあたり、以下の実務的な便法を適用しています。

- ・特性が類似したリース資産のポートフォリオに対して単一の割引率を適用しています。
- ・適用開始日から12か月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理しています。
- ・期首に存在している使用権資産に対しては、当初直接コストを適用開始日現在の測定から除外しています。
- ・リース期間を算定する際に延長又は解約オプションの行使について事後的な判断を行っています。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

当社グループが行った、連結財務諸表に重要な影響を与える判断に関する情報は以下のとおりです。

- ・子会社及び関連会社の範囲（注記「3. 重要な会計方針（1）連結の基礎」）
- ・リースを含む契約の会計処理（注記「3. 重要な会計方針（10）リース」、注記「36. リース取引」）
- ・収益（注記「3. 重要な会計方針（19）収益」、注記「28. 売上高」）

連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

- ・棚卸資産の評価（注記「3. 重要な会計方針（6）棚卸資産」、注記「9. 棚卸資産」）

棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

- ・非金融資産の減損（注記「3. 重要な会計方針（11）非金融資産の減損」、注記「16. 非金融資産の減損」）

当社グループは、有形固定資産、のれん及び無形資産について、注記「3. 重要な会計方針」に従って、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定において、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

- ・引当金の測定（注記「3. 重要な会計方針（13）引当金」、注記「20. 引当金」）

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の期末日における最善の見積りに基づいて測定しています。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しています。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

- ・偶発債務（注記「3. 重要な会計方針（14）偶発債務」、注記「41. 偶発債務」）

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示しています。

- ・確定給付制度債務の測定（注記「3. 重要な会計方針（16）従業員給付」、注記「23. 従業員給付」）

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値の純額を負債又は資産として認識しています。確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

・繰延税金資産の回収可能性（注記「3. 重要な会計方針（21）法人所得税」、注記「37. 法人所得税」）

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

・新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響については、地域ごとに状況は異なるものの、現時点では、総じて翌連結会計年度の第3四半期以降、徐々に収束し、当社の営業活動についても正常化に向かうとの仮定を置いております。当該仮定に基づき、のれんを含む固定資産の減損テストに加えて、繰延税金資産の回収可能性に係る評価等、会計上の見積りを行っております。

5. 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準及び解釈指針の新設又は改定のうち、当社グループが早期適用していないもので重要な影響があるものはありません。

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績の評価を行うために、定期的に報告を行う単位となっているものです。

なお、当社グループは、2019年4月1日付で医療事業の再編成を行い、従来の「医療事業」を「内視鏡事業」と「治療機器事業」とに分けています。その結果、「医療事業」「科学事業」「映像事業」及び「その他事業」の4区分としていた報告セグメントを、「内視鏡事業」「治療機器事業」「科学事業」「映像事業」及び「その他事業」の5区分に変更しています。

前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分により作成したものを記載しています。

報告セグメントに属する主要な製品及びサービスは以下のとおりです。

報告セグメント	主要な製品及びサービス
内視鏡事業	消化器内視鏡、外科内視鏡、内視鏡システム、修理サービス
治療機器事業	内視鏡処置具、エネルギー・デバイス、泌尿器科・婦人科及び耳鼻咽喉科製品
科学事業	生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器
映像事業	デジタルカメラ、録音機
その他事業	生体材料

(2) 報告セグメントの収益、業績及びその他の項目

報告セグメントによる収益、業績及びその他の項目は、以下のとおりです。なお、報告セグメントの会計処理の方法は、注記「3. 重要な会計方針」における記載と同一です。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					計	調整額 (注2, 3 4, 5)	連結 財務諸表 計上額
	内視鏡	治療機器	科学	映像	その他			
売上高								
外部顧客への売上高	418,833	215,468	104,225	48,679	6,657	793,862	—	793,862
セグメント間の売上高（注1）	—	—	79	1	581	661	△661	—
計	418,833	215,468	104,304	48,680	7,238	794,523	△661	793,862
営業利益又は損失	89,771	22,163	8,135	△18,268	△3,521	98,280	△69,999	28,281
金融収益								2,183
金融費用								10,347
税引前利益								20,117
その他の項目								
持分法による投資損益	603	—	0	—	—	603	—	603
減価償却費及び償却費	29,654	16,438	6,842	1,654	491	55,079	3,590	58,669
減損損失（非金融資産）	9	1,332	—	1,990	73	3,404	214	3,618
セグメント資産	392,432	225,574	97,191	47,283	5,813	768,293	163,737	932,030
持分法で会計処理されている投資	—	2,440	—	—	—	2,440	—	2,440
資本的支出	37,190	13,812	6,688	4,027	553	62,270	4,560	66,830

（注1） セグメント間の売上高は、市場実勢価格に基づいています。

（注2） 営業利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去並びに報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎的研究費等からなる全社費用です。

（注3） セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産です。

（注4） 減価償却費及び償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる減価償却費及び償却費です。

（注5） 資本的支出の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる固定資産の増加額です。

	報告セグメント					計	調整額 (注2, 3 4, 5)	連結 財務諸表 計上額
	内視鏡	治療機器	科学	映像	その他			
売上高								
外部顧客への売上高	425,742	216,075	105,189	43,615	6,790	797,411	—	797,411
セグメント間の売上高（注1）	—	—	50	3	483	536	△536	—
計	425,742	216,075	105,239	43,618	7,273	797,947	△536	797,411
営業利益又は損失	109,424	26,191	9,997	△10,393	△2,744	132,475	△49,006	83,469
金融収益								1,942
金融費用								7,613
税引前利益								77,798
その他の項目								
持分法による投資損益	561	△76	—	—	—	485	—	485
減価償却費及び償却費	34,239	18,062	7,638	1,503	1,166	62,608	5,701	68,309
減損損失（非金融資産）	1,663	1,109	—	1,518	10	4,300	1,201	5,501
セグメント資産	414,978	256,239	94,841	47,538	7,752	821,348	194,315	1,015,663
持分法で会計処理されている投資	—	2,267	—	—	—	2,267	—	2,267
資本的支出	47,557	12,897	6,427	3,045	875	70,801	6,383	77,184

（注1） セグメント間の売上高は、市場実勢価格に基づいています。

（注2） 営業利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去並びに報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎的研究費等からなる全社費用です。

（注3） セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産です。

（注4） 減価償却費及び償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる減価償却費及び償却費です。

（注5） 資本的支出の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる固定資産の増加額です。

（3）製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略しています。

(4) 地域別に関する情報

売上高及び非流動資産の地域別情報は、以下のとおりです。

なお、中国市場の重要性が高まっていることから、従来「アジア・オセアニア」に含めていた「中国」の売上高を当連結会計年度より別掲しています。前連結会計年度については、変更後の方法により作成したものを記載しています。

売上高

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
日本	146,344	144,418
北米	267,411	266,704
欧州	191,965	191,276
中国	91,328	103,036
アジア・オセアニア	77,185	72,782
その他	19,629	19,195
合計	793,862	797,411

(注1) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(注2) 本邦以外の区分に属する主な国又は地域は、次のとおりです。

- (1) 北米……米国、カナダ
- (2) 欧州……ドイツ、イギリス、フランス等
- (3) アジア・オセアニア……シンガポール、韓国、オーストラリア等
- (4) その他……中南米、アフリカ等

前連結会計年度及び当連結会計年度において、米国における外部顧客への売上高は、それぞれ251,765百万円及び251,161百万円です。前連結会計年度及び当連結会計年度において、日本、米国及び中国を除き、外部顧客への売上高が重要な単一の国及び地域はありません。

非流動資産（金融商品、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を除く）

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
日本	140,968	163,308
米州	145,770	140,302
欧州・中東	43,726	52,329
アジア・オセアニア	18,162	21,532
合計	348,626	377,471

(注1) 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

(注2) 本邦以外の区分に属する主な国又は地域は、以下のとおりです。

- (1) 米州……米国、カナダ、メキシコ、ブラジル
- (2) 欧州・中東……ドイツ、イギリス、フランス等
- (3) アジア・オセアニア……シンガポール、中国、韓国、オーストラリア等

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、米国における非流動資産（金融商品、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を除く）は、それぞれ、139,657百万円及び133,116百万円です。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、日本及び米国を除き、非流動資産（金融商品、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を除く）が重要な単一の国及び地域はありません。

(5) 主要な顧客に関する情報

単一の外部顧客との取引による売上高が当社グループ売上高の10%を超える外部顧客がないため、記載を省略しています。

7. 現金及び現金同等物

連結財政状態計算書における現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりです。また、連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物に含まれるものは、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	108,025	157,739
短期投資	6,401	4,755
連結財政状態計算書における現金及び現金同等物	114,426	162,494
売却目的で保有する資産に含まれる現金及び現金同等物	137	223
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物	114,563	162,717

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形及び売掛金	141,679	127,910
未収入金	12,584	12,678
契約資産	754	367
リース債権	29,824	36,891
貸倒引当金	△14,902	△15,099
合計	169,939	162,747
流動	155,321	143,062
非流動	14,618	19,685
合計	169,939	162,747

(注) 営業債権及びその他の債権は、連結財政状態計算書では貸倒引当金控除後の金額で表示しています。

9. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
商品及び製品	64,063	76,680
仕掛品	30,940	29,919
原材料及び製造貯蔵品	58,620	60,997
合計	153,623	167,596

前連結会計年度及び当連結会計年度に売上原価として費用認識した棚卸資産の金額は、それぞれ250,125百万円及び253,847百万円です。

また、前連結会計年度及び当連結会計年度に費用認識した棚卸資産の評価減の金額は、それぞれ12,129百万円及び12,693百万円です。

棚卸資産には、各連結会計年度末から12ヶ月を超えて使用又は販売されるものが含まれておりますが、すべて正常営業循環期間内で保有するものであり、その帳簿価額は、前連結会計年度末、当連結会計年度末において、6,186百万円、6,219百万円です。

10. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
デリバティブ資産	599	1,455
株式等	787	845
償却原価で測定する金融資産		
敷金及び保証金	5,207	4,938
その他	8,800	8,216
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
株式	19,570	15,236
合計	34,963	30,690
流動	2,155	3,424
非流動	32,808	27,266
合計	34,963	30,690

11. その他の流動資産及びその他の非流動資産

その他の流動資産及びその他の非流動資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
前払費用	7,019	9,514
未収消費税	4,665	6,524
その他	6,444	6,515
合計	18,128	22,553
流動	16,867	20,336
非流動	1,261	2,217
合計	18,128	22,553

12. 売却目的で保有する資産及び直接関連する負債

売却目的で保有する資産及び直接関連する負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産		
土地	—	27
建物及び構築物	—	274
機械装置及び運搬具	—	543
建設仮勘定	—	308
その他の有形固定資産	—	19
のれん	—	310
現金及び現金同等物	137	223
その他の金融資産	4,771	4,482
その他の流動資産	801	88
合計	5,709	6,274
負債		
営業債務及びその他の債務	35	—
引当金	4,477	4,196
その他の流動負債	20	25
合計	4,532	4,221

前連結会計年度に売却目的保有に分類した資産及び直接関連する負債は、次の通り当連結会計年度中に売却は完了しませんでした。

当社は、当社連結子会社である Olympus (China) Co., Ltd. の保有する中国・深圳市にある当社の中国現地法人 Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下、「OSZ」といいます。) の持分全部を Shenzhen YL Technology Co., Ltd. (以下、「YL」といいます。) に対して譲渡すること (以下、「本持分譲渡」) に関する契約 (以下、「本持分譲渡契約」といいます。) を YL との間で締結し、本持分譲渡に向けて準備を進めておりましたが、最終的なクローゼィング条件が整わなかったため、YL との本持分譲渡契約は解除される運びとなり、本持分譲渡は中止されることとなりました。一方で、OSZ の持分全部を譲渡する方針に変更はなく、譲渡に向けた活動を継続しているため、OSZ の資産・負債については、売却目的で保有する処分グループに引き続き区分し、表示しており期末日から1年以内に譲渡することを予定しております。

当連結会計年度に売却目的保有に分類した資産は、子会社の所有する治療機器事業に関する資産のうち売却を決定した資産であり、期末日から1年以内に売却することを予定しております。

13. 有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに減価償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりです。

帳簿価額

(単位：百万円)

	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2018年4月1日 残高	65,464	15,432	59,380	22,186	5,781	168,243
取得	4,118	5,706	33,605	393	8,636	52,458
減価償却費	△5,527	△3,475	△28,071	—	—	△37,073
減損損失	△320	△917	△648	△105	—	△1,990
売却又は処分	△1,878	△72	△4,127	△147	—	△6,224
科目振替	2,582	1,072	1,537	79	△5,200	70
在外営業活動体の換算差額	△20	△237	1,827	△59	△237	1,274
その他	1	76	79	△6	—	150
2019年3月31日 残高	64,420	17,585	63,582	22,341	8,980	176,908
会計方針の変更による影響額	29,622	2,408	2,285	317	—	34,632
会計方針の変更を反映した 2019年4月1日 残高	94,042	19,993	65,867	22,658	8,980	211,540
取得	11,275	6,796	23,771	639	6,547	49,028
減価償却費	△14,343	△6,539	△27,202	△376	—	△48,460
減損損失	△1,311	△521	△2,133	—	—	△3,965
売却又は処分	△2,620	△360	△2,061	△8	—	△5,049
売却目的保有への振替	△274	△543	△19	△27	△308	△1,171
科目振替	7,849	3,674	4,357	18	△11,280	4,618
在外営業活動体の換算差額	△2,543	△448	△2,809	△161	△289	△6,250
その他	△99	△172	1,693	△4	425	1,843
2020年3月31日 残高	91,976	21,880	61,464	22,739	4,075	202,134

(注1) 資産化した借入コストの金額は、前連結会計年度、当連結会計年度ともにありません。

(注2) 減価償却費は連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含めています。

(注3) 当連結会計年度の「建物及び構築物」には、当社が契約し従業員に貸し付けている社宅による帳簿価額の増減2,448百万円が「取得」と「売却又は処分」に同額計上され、残高には影響を与えません。

取得原価

(単位：百万円)

	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2018年4月1日 残高	151,521	59,469	243,583	22,186	5,781	482,540
2019年3月31日 残高	156,436	56,634	260,876	22,341	8,980	505,267
2020年3月31日 残高	195,563	64,040	261,650	23,249	4,075	548,577

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2018年4月1日 残高	86,057	44,037	184,203	—	—	314,297
2019年3月31日 残高	92,016	39,049	197,294	—	—	328,359
2020年3月31日 残高	103,587	42,160	200,186	510	—	346,443

(2) 使用権資産

有形固定資産に含まれる使用権資産の原資産種類別の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	合計
2019年4月1日 残高	29,622	4,886	2,285	317	37,110
2020年3月31日 残高	25,195	4,588	2,335	308	32,426

(注1) 注記「3. 重要な会計方針 (10) リース」に記載の通り、IFRS第16号の適用に伴い、当連結会計年度期首において、前連結会計年度の末日における「リース資産」の全額を「使用権資産」に組替表示しております。

(注2) 当連結会計年度における使用権資産の増加額は、13,380百万円であります。

14. のれん及び無形資産

(1) のれん及び無形資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりです。

帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			合計
		開発資産	ソフトウェア	その他	
2018年4月1日 残高	97,208	32,497	12,757	28,117	73,371
取得	—	—	4,808	161	4,969
内部開発による増加	—	9,398	5	—	9,403
企業結合による取得	98	—	—	3,815	3,815
償却費	—	△7,421	△4,934	△9,241	△21,596
減損損失	—	△919	△126	△437	△1,482
売却又は処分	—	—	△543	△155	△698
科目振替	—	—	△26	—	△26
在外営業活動体の換算差額	3,860	△147	268	1,005	1,126
その他	22	△79	307	159	387
2019年3月31日 残高	101,188	33,329	12,516	23,424	69,269
取得	—	—	3,928	1,224	5,152
内部開発による増加	—	23,004	—	—	23,004
企業結合による取得	—	—	—	—	—
償却費	—	△7,157	△4,327	△8,365	△19,849
減損損失	—	△1,151	△85	△223	△1,459
売却又は処分	—	—	△113	△296	△409
売却目的保有への振替	△310	—	—	—	—
科目振替	—	—	△59	36	△23
在外営業活動体の換算差額	△2,550	△423	△199	△470	△1,092
その他	—	94	69	36	199
2020年3月31日 残高	98,328	47,696	11,730	15,366	74,792

(注) 開発資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」に、開発資産以外の無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」にそれぞれ含めています。

	のれん	無形資産			合計
		開発資産	ソフトウェア	その他	
2018年4月1日 残高	97,208	53,318	47,790	114,625	215,733
2019年3月31日 残高	101,188	58,229	51,683	123,580	233,492
2020年3月31日 残高	98,328	72,665	53,962	121,662	248,289

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			合計
		開発資産	ソフトウェア	その他	
2018年4月1日 残高	—	20,821	35,033	86,508	142,362
2019年3月31日 残高	—	24,900	39,167	100,156	164,223
2020年3月31日 残高	—	24,969	42,232	106,296	173,497

(2) 重要な無形資産

無形資産は、開発資産、ソフトウェア及びその他の無形資産から構成されていますが、そのうち個別に重要な無形資産は、2008年2月の当社によるGyrus Group PLCの買収により取得した顧客関連資産であり、帳簿価額は前連結会計年度において4,294百万円で、当連結会計年度で償却を完了しています。当連結会計年度末において、個別に重要な無形資産はありません。

(3) 費用認識した研究開発支出

研究費及び資産認識基準を満たさない開発費は、発生時に費用として認識しています。費用認識した研究開発支出は前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ84,570百万円及び68,585百万円です。

15. コミットメント

各報告期間の末日以降の資産の取得に係るコミットメントは、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産	5,004	2,183
無形資産	1,699	944
合計	6,703	3,127

16. 非金融資産の減損

(1) 減損損失

当社グループでは、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識しています。非金融資産に関する減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しています。

事業資産においては、主として事業セグメントの区分ごと、処分予定資産においては廃棄・売却等により処分が予定されている資産ごと、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしています。

減損損失の資産種類別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
有形固定資産		
建物及び構築物	320	1,311
機械装置及び運搬具	917	521
工具、器具及び備品	648	2,133
土地	105	—
無形資産		
開発資産	919	1,151
ソフトウェア	126	85
その他	437	223
その他		
長期前払費用	146	77
合計	3,618	5,501

前連結会計年度において認識した主な減損損失は、以下のとおりです。

治療機器事業において、市場環境の変化等の影響により投資額の回収が見込めなくなったため、婦人科向け製品の開発資産等の固定資産について回収可能価額まで減額し、減損損失1,332百万円を認識しています。回収可能価額は使用価値により算定しており、その価値は零としています。

映像事業において、市場環境の変化等の影響により投資額の回収が見込めなくなったため、国内外に保有する生産設備等の固定資産について回収可能価額まで減額し、減損損失1,990百万円を認識しています。回収可能価額は処分費用控除後の公正価値であり、主として第三者による鑑定評価額（コスト・アプローチ等）に基づき5,523百万円と測定しています。なお、公正価値の測定レベルは、レベル3です。公正価値の測定レベルについては注記「35. 金融商品 (4) 公正価値」に記載しています。

当連結会計年度において認識した主な減損損失は、以下のとおりです。

内視鏡事業において、一部製品に関する事業用資産の将来の使用見込みがなくなったため、回収可能価額まで減額し、減損損失1,522百万円を認識しています。回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値であり、当該資産は売却が困難であるため、処分費用控除後の公正価値を零としています。なお、公正価値の測定レベルはレベル3です。

映像事業において、市場環境の変化等の影響により投資額の回収が見込めなくなったため、国内外に保有する生産設備等の固定資産について回収可能価額まで減額し、減損損失1,518百万円を認識しています。回収可能価額は処分費用控除後の公正価値であり、主として第三者による鑑定評価額（コスト・アプローチ等）に基づき5,412百万円と測定しています。なお、公正価値の測定レベルはレベル3です。

公正価値の測定レベルについては注記「35. 金融商品 (4) 公正価値」に記載しています。

(2) のれんの減損テスト

のれんの帳簿価額の資金生成単位の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
内視鏡セグメント	—	17,364
治療機器セグメント	—	79,038
医療セグメント		
外科事業	95,557	—
その他	3,659	—
科学セグメント	1,972	1,926
合計	101,188	98,328

当社グループは、前連結会計年度及び当連結会計年度においてのれんの減損テストを実施いたしました。

なお、当社グループは、2019年4月1日付で医療事業の再編成を行っております。これに伴い資金生成単位の見直しを行い、従来の資金生成単位である「外科事業」、「その他」を「内視鏡セグメント」、「治療機器セグメント」に変更しています。従来「外科事業」と「その他」に配分されていたのれんの帳簿価額については、変更後の資金生成単位にそれぞれ再配分しています。

連結財政状態計算書に計上されている重要なのれんは、前連結会計年度は主として2008年のGyrus Group PLC買収に係る従来の医療セグメントの外科事業におけるものであり、当連結会計年度は内視鏡セグメント及び治療機器セグメントに再配分しています。

のれんの減損テストにおいて回収可能価額は、使用価値に基づき算定しています。

使用価値は、主として経営者が承認した事業計画、及び事業計画の期間経過後は成長率を基礎とした継続価値によるキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引いて計算しています。

事業計画は5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映し、外部情報及び内部情報との整合のうえ作成し、当該事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積っています。

計画期間経過後の成長率は、資金生成単位が属する市場調査レポートを参考に決定しています。前連結会計年度の成長率は1.5%~2.5%であり、当連結会計年度の内視鏡セグメント及び治療機器セグメントの成長率はそれぞれ1.1%~5.87%、1.5%~4.17%です。

割引率は、資金生成単位の税引前の加重平均コストを基礎に算定しています。前連結会計年度の割引率は10.0%、当連結会計年度の割引率は9.0%です。

使用価値の見積りににおける主要な仮定は、事業計画に基づく5カ年の将来キャッシュ・フローの見積りににおける成長率、営業利益率、計画期間経過後の成長率及び割引率です。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響については、地域ごとに状況は異なるものの、現時点では、総じて翌連結会計年度の第3四半期以降、徐々に収束し、当社の営業活動についても正常化に向かうとの仮定を置いており、当該仮定を将来キャッシュ・フローの見積りに含めています。

以上を用いて算定した結果、使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分上回っており、減損判定に用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変動した場合において、減損が発生する可能性は乏しいと判断しています。

17. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
支払手形及び買掛金	42,261	44,311
未払金	19,463	15,246
合計	61,724	59,557

18. 社債及び借入金

社債及び借入金の内容は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	629	10,135	0.00	—
1年内返済予定の長期借入金	59,078	10,883	2.92	2021年2月～ 2021年3月
コマーシャル・ペーパー	—	60,000	0.03	2020年6月～ 2020年9月
社債（1年内に償還予定のものを除く）	19,909	69,737	0.15	2022年9月～ 2024年12月
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	101,719	130,160	1.15	2021年5月～ 2029年9月
合計	181,335	280,915		
流動	59,707	81,018		
非流動	121,628	199,897		
合計	181,335	280,915		

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

社債及び借入金は、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

社債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	利率 (%)	償還期限
オリンパス(株)	第22回無担保社債	2017年9月20日	9,962	9,973	0.22	2022年9月
オリンパス(株)	第23回無担保社債	2019年3月7日	9,947	9,957	0.27	2024年3月
オリンパス(株)	第24回無担保社債	2019年12月5日	—	29,895	0.06	2022年12月
オリンパス(株)	第25回無担保社債	2019年12月5日	—	19,912	0.20	2024年12月
社債合計			19,909	69,737		

長期借入金(1年内返済予定含む)の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

銀行種別	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	利率 (%)	返済期限
国内銀行	17,997	—	1.78	2019年5月
国内銀行	9,999	—	1.50	2019年5月
国内銀行	19,983	—	1.75	2019年9月
国内銀行	7,769	—	2.78	2020年3月
国内銀行	3,330	—	2.80	2020年3月
国内銀行	12,894	12,946	0.86	2029年9月
国内銀行	1,446	1,452	0.73	2027年9月
国内銀行	10,000	10,000	1.38	2025年9月
国内銀行	9,401	9,469	0.53	2027年8月
国内銀行	10,000	10,000	1.39	2025年9月
国内銀行	15,000	15,000	2.04	2021年5月
国内銀行	5,550	5,441	2.91	2021年2月
国内銀行	5,550	5,442	2.92	2021年3月
国内銀行	11,100	10,884	2.91	2023年2月
国内銀行	11,100	10,884	2.92	2023年3月
国内銀行	9,469	9,525	0.55	2028年6月
国内銀行	—	39,798	0.10	2023年11月
その他	209	202		
借入金合計	160,797	141,043		

19. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
デリバティブ負債	3,031	1,960
その他	584	163
償却原価で測定する金融負債		
リース負債	—	41,743
リース債務	9,035	—
その他	4,540	7,055
合計	17,190	50,921
流動	9,391	20,188
非流動	7,799	30,733
合計	17,190	50,921

20. 引当金

引当金の内訳及び増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	製品保証 引当金	訴訟損失 引当金	十二指腸内視鏡 の市場対応に 係る引当金	その他	合計
2019年4月1日 残高	3,998	1,818	2,070	9,385	17,271
期中増加額	1,274	396	10,373	5,943	17,986
目的使用による減少	△484	△862	△402	△2,397	△4,145
戻入による減少	△1,153	△915	△41	△619	△2,728
在外営業活動体の換算差額	△163	△52	-	△290	△505
2020年3月31日 残高	3,472	385	12,000	12,022	27,879
流動	3,329	385	12,000	4,884	20,598
非流動	143	-	-	7,138	7,281
合計	3,472	385	12,000	12,022	27,879

(注) その他の引当金には、当社の海外子会社が行った間接税に係る自主調査に関して追加的に徴収が見込まれる税額5,224百万円の引当金を含みます。

(1) 製品保証引当金

品質保証型の製品保証に関し、販売済製品に対して保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、所定の基準により算出しています。これらは、保証期間（主に3年以内）にわたって支払いが発生すると見込まれています。

(2) 訴訟損失引当金

訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積もり、損失見込額を計上しています。これらは、主に1年以内に支払いが発生すると見込まれています。

(3) 十二指腸内視鏡の市場対応に係る引当金

米国で十二指腸内視鏡に関する先端キャップ着脱式新型製品の法規制認可を取得したことを背景に、当社は十二指腸内視鏡製品を対象として、先端キャップ固定式の旧型製品から、洗浄消毒作業の容易な先端キャップ着脱式の新型製品へ自主的に置き換えを行うことを決定しました。この市場対応に必要なと認められる金額を合理的に見積もり引当金として計上しています。

21. その他の流動負債及びその他の非流動負債

その他の流動負債及びその他の非流動負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未払費用	93,928	95,112
契約負債	31,295	34,480
その他	19,108	16,590
合計	144,331	146,182
流動	133,311	136,912
非流動	11,020	9,270
合計	144,331	146,182

22. 政府補助金

その他の流動負債及びその他の非流動負債に含まれている政府補助金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
その他の流動負債	470	523
その他の非流動負債	3,088	2,714

政府補助金は、主として、日本の特定の医療分野における設備を取得することを条件とするものであり、当該補助金の対象資産のそれぞれの耐用年数にわたって均等に償却しています。

これら補助金に付帯する未履行の条件又は偶発事象はありません。

23. 従業員給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けています。

確定給付企業年金制度ではポイント制を採用し、キャッシュ・バランス・プランを導入しています。当該制度では、加入者の職能に応じて付与されるポイント及び市場金利の動向に基づいた再評価率により計算された利息ポイントを、加入者の仮想個人勘定に積み立てます。

当社グループ、基金及び制度資産の運用受託機関は、加入者の将来にわたる確実な年金給付を目的として忠実に制度資産の管理及び運用を行うことが法令により求められており、基金の作成する基本方針に沿って運用を行う責任を負っています。

当社グループの退職給付制度は、制度資産に係る投資リスクや確定給付制度債務に係る利率等のリスクに晒されています。

当連結会計年度において、一部の連結子会社の確定給付制度を確定拠出制度に移行しています。

(1) 確定給付制度

① 確定給付制度債務の調整表

確定給付制度債務の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	201,985	207,009
勤務費用	7,651	7,412
過去勤務費用	△1,936	△105
利息費用	3,779	3,295
確定給付制度の再測定		
人口統計上の仮定の変化による数理計算上の差異	△69	△374
財務上の仮定の変化による数理計算上の差異	2,742	5,601
その他	11	1,074
従業員による拠出	132	125
退職給付の支払額	△8,682	△18,255
在外営業活動体の換算差額	1,547	△3,037
その他	△151	△107
期末残高	207,009	202,638

② 制度資産の公正価値の調整表

制度資産の公正価値の増減は、以下のとおりです。

当社企業年金規約に基づき、積立金の不足の確認のために毎事業年度の決算時に財政検証を実施し、掛金再計算の要否を検討しています。

なお、当社グループは、2021年3月期に3,359百万円の掛金を拠出する予定です。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	192,354	194,132
利息収益	3,301	2,956
再測定		
制度資産に係る収益	262	859
事業主による拠出	6,074	8,227
従業員による拠出	131	126
退職給付の支払額	△8,024	△18,080
在外営業活動体の換算差額	160	△3,985
その他	△126	△93
期末残高	194,132	184,142

③ 確定給付制度債務及び制度資産の調整表

確定給付制度債務及び制度資産と連結財政状態計算書に計上された退職給付に係る負債及び資産との関係は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型の確定給付制度債務の現在価値	190,387	185,372
制度資産の公正価値	△194,132	△184,142
小計	△3,745	1,230
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	16,622	17,266
退職給付に係る負債(資産)の純額	12,877	18,496
連結財政状態計算書上の金額		
退職給付に係る負債	43,116	49,607
退職給付に係る資産	△30,239	△31,111
退職給付に係る負債(資産)の純額	12,877	18,496

④ 制度資産の内訳

制度資産の主な内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
活発な市場における公表価格があるもの		
国内株式	1,515	1,284
海外株式	10,536	—
海外債券	49,315	35,838
現金及び現金同等物	2,657	4,573
その他	1,195	881
合計	65,218	42,576
活発な市場における公表価格がないもの		
海外株式	11,198	18,653
海外債券	4,130	12,049
生命保険一般勘定	57,187	57,178
合同運用投資信託	54,282	51,570
その他	2,117	2,116
合計	128,914	141,566
制度資産合計	194,132	184,142

当社グループの企業年金基金における制度資産の運用は、確定給付制度債務の支払を将来にわたり確実にを行うため、安全かつ効率的な資産運用により、制度を維持するに足りるだけの運用収益率を中長期的に上回ることを目的としています。そのため、許容されるリスクの程度について十分な検証を行い、そのリスクの範囲内で最適な資産構成割合を定め、多様な投資対象に分散投資を行っています。

⑤ 数理計算上の仮定に関する事項

確定給付制度債務の現在価値の算定に用いた重要な数理計算上の仮定は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	0.47%	0.56%

⑥ 感応度分析

数理計算に用いた割引率が0.5%変化した場合に、確定給付制度債務の現在価値に与える影響は、以下のとおりです。この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定していますが、実際には他の仮定の変化が感応度分析に影響する可能性があります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率		
0.5%上昇 (債務の減少)	△13,661	△13,077
0.5%低下 (債務の増加)	15,614	15,401

⑦ 加重平均デュレーション

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ14.4年及び12.5年です。

(2) 確定拠出制度

確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ17,425百万円及び15,668百万円です。

なお、上記には公的制度に関して費用として認識した金額を含んでいます。

24. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数、発行済株式総数及び自己株式数

授権株式数、発行済株式総数及び自己株式数の増減は、以下のとおりです。

(単位：株)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
授権株式数(注3)	1,000,000,000	4,000,000,000
発行済株式総数(注1)		
期首	342,691,224	342,713,349
増減(注3)(注4)	22,125	1,028,201,614
期末	342,713,349	1,370,914,963
自己株式数(注2)		
期首	1,295,351	1,292,520
増減(注3)(注5)	△2,831	84,037,260
期末	1,292,520	85,329,780

(注1) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっています。

(注2) 当社はストック・オプション制度を採用しており、その権利行使に伴う株式の交付に自己株式を充当しています。なお、契約条件及び金額等は、注記「27. 株式に基づく報酬」に記載しています。

(注3) 当社は、2019年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。これにより、当連結会計年度において、授権株式数が3,000,000,000株、発行済株式数が1,028,140,047株、自己株式数は3,877,560株増加しております。

(注4) 前連結会計年度及び当連結会計年度の発行済株式総数の増加は、注3の株式分割による増加を除いては注記「27. 株式に基づく報酬」に記載している「譲渡制限付株式報酬」での新株の発行によるものです。

(注5) 2019年8月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得により、当連結会計年度において80,153,100株増加しております。

(2) 資本剰余金

会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、資本金として計上しないこととした金額は資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されています。

また、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(3) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されています。

積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当でき、また株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされています。

当社における会社法上の分配可能額は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された当社の会計帳簿上の利益剰余金の金額に基づいて算定されています。

また、会社法は分配可能額の算定にあたり一定の制限を設けており、当社はその範囲内で利益剰余金の分配を行っています。

(4) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	合計
2018年3月31日 残高	△16,344	△1,344	11,876	—	2	△5,810
その他の包括利益	1,854	491	△3,254	858	△2	△53
利益剰余金への振替	—	—	△1,513	△858	—	△2,371
2019年3月31日 残高	△14,490	△853	7,109	—	—	△8,234
その他の包括利益	△13,273	337	△1,126	△4,227	△97	△18,386
利益剰余金への振替	—	—	△358	4,227	—	3,869
2020年3月31日 残高	△27,763	△516	5,625	—	△97	△22,751

① 在外営業活動体の換算差額

外貨建で作成された在外営業活動体の財務諸表を連結する際に発生した換算差額です。

② キャッシュ・フロー・ヘッジ

当社は将来キャッシュ・フローの変動リスクを回避するためのヘッジを行っており、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ取引の公正価値の変動額のうち有効と認められる部分です。

③ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の評価差額です。

④ 確定給付制度の再測定

数理計算上の仮定と実際の結果との差異及び数理計算上の仮定の変更による影響額の変動額です。これについては、発生時にその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から利益剰余金に直ちに振り替えています。

⑤ 持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分

持分法適用会社における、在外営業活動体の財務諸表の換算差額に対する当社持分です。

25. 資本政策

当社グループは、企業価値向上のため、安定した財務基盤の確保を前提とし、医療事業を中心とした成長領域への投資を優先した上で、継続的な株主還元を実施することを基本方針としています。

当社グループは、すべての資本と有利子負債を資本コストの対象として管理しています。また当社グループは、財務の安定性と資本の効率性を意識し、グローバルに円滑な資金調達を行うことを目的として、格付機関による信用格付の向上を目指しています。当社グループが適用を受ける重要な資本の規制（会社法等の一般的な規定を除く）はありません。

基本方針の実現のため、当社グループは、自己資本比率（親会社所有者帰属持分比率）と株主資本利益率（ROE）を資本に関する経営指標としています。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における各指標は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
自己資本比率（注1）	47.3%	36.5%
株主資本利益率（ROE）（注2）	1.8%	12.7%

（注1）親会社の所有者に帰属する持分／資産合計

（注2）親会社の所有者に帰属する当期利益／親会社の所有者に帰属する持分（期首・期末平均）

26. 配当金

配当金の支払額は、以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
----	-------	-----------------	-----------------	-----	-------

2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	9,559	28	2018年3月31日	2018年6月27日
----------------------	------	-------	----	------------	------------

（注）当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。上記の1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当金の額を表示しています。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
----	-------	-----------------	-----------------	-----	-------

2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,243	30	2019年3月31日	2019年6月26日
----------------------	------	--------	----	------------	------------

（注）当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。上記の1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当金の額を表示しています。

また、基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは、該当事項はありません。ただし当連結会計年度に係る期末配当の基準日を従来の2020年3月31日から2020年5月31日に変更しております。2020年7月30日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しています。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
----	-------	-----------------	-----------------	-----	-------

2020年7月30日 定時株主総会	普通株式	12,856	10	2020年5月31日	2020年7月31日
----------------------	------	--------	----	------------	------------

（注）当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。上記の1株当たり配当額は、当該株式分割後の実際の配当金の額を表示しています。

27. 株式に基づく報酬

当社グループは、企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）及び当社執行役員に対して、持分決済型の株式報酬制度を採用しています。

(1) ストック・オプション

① ストック・オプション制度の概要

当制度の下では、新株予約権 1 個当たり普通株式400株が付与対象者に付与されます。

権利確定条件は付されていませんが、新株予約権者は、当社の取締役及び執行役のいずれの地位も喪失した日（取締役及び執行役員退任後、監査役に就任した場合は、監査役の地位を喪失した日）の翌日の1年後から10年間に限って新株予約権を行使することができます。権利行使期間内に権利行使されない場合には、当該オプションは失効します。なお、当社は、2018年3月期より譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬制度を導入したことにより、ストック・オプション制度を廃止しました。そのため、2018年3月期以降におけるストック・オプションの付与はありません。これまでに付与されたストック・オプションの権利行使期間の最終日は2046年7月13日です。

② ストック・オプションの内容

	付与日	付与数 (株)	権利行使価格 (円)	権利行使期間
第1回新株予約権	2013年8月26日	160,400	1	2013年8月27日から 2043年8月26日
第2回新株予約権	2014年7月11日	164,000	1	2014年7月12日から 2044年7月11日
第3回新株予約権	2015年7月13日	154,800	1	2015年7月14日から 2045年7月13日
第4回新株予約権	2016年7月13日	158,000	1	2016年7月14日から 2046年7月13日

(注1) ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

(注2) 当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割しております。これにより、株価及び行使価格は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

③ ストック・オプションの数及び加重平均行使価格の変動

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	593,200	1	572,400	1
期中付与	—	—	—	—
期中行使	△20,800	1	△8,800	1
期中失効	—	—	—	—
期末未行使残高	572,400	1	563,600	1
期末行使可能残高	189,200	1	271,200	1

(注1) ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

(注2) ストック・オプションの行使時点の加重平均株価は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ1,041円及び1,659円です。

(注3) 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ25.9年及び24.9年です。

(注4) 当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割しております。これにより、株価及び行使価格は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度

① 譲渡制限付株式報酬制度の概要

当制度の下では、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件として、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けることとなります。

「譲渡制限付株式報酬」での当社の普通株式の発行に当たっては、当社と対象取締役等の間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件とします。

② 期中に付与された株式数と公正価値

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
付与日	2018年6月26日	2019年6月25日
付与数(株)	88,500	61,567
付与日の公正価値(円)	1,034	1,205

(注) 当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割しております。これにより、付与数及び公正価値は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(3) 業績連動型株式報酬制度

① 業績連動型株式報酬制度の概要

当制度の下では、一定期間継続して当社の取締役等を務めること、及び、当社取締役会が予め定めた業績目標の達成を条件として、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けることとなります。

「業績連動型株式報酬」は、3事業年度を対象期間とし、対象取締役の役位に基づいて算定する変動報酬標準額を取締役会が予め定めた業績指標の3事業年度終了時における達成度に応じて0～150%の範囲で調整した金額に相当する数の当社普通株式を交付します。

② 期中に付与された株式数と公正価値

前連結会計年度及び当連結会計年度における本制度の付与日の加重平均公正価値は、それぞれ1,006円及び1,213円です。なお、当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っています。加重平均公正価値は株式分割後の株式数に換算して記載しています。

株式数については、上記(3)①に記載のとおり、取締役会が予め定めた業績指標の3事業年度終了時における達成度に応じて0～150%の範囲で調整した金額に相当する数の当社普通株式を交付します。

(4) 株式報酬費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費	53	30

28. 売上高

(1) 収益の分解

当社グループは、内視鏡事業、治療機器事業、科学事業、映像事業及びその他事業を基本にして組織が構成されており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上高として表示しています。また、売上高は、顧客の所在地に基づき地域別に分解しています。これらの分解した売上高と各報告セグメントの売上高との関連は、以下のとおりです。

なお、当社グループは、2019年4月1日付の医療事業の再編成に伴い、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度については、変更後の区分方法により作成したものを記載しています。報告セグメントの区分の変更については、注記「6. 事業セグメント (1) 報告セグメントの概要」に記載しています。

また、中国市場の重要性が高まっていることから、従来「アジア・オセアニア」に含めていた「中国」の売上高を、当連結会計年度より別掲しています。前連結会計年度については変更後の方法により作成したものを記載しています。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	内視鏡	治療機器	科学	映像	その他	計
日本	67,680	41,243	17,021	14,325	6,075	146,344
北米	148,898	81,164	29,754	7,410	185	267,411
欧州	100,991	53,035	20,883	16,983	73	191,965
中国	54,322	19,284	16,254	1,352	116	91,328
アジア・オセアニア	36,371	17,544	14,592	8,471	207	77,185
その他	10,571	3,198	5,721	139	—	19,629
合計	418,833	215,468	104,225	48,679	6,657	793,862
顧客との契約から認識した収益	371,807	209,951	104,207	48,679	6,657	741,301
その他の源泉から認識した収益	48,155	4,388	18	—	—	52,561

（注）その他の源泉から認識した収益には、IAS第17号に基づくリース収益等が含まれています。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	内視鏡	治療機器	科学	映像	その他	計
日本	65,457	43,003	16,308	13,342	6,308	144,418
北米	147,424	80,786	31,367	6,950	177	266,704
欧州	101,241	52,926	21,083	15,960	66	191,276
中国	65,615	19,168	17,026	1,210	17	103,036
アジア・オセアニア	36,200	16,767	13,642	5,951	222	72,782
その他	9,805	3,425	5,763	202	—	19,195
合計	425,742	216,075	105,189	43,615	6,790	797,411
顧客との契約から認識した収益	372,367	210,372	105,119	43,615	6,790	738,263
その他の源泉から認識した収益	53,375	5,703	70	—	—	59,148

（注）その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号に基づくリース収益等が含まれています。

① 内視鏡事業

内視鏡事業においては、消化器内視鏡、外科内視鏡や内視鏡システムなどの医療機器の販売、リース及び修理サービスを行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

内視鏡事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。なお、製品、および保守サービス等の複数の要素から構成される取引については、販売する製品および提供するサービス等が単独で独立の価値をもつ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、取引総額を各構成要素の独立販売価格に基づいて比例的に配分しています。

医療機器に関する保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

医療機器に関する貸手のリース取引については、注記「3. 重要な会計方針 (10) リース」に従って会計処理しています。なお、リース契約に関するリース料は、個々の契約に定められた支払い条件に基づき受領しています。

② 治療機器事業

治療機器事業においては、内視鏡処置具、エネルギーデバイス並びに泌尿機器・婦人科及び耳鼻咽喉科製品などの医療機器の販売を行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

治療機器事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

③ 科学事業

科学事業においては、顕微鏡、工業用ビデオスコープ及び超音波探傷器等の販売を行っており、国内外の研究機関や医療機関等を主な顧客としています。

科学事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

科学事業に関する製品の保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

④ 映像事業

映像事業においては、ミラーレス一眼カメラを中心とするデジタルカメラの販売を行っており、主に国内外の小売業を営む企業を顧客としています。

映像事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客へ販売した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。映像事業における製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。なお、リベート及び事後的な値引き等、対価の変動を含む取引契約については、見積と実績に重要な差異が生じない範囲で当該変動価格を考慮し、過去の実績等に基づく最頻値法により取引価格を決定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

⑤ その他事業

その他事業においては、生体材料等の販売を行っているほか、新規事業に関する研究開発や探索活動が含まれています。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	2018年4月1日	2019年3月31日
顧客との契約から生じた債権	136,164	136,252
契約資産	535	754
契約負債	28,537	31,295

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	2019年4月1日	2020年3月31日
顧客との契約から生じた債権	136,252	121,174
契約資産	754	367
契約負債	31,295	34,480

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、営業債権及びその他の債権に含まれており、契約負債は、その他の流動負債及びその他の非流動負債に含まれています。

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額はそれぞれ、14,416百万円及び25,538百万円です。また、前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引金額

残存履行義務の充足時期ごとの収益は、以下のとおりです。なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は、含みません。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年以内	4,058	7,293
1年超	3,590	2,643
合計	7,648	9,936

29. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の主なものは、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
人件費（注）	224,087	223,277
減価償却費	29,866	38,332
広告・販売促進費	27,745	21,503

（注）人件費には、給与、賞与、法定福利費、退職後給付に係る費用及び開発部門において生じた人件費等を含めています。

30. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益

その他の収益のうち、主なものは、以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（退職給付制度改訂益）

欧州における退職給付制度の改訂による収益1,883百万円を「その他の収益」に計上しています。

（固定資産売却益）

当社における固定資産売却益1,059百万円を「その他の収益」に計上しています。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要な取引はありません。

(2) その他の費用

その他の費用のうち、主なものは、以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（証券訴訟関連損失）

当社は、過去の損失計上を先送りするために2001年3月期から2012年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書に虚偽記載を行ったことにより損害を受けたとして、複数の個人及び機関投資家から損害賠償の請求を受けていました。当該損害賠償請求について和解が成立したことによる解決金19,380百万円を「その他の費用」に計上しています。

（映像事業の生産拠点の再編費用）

当社は、2018年5月に映像事業の生産拠点の再編を決議し、連結子会社であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd. の操業を停止し、生産をOlympus Vietnam Co., Ltd. に集約することを決定いたしました。

一連の再編に伴い発生する経済補償金等を映像事業の生産拠点の再編費用として、「その他の費用」に6,174百万円計上しています。

（連結子会社の訴訟関連損失）

当社の連結子会社であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd. と深圳市安平泰投资发展有限公司との訴訟について、2018年7月30日付けで深圳市中级人民法院において判決が出され、同年8月3日同判決が送達されました。判決は、当社の連結子会社の主張の一部を認めたものの、損害賠償を命じており、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積もり、3,817百万円を「その他の費用」に計上しています。

（連結子会社の訴訟関連費用）

当社の連結子会社であるKeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd. と旧役員との訴訟に関連する費用について、必要と認められる金額を合理的に見積もり、1,197百万円を「その他の費用」に計上しています。

（米国における十二指腸内視鏡に関する調査）

当社グループが製造・販売している十二指腸内視鏡に関して、2015年3月及び8月に、当社の子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社宛てに米国司法省より情報の提供を求める旨の召喚状が発行され、その後、同省によるFDCA (Federal Food, Drug and Cosmetic Act : 連邦食品・医薬品・化粧品法) に関する調査を受けていました。本件について同省との間で2018年12月3日に司法取引契約を締結し、この司法取引契約が同年12月10日に米国裁判所において承認され確定したため、刑事罰金及び刑事没収相当額等9,653百万円を支払っています。

（減損損失）

映像事業における事業用資産及び治療機器事業における開発資産等について、市場環境の変化等の影響により取得時に想定していた収益を見込めなくなったことから回収可能価額まで減額し、減損損失をそれぞれ1,990百万円、1,332百万円認識し、「その他の費用」に計上しています。なお、減損損失については、注記「16. 非金融資産の減損」に記載しています。

(連結子会社の間接税に係る自主調査)

当社の海外子会社が行った間接税に係る自主調査に関して追加的に徴収が見込まれる税額5,328百万円を引当計上しており、このうち3,882百万円を「その他の費用」に計上しています。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(事業構造改革費用)

当社における企業変革プラン「Transform Olympus」を推進するための関連費用として、3,954百万円を「その他の費用」に計上しています。

(減損損失)

内視鏡事業における一部製品に関する事業用資産について将来の使用見込みがなくなったこと及び映像事業における事業用資産について、市場環境の変化等の影響により取得時に想定していた収益を見込めなくなったことから回収可能価額まで減額し、減損損失をそれぞれ1,522百万円、1,518百万円認識し、「その他の費用」に計上しています。なお、減損損失については、注記「16. 非金融資産の減損」に記載しています。

31. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
金融収益		
受取利息		
償却原価で測定される金融資産	1,299	1,456
受取配当金		
その他の包括利益を通じて測定される金融資産	602	455
その他	282	31
合計	2,183	1,942
金融費用		
支払利息		
償却原価で測定される金融負債	4,420	3,702
社債利息		
償却原価で測定される金融負債	197	108
為替差損(注1)	5,313	3,205
その他	417	598
合計	10,347	7,613

(注1) ヘッジ指定されていない通貨デリバティブの評価損益は、為替差損益に含めています。

(注2) 償却原価で測定される金融資産から生じる手数料収益及び費用に、重要なものはありません。

32. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
基本的1株当たり当期利益(円)	5.97	39.37
希薄化後1株当たり当期利益(円)	5.96	39.36

(2) 基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり 当期利益の計算に使用する当期利益		
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	8,147	51,670
親会社の普通株主に帰属しない当期利益(百万円)	—	—
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 (百万円)	8,147	51,670
当期利益調整額(百万円)	—	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利 益(百万円)	8,147	51,670
基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり 当期利益の計算に使用する普通株式の加重平均株式数		
普通株式の加重平均株式数(千株)	1,365,659	1,312,285
普通株式増加数		
ストック・オプションによる新株予約権(千株)	578	570
業績連動型株式報酬による普通株式(千株)	73	8
希薄化後の普通株式の加重平均株式数(千株)	1,366,310	1,312,863

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「基本的1株当たり当期利益」及び「希薄化後1株当たり当期利益」は株式分割後の数値を表示しています。

33. その他の包括利益

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益（非支配持分を含む）の各項目の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当期発生額	△3,831	△1,314
税効果額	577	188
税効果後	△3,254	△1,126
確定給付制度の再測定		
当期発生額	△2,422	△5,442
税効果額	3,280	1,215
税効果後	858	△4,227
純損益に振り替えられることのない項目合計	△2,396	△5,353
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	1,854	△13,305
組替調整額	1	32
税効果調整前	1,855	△13,273
税効果額	—	—
税効果後	1,855	△13,273
キャッシュ・フロー・ヘッジ		
当期発生額	△134	11
組替調整額	843	474
税効果調整前	709	485
税効果額	△218	△148
税効果後	491	337
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分		
当期発生額	△2	△97
組替調整額	—	—
税効果調整前	△2	△97
税効果額	—	—
税効果後	△2	△97
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	2,344	△13,033
その他の包括利益合計	△52	△18,386

34. キャッシュ・フロー情報

(1) 非資金取引

主な非資金取引の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
ファイナンス・リースにより取得した有形固定資産	4,208	—
リース取引に係る使用権資産の取得	—	13,380

(2) 財務活動に関する負債

財務活動に関する負債の増減は、以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	財務キャッシュ・ フローによる変動	非資金変動		期末残高
			在外営業活動 体の換算差額	その他	
短期借入金	—	647	△18	—	629
社債 (注)	34,942	△15,053	—	20	19,909
長期借入金 (注)	213,032	△54,877	2,362	280	160,797

(注) 1年以内に返済又は償還予定の残高を含んでいます。

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	財務キャッ シュ・フロ ーによる変 動	非資金変動			期末残高
			新規リースに よる増加	在外営業活動 体の換算差額	その他	
短期借入金	629	9,534	—	△28	—	10,135
社債 (注1)	19,909	49,793	—	—	35	69,737
コマーシャル・ペーパー	—	60,000	—	—	—	60,000
長期借入金 (注1)	160,797	△19,094	—	△881	221	141,043
リース負債 (注1, 2)	47,534	△15,604	13,380	△1,261	△2,306	41,743

(注1) 1年以内に返済又は償還予定の残高を含んでいます。

(注2) リース負債の期首残高には、IFRS第16号の適用による調整額38,499百万円が含まれています。適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の詳細については、注記「3. 重要な会計方針」をご参照ください。

(3) 事業の取得による支出

事業の取得による支払対価と取得による収支の関係は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金による支払対価	3,743	571
事業の取得による支出	3,743	571

35. 金融商品

(1) 信用リスク

信用リスクは、当社グループの債務者の契約不履行等により、当社グループが財務的損失を被ることとなるリスクです。

当社グループが晒されている信用リスクは主に、償却原価で測定する金融資産に係る顧客や取引先の信用リスク及び為替変動等の財務リスクをヘッジするために保有するデリバティブに係る取引相手である金融機関の信用リスクです。

償却原価で測定する金融資産については、社内規定に従い、主な外部取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、信用リスクの軽減を図っています。デリバティブについては、信用度の高い金融機関に限定して取引を行うことで、信用リスクを軽減しています。

償却原価で測定する金融資産は、主に受取手形、売掛金及びリース債権から構成される「営業債権」と「営業債権以外の債権等」に分類しており、それぞれに対して以下のように貸倒引当金を設定しています。

「営業債権」は、期末日における債務者の経営状態・財務状況に応じて、「経営状態に重大な問題が生じていない債務者」に対する債権、「債務の弁済に重大な問題が生じている債務者」に対する債権、「経営破綻に陥っている債務者」に対する債権の3つの区分に分類し、その区分ごとに常に全期間の予想信用損失と同額の貸倒引当金を認識しています。

「経営状態に重大な問題が生じていない債務者」とは、債務の弁済について問題となる兆候が見られず、また債務弁済能力に問題が生じていない債務者です。当該債務者に対する債権の貸倒引当金は、過去の貸倒実績率に将来の状況を加味した引当率を利用し、集散的に計上しています。

「債務の弁済に重大な問題が生じている債務者」とは、経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じている、又は、生じる可能性が高い債務者です。当該債務者に対する債権の貸倒引当金は、当該資産に係る回収見込額を個別に見積り計上しています。

「経営破綻に陥っている債務者」とは、法的、形式的な経営破綻の事実が発生している場合、又は深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められる債務者です。当該債務者に対する債権の貸倒引当金は、担保又は信用補完として受入れた資産を除く債権全額に対して計上しています。

「営業債権以外の債権等」は、信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12ヶ月の予想信用損失に等しい金額を、著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しています。

信用リスクが著しく増加している場合とは、当初認識時と比較して、期末日において債権の回収可能性に重大な問題が発生している状況をいいます。当社グループにおいては、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、債務者の過去の経営成績や経営改善計画等、合理的に利用可能かつ裏づけ可能な情報を考慮しています。

「営業債権以外の債権等」は、債務者の信用リスクの程度に応じて、集散的に信用損失を見積る方法、又は個別に信用損失を見積る方法により、貸倒引当金を認識しています。ただし、債務者が深刻な財政難にある場合や法的、形式的な経営破綻の事実が発生している場合は、信用減損金融資産として、個別的に信用損失を見積る方法により貸倒引当金を認識しています。

上記の分類に関わらず、法的に債権が消滅する場合等、金融資産の全部又は一部について回収できないことが明らかなる場合には、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しています。

貸倒引当金に関する情報

貸倒引当金の認識対象となる金融資産の帳簿価額は、以下のとおりです。

これらの帳簿価額は、当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーを表しています。

(単位：百万円)

営業債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者	債務の弁済に重大な問題が生じている債務者	経営破綻に陥っている債務者	合計
2019年3月31日 残高	167,314	5,737	173	173,224
2020年3月31日 残高	161,358	4,992	356	166,706

2019年3月31日及び2020年3月31日において、「営業債権」に対する貸倒引当金に重要な影響を与える著しい変動はありません。

(単位：百万円)

営業債権以外の債権等	信用リスクが著しく増加していない	信用リスクが著しく増加している		合計
		信用減損金融資産ではない金融資産	信用減損金融資産	
2019年3月31日 残高	16,677	8,246	575	25,498
2020年3月31日 残高	16,605	8,225	517	25,347

2019年3月31日及び2020年3月31日において、「営業債権以外の債権等」に対する貸倒引当金に重要な影響を与える著しい変動はありません。

上記の金融資産に対応する貸倒引当金の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	営業債権	信用リスクが著しく増加していない	営業債権以外の債権等		合計
			信用リスクが著しく増加している	信用減損金融資産ではない金融資産	
2018年4月1日 残高	7,014	16	8,203	587	
増加	897	-	44	0	
減少	△1,411	△15	-	△2	
その他	△388	△1	△2	△10	
2019年3月31日 残高	6,112	-	8,245	575	
増加	2,057	0	-	-	
減少	△523	-	△20	△7	
その他	△202	-	-	△51	
2020年3月31日 残高	7,444	0	8,225	517	

(2) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが借入金等の金融負債を支払期日に返済できなくなるリスクです。

当社グループが保有する借入金や社債等の金融負債は、流動性リスクに晒されています。当該リスクは、財務部門が各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の一定水準以上に維持すること等により管理しています。

主な金融負債の期日別残高は以下のとおりです。なお、営業債務及びその他の債務は1年以内に決済され、契約上のキャッシュ・フローは帳簿残高にほぼ等しいことから、表には含めていません。

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

帳簿残高	契約上のキャッシュ・フロー			
	合計	1年内	1年超	
非デリバティブ金融負債				
社債及び借入金	181,335	192,149	62,479	129,670
リース債務	9,035	9,407	3,478	5,929
デリバティブ金融負債				
通貨関連デリバティブ	1,803	1,803	1,568	235
金利関連デリバティブ	1,228	1,226	507	719

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

帳簿残高	契約上のキャッシュ・フロー			
	合計	1年内	1年超	
非デリバティブ金融負債				
社債及び借入金	280,915	289,505	82,948	206,557
リース負債（注）	41,743	44,542	15,092	29,450
デリバティブ金融負債				
通貨関連デリバティブ	1,217	1,217	1,126	91
金利関連デリバティブ	743	742	316	426

満期分析に含まれているキャッシュ・フローが著しく早期に、又は著しく異なる金額で発生することは見込まれていません。

（注）注記「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、当社グループは当連結会計年度より、IFRS第16号を適用しています。

(3) 市場リスク

市場リスクは、市場価格の変動により金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクであり、外国為替の変動により生じる為替リスク、市場金利の変動により生じる金利リスク及び上場株式の市場価格の変動により生じる市場価格変動リスク等が含まれています。

① 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業展開しているため、機能通貨以外の取引から生じる金融資産及び金融負債は外国為替相場の変動リスクに晒されています。為替変動リスクを軽減することを目的として、当社グループは主に先物為替予約を利用しています。

(i) 為替予約、通貨オプション及び通貨スワップ

為替予約、通貨オプション及び通貨スワップの詳細は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	契約額	公正価値	契約額	公正価値
為替予約	91,643	△1,224	78,263	33
米ドル	25,598	△742	23,002	△540
その他の通貨	66,045	△482	55,261	573
通貨オプション	14,865	20	-	-
その他の通貨	14,865	20	-	-
通貨スワップ	-	-	16,095	205
他通貨受取/ユーロ支払	-	-	15,639	208
ユーロ受取/他通貨支払	-	-	456	△3
合計	106,508	△1,204	94,358	238

(ii) 為替変動リスクの感応度分析

当社グループが、連結会計年度末において保有する金融商品について、日本円に対し米ドル及びユーロが1円円高になった場合の連結損益計算書の税引前利益に与える影響額(△は損)は、以下のとおりです。なお、当該分析は他のすべての変数が一定であると仮定しています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
米ドル	△87	△69
ユーロ	△50	△62

② 金利リスク

当社グループの金利リスクは、現金同等物等及び有利子負債から生じます。変動金利借入金は、市場金利の変動による将来キャッシュ・フローの変動を受ける可能性があります。

当社グループは、当該金利変動を抑制するために金利スワップを利用しており、変動金利借入金については実質的に固定金利契約と同等の性質を有しています。なお、金利の変動による純損益への影響は軽微であるため、金利感応度分析の結果については、記載を省略しています。

③ 市場価格リスク

当社グループは、業務提携の円滑な実施等の政策投資目的で上場株式を保有しています。上場株式の市場価格は市場原理に基づき決定されるため、市場経済の動向によっては価額が変動する可能性があります。上場株式については、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

市場価格の感応度分析

当社グループが連結会計年度末において保有する上場株式において、連結会計年度末における市場価格が1%下落した場合の連結包括利益計算書のその他の包括利益（税効果考慮前）に与える影響額は以下のとおりです。この分析は、連結会計年度末における上場株式に1%を乗じて影響額を算定しています。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
その他の包括利益（税効果考慮前）	△186	△144

(4) 公正価値

① 公正価値のヒエラルキー

公正価値の測定レベルは、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて以下の3つに区分しています。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）市場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算定された公正価値

金融商品のレベル間の振替は、各期末日に発生したものとして認識しています。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル間の振替が行われた重要な金融商品はありません。

② 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される主な金融商品の測定方法は、以下のとおりです。

（その他の金融資産、その他の金融負債）

上場株式はレベル1に区分し、各期末の市場価格によって測定しています。

非上場株式等はレベル2またはレベル3に区分し、類似公開会社比較法等の評価技法を用いて測定しています。

デリバティブ資産・負債はレベル2に区分し、通貨デリバティブは先物為替相場、金利デリバティブは市場金利や信用リスク、満期までの期間等の観察可能なデータに基づいて、それぞれ測定しています。

企業結合により生じた条件付対価の公正価値は、レベル3に区分し、将来の支払い可能性を見積り測定しています。

公正価値で測定される主な金融商品の、公正価値の測定レベル別の内訳は、以下のとおりです。

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	599	—	599
株式等	—	—	787	787
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	18,583	—	987	19,570
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	3,031	—	3,031
条件付対価	—	—	584	584

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	1,455	—	1,455
株式等	—	—	845	845
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	14,423	—	813	15,236
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	1,960	—	1,960
条件付対価	—	—	163	163

レベル3に区分された金融資産の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	1,595	1,774
利得及び損失(注)		
純損益	77	△129
その他の包括利益	△607	△185
購入	1,030	229
売却	—	△6
その他	△321	△25
期末残高	1,774	1,658

(注) 純損益に認識した利得又は損失は、連結損益計算書上の「金融収益」又は「金融費用」に表示しており、その他の包括利益に認識した利得又は損失は、連結包括利益計算書上の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に表示しています。

純損益に認識した利得又は損失合計の内、各連結会計年度末において保有する金融商品に係るものは、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ67百万円及び△20百万円です。

レベル3に区分された金融負債の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	662	584
企業結合	489	163
決済	△693	△571
公正価値の変動	85	—
その他	41	△13
期末残高	584	163

③ 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品の公正価値の測定方法は、以下のとおりです。なお、これらの金融商品は主としてレベル2に区分しています。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

リース債権は、一定の期間ごとに区分した債権毎に、債権の額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値に基づいて測定しています。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

リース債務は、一定の期間ごとに区分した債務毎に、債務の額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値に基づいて測定しています。

(社債及び借入金)

固定金利による社債及び借入金は、将来キャッシュ・フローを同様の社債の発行や新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて測定しています。

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

なお、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品は下表に含めていません。また、注記「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、当社グループは、当連結会計年度より、IFRS第16号を適用しています。そのため、当連結会計年度より「リース債務」の帳簿価額と公正価値は、下表に含めていません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産				
リース債権	29,824	29,803	36,891	36,819
金融負債				
社債	19,909	19,897	69,737	69,513
借入金	97,811	98,218	116,036	118,053
リース債務	9,035	9,140	—	—

④ 資本性金融商品

当社グループでは、取引関係の維持・強化を目的として保有する資本性金融商品に対する投資について、その保有目的に鑑み、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。資本性金融商品の主な銘柄ごとの公正価値は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

銘柄	前連結会計年度 (2019年3月31日)
朝日インテック株式会社	3,511
カシオ計算機株式会社	3,451
ウシオ電機株式会社	1,449
住友不動産株式会社	1,307
株式会社FUJI	1,287

(単位：百万円)

銘柄	当連結会計年度 (2020年3月31日)
朝日インテック株式会社	3,608
カシオ計算機株式会社	2,716
株式会社FUJI	1,441
ウシオ電機株式会社	1,159
株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ	845

当社の政策目的で保有する株式等の方針に従い、期中で売却した銘柄の売却時における公正価値及び売却に係る累積利得又は損失は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売却日における公正価値	4,998	3,032
売却に係る累積利得又は損失	2,486	1,579

資本性金融商品から認識される受取配当金の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期中に認識を中止した資本性金融商品	114	46
期末日現在で保有する資本性金融商品	488	409
合計	602	455

(5) ヘッジ会計

当社グループでは金利リスクをヘッジする目的で、変動金利を受け取り固定金利を支払う金利スワップを利用しており、これをキャッシュ・フロー・ヘッジに指定してヘッジ会計を適用しています。

金利スワップについては、原則としてヘッジ手段とヘッジ対象の想定元本、期間（満期）及び金利基礎数値が一致するようにしています。前連結会計年度及び当連結会計年度において、非有効部分は認識していません。

キャッシュ・フロー・ヘッジを適用する金利スワップの概要は、以下のとおりです。

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	想定元本	うち1年超	帳簿価額（注）		利率
			資産	負債	
金利スワップ	63,000	25,000	—	1,228	変動受取：日本円TIBOR6ヶ月物 固定支払：1.3815%～2.040%

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	想定元本	うち1年超	帳簿価額（注）		利率
			資産	負債	
金利スワップ	25,000	25,000	—	743	変動受取：日本円TIBOR6ヶ月物 固定支払：1.3815%～2.040%

（注）連結財政状態計算書上、満期までの期間に応じて流動・非流動の別に、「その他の金融資産」又は「その他の金融負債」に計上しています。

上記に係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の残高（税効果考慮前）は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
金利スワップ	△1,228	△743

キャッシュ・フロー・ヘッジについて、連結包括利益計算書及びその他の包括利益に計上された金額（税効果考慮前）は、以下のとおりです。

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	その他の包括利益に認識した 公正価値の変動額	キャッシュ・フロー・ヘッジ から当期利益への組替調整額 (注)
金利スワップ	△134	843

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	その他の包括利益に認識した 公正価値の変動額	キャッシュ・フロー・ヘッジ から当期利益への組替調整額 (注)
金利スワップ	11	474

（注）連結損益計算書上、「金融収益」又は「金融費用」に計上しています。

(6) 金融商品の譲渡

全体が認識の中止となるわけではない譲渡金融資産

当社グループは、資金調達が多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、営業債権の一部を第三者へ譲渡しています。第三者は債務者の不履行に際して、当該譲渡資産のみに遡求権を有しており、当社グループの他の資産に対しては遡求できません。第三者との契約上、当社グループは債権譲渡額の一部については貸倒リスクを負っていませんが、全体としては金融資産の認識中止の要件を満たさないため、連結財政状態計算書上、債権譲渡全額の認識を継続しています。当該資産の譲渡時に生じた入金額は、関連する負債として計上しており、譲渡資産に対して支払いが行われた場合に決済されますが、その間、当社グループが当該譲渡資産を利用することはできません。

譲渡資産全部の認識が継続される譲渡資産及び関連する負債の帳簿価額は、以下のとおりであり、それぞれ連結財政状態計算書の「営業債権及びその他の債権」及び「その他の金融負債」に計上しています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
譲渡金融資産	3,253	2,869
関連する負債	2,518	2,178
譲渡金融資産の正味ポジション	735	691

(注) 上記に関する公正価値は、帳簿価額と同額です。

36. リース取引

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1) 貸手側

① ファイナンス・リース

当社グループは、ファイナンス・リースとして、内視鏡機器等の賃貸を行っています。

ファイナンス・リースに係るリース投資未回収総額及び最低受取リース料総額の現在価値は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	リース投資未回収総額	最低受取リース料総額の現在価値
	前連結会計年度 (2019年3月31日)	前連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	14,647	13,752
1年超5年以内	17,250	15,603
5年超	121	115
合計	32,018	29,470
無保証残存価値	354	
未稼得金融収益	2,194	
最低受取リース料総額の現在価値	29,470	

前連結会計年度における回収不能な最低受取リース料総額に対する引当累計額は、1,466百万円です。

② オペレーティング・リース

当社グループは、オペレーティング・リースとして、内視鏡機器等の賃貸を行っています。

解約不能のオペレーティング・リースに係る将来の最低受取リース料の受取期日別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	18,870
1年超5年以内	20,177
5年超	112
合計	39,159

各期の収益として認識された変動リース料総額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
変動リース料	11,696

(2) 借手側

① ファイナンス・リース

当社グループは、内視鏡機器等をファイナンス・リースにより賃借しています。変動リース料、重要な更新又は購入選択権、エスカレーション条項及びリース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

ファイナンス・リースに係る将来の最低支払リース料総額及びそれらの現在価値は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	最低支払リース料総額	最低支払リース料総額の現在価値
	前連結会計年度 (2019年3月31日)	前連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	3,478	3,319
1年超5年以内	5,859	5,658
5年超	69	58
合計	9,406	9,035
将来財務費用	371	
現在価値	9,035	

② オペレーティング・リース

当社グループは、オペレーティング・リースにより、主として不動産の賃借をしています。一部のリース取引には更新又は購入選択権、エスカレーション条項が付されていますが、リース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

解約不能のオペレーティング・リースに係る将来の最低支払リース料の支払期日別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	6,430
1年超5年以内	17,394
5年超	20,438
合計	44,262

純損益として認識されたオペレーティング・リースの最低支払リース料総額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
最低リース料総額	6,505

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) 貸手側

当社グループは、ファイナンス・リースとして内視鏡機器等の賃貸を行っております。また、オペレーティング・リースとして内視鏡機器等の賃貸や自社所有不動産の賃貸等を行っております。

定期的に顧客状況、機器の使用率等をモニタリングを実施し、原資産に対するリスクを管理しております。

ファイナンス・リースに係る収益の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
販売収益	8,233
受取利息	1,495

リース料債権の期日別残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引前受取リース料	
1年以内	17,911
1年超2年以内	11,246
2年超3年以内	6,392
3年超4年以内	2,698
4年超5年以内	972
5年超	55
合計	39,274
無保証残存価値	863
未獲得金融収益	△3,246
正味リース投資未収額	36,891

オペレーティング・リースに係る収益の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
リース収益	6,075
変動リース料（注）	20,646

（注）指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料に係る収益であります。

オペレーティング・リースに係る将来の受取リース料の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年以内	19,970
1年超2年以内	12,764
2年超3年以内	5,535
3年超4年以内	1,747
4年超5年以内	514
5年超	508
合計	41,038

(2) 借手側

当社グループは、借手として、不動産等を賃借しております。

一部のリース取引には更新又は購入選択権及びエスカレーション条項が付されていますが、リース契約によって課された制限(配当、追加借入及び追加リースに関する制限等)はありません。

また、リース契約の一部については、延長オプション及び解約オプションが付与されております。

当連結会計年度末において、当社グループが締結済みのリース契約のうち、まだ開始していないリースにかかる契約金額は29,503百万円です。主なものとして、欧州の地域統括会社のオフィスとして使用予定のリース(契約金額18,837百万円)について、当連結会計年度末時点で建設中であり、2020年12月にリースの開始を予定しております。

原資産種類別の使用権資産の帳簿価額および当連結会計年度における使用権資産の増加額は、注記「13. 有形固定資産」に記載しております。

リースに係るキャッシュ・アウト・フローの合計額は、18,694百万円です。

借手のリースに関連する収益及び費用の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
使用権資産のサブリースによる収益	39
原資産種類別の使用権資産に係る減価償却費	
土地	376
建物及び構築物	8,696
機械装置及び運搬具	1,118
工具、器具及び備品	2,683
リース負債に係る金利費用	902
短期リースに係る費用	704
少額資産のリースに係る費用	1,608

(注1) リース負債の期日別残高については、注記「35. 金融商品」に記載しております。

37. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
棚卸資産	9,348	9,520
前払費用	8,794	11,200
未払賞与	5,900	6,327
未払費用	4,450	4,577
未実現利益	5,276	6,290
有形固定資産	6,745	7,014
無形資産	4,029	4,908
金利スワップ	376	227
退職給付に係る負債	6,471	6,556
繰越欠損金	9,844	3,783
その他	8,187	9,344
合計	69,420	69,746
繰延税金負債		
有形固定資産	△8,122	△4,435
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される 金融資産	△2,027	△1,694
退職給付に係る資産	△6,524	△4,689
買収による公正価値差額	△3,888	△1,992
開発費の資産化	△9,363	△13,499
その他	△4,330	△5,428
合計	△34,254	△31,737
繰延税金資産及び負債の純額	35,166	38,009

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金、将来減算一時差異及び繰越税額控除は、以下のとおりです。なお、金額はいずれも税額ベースです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰越欠損金	21,238	19,682
将来減算一時差異	29,135	28,364
繰越税額控除	1,096	723
合計	51,469	48,769

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の金額と繰越期限は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
4年目以内	13,787	15,441
5年目以降	7,451	4,241
合計	21,238	19,682

当社は、子会社における未分配利益について、当社が一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予見可能な将来に一時差異が解消しない可能性が高い場合には、当該一時差異に関連する繰延税金負債を認識していません。繰延税金負債として認識されていない子会社における未分配利益に係る一時差異の総額（所得ベース）は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末現在、それぞれ194,077百万円、234,087百万円です。

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期税金費用 (注1)	15,827	26,701
繰延税金費用 (注2, 3, 4)	△3,759	△558
法人所得税費用合計	12,068	26,143

(注1) 当期税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれています。これに伴う当期税金費用の減少額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ1,255百万円及び474百万円です。

また、当連結会計年度の当期税金費用は、前連結会計年度の法人税△849百万円を含んでいます。

(注2) 繰延税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれています。これに伴い繰延税金費用は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ4,799百万円減少、529百万円減少しています。

(注3) 繰延税金費用には、繰延税金資産の評価減又は以前に計上した評価減の戻入(繰延税金資産の回収可能性の評価)により生じた費用の額が含まれております。これに伴う繰延税金費用は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ1,329百万円増加、2,167百万円増加しています。

(注4) 繰延税金費用は、国内外の税率変更の影響により前連結会計年度に266百万円減少、当連結会計年度に1,203百万円減少しています。

(3) その他の包括利益で認識された法人所得税

その他の包括利益で認識された法人所得税は、注記「33. その他の包括利益」に記載しています。

(4) 実効税率の調整

各年度の法定実効税率と平均実際負担税率との調整は、以下のとおりです。

当社は主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前連結会計年度において30.6%、当連結会計年度において30.6%となっています。海外子会社については、その所在地における法人税所得税が課されています。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
永久に損金に算入されない項目	40.5	13.9
永久に益金に算入されない項目	△6.9	△1.3
試験研究費等税額控除	△4.7	△4.5
子会社の適用税率差異	△9.2	3.5
子会社留保金課税	5.5	2.8
未認識の繰延税金資産及び負債の増減	4.2	△8.9
税率変更による影響	△1.3	△1.5
その他	1.3	△1.0
平均実際負担税率	60.0%	33.6%

38. 重要な子会社

(1) 企業集団の構成

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりです。

(2) 重要な非支配持分のある子会社

前連結会計年度及び当連結会計年度において、個々に重要性のある非支配持分を有する子会社はありません。

39. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度及び当連結会計年度において、関連当事者との取引（連結財務諸表において消去されたものを除く）については、重要な取引等がないため記載を省略しています。

(2) 経営幹部に対する報酬

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
基本報酬及び賞与	522	720
株式報酬	20	19
合計	542	739

40. 企業結合等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（取得による企業結合）

(1) 企業結合の概要

① 相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称 Cybersonics, Inc.（以下、「Cybersonics社」）

事業の内容 超音波技術に基づいた医療機器の設計及び生産

② 企業結合を行った主な理由

2016年3月30日に公表した2016経営基本計画（以下、「16CSP」）において、将来の持続的な発展に向け、足元固めと攻めの事業ポートフォリオを構築し、企業価値を向上させていくことを掲げています。

泌尿器科ビジネス領域における尿路結石治療は、当社 16CSPにおける重点戦略領域です。今回の事業取得により、結石破碎装置を自社開発・生産し、泌尿器科ビジネスにおける競争力を高めてまいります。

③ 取得日

2018年5月15日

④ 被取得企業の支配を獲得した方法

当社グループの北米における医療機器の開発、生産拠点であるOlympus Surgical Technologies America がCybersonics社の尿路結石治療技術の一部並びに関連する事業資産を事業譲受により取得したことによります。

(2) 取得関連費用

取得関連費用として116百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 取得日における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

（単位：百万円）

	金額
支払対価の公正価値	
現金	3,424
条件付対価	489
合計	3,913
取得資産及び引受負債の公正価値	
無形資産	3,815
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	3,815
のれん	98
合計	3,913

支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産に配分しています。なお、支払対価の配分は、前連結会計年度において上記金額にて確定いたしました。

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力です。なお、当該のれんについて税務上、損金算入を見込んでいる金額はありません。

(4) 条件付対価

条件付対価は、Cybersonics社から一定期間内に当社への知識の移管及び事業資産の稼働が行われることを条件に支払われるものであり、当該条件達成の可能性や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。なお、支払額の上限は、4.5百万米ドル（割引前）です。条件付対価の公正価値は、金利の増減により変動しますが、公正価値測定に与える影響は、重要ではありません。

(5) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要な企業結合はありません。

41. 偶発債務

当社グループは、以下のとおり保証を行っています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
従業員（住宅資金借入金）	8	5
合計	8	5

(従業員の住宅資金借入金に対する保証)

当該保証の最長期間は2023年です。当社グループは、当社グループの従業員が保証債務の対象となっている住宅ローンの借入金を返済できない場合、当該債務を負担する必要があります。これらの保証債務は、従業員の住宅によって担保されています。

42. 後発事象

(会社分割)

当社は、2020年4月1日に、会社分割により、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、研究開発・製造・修理企画などの一部機能を当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社に承継いたしました。これは、2019年12月20日に当社とオリンパスメディカルシステムズ株式会社との間で締結した吸収分割契約によるものです。

1. 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 内視鏡事業、治療器事業

事業の内容 医療機器の研究開発、製造・修理企画などの一部機能

総資産 24,842百万円

負債 3,226百万円

純資産 21,616百万円

②会社分割の効力発生日

2020年4月1日

③会社分割の法的形式

オリンパス株式会社を吸収分割会社とし、オリンパスメディカルシステムズ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④会社分割後企業の名称

オリンパスメディカルシステムズ株式会社

2. 取引の目的を含む取引の内容

当社は真のグローバル・メドテックカンパニーとして成長し、持続的な成長を実現させるための新たな経営戦略を2019年11月6日付で公表し、本経営戦略において、当社は品質法規制機能の強化を掲げており、年々高まる品質・法規制に関する要求に対して、市場や顧客から求められる最高レベルの品質と安全基準を満たす製品をタイムリーに導入していくことを目指しております。今回、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、本会社分割を行いました。

なお、本件会社分割が当社の連結業績に与える影響は、軽微です。

(多額な資金の借入)

当社は、以下の事業資金及び長期運転資金の借入を実施しました。

1. ①借入先 株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン
②借入金額 500億円
③借入金利 0.32% (固定)
④借入実行日 2020年5月22日
⑤返済期限 2025年4月30日
⑥返済方法 期限一括返済
⑦担保・保証の有無 無

2. ①借入先 株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン
②借入金額 400億円
③借入金利 変動金利 (TIBORに基づく基準金利+スプレッド)
④借入実行日 2020年5月29日
⑤返済期限 2024年5月31日
⑥返済方法 期限一括返済
⑦担保・保証の有無 無

3. ①借入先 株式会社みずほ銀行
②借入金額 100億円
③借入金利 変動金利 (TIBORに基づく基準金利+スプレッド)
④借入実行日 2020年5月15日
⑤返済期限 2024年5月15日
⑥返済方法 期限一括返済
⑦担保・保証の有無 無

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	181,885	389,189	595,071	797,411
税引前四半期利益又は税引前利益(百万円)	13,607	48,569	74,191	77,798
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益(百万円)	8,637	36,063	59,138	51,670
基本的1株当たり四半期(当期)利益(円)	6.32	26.93	44.76	39.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益(円)	6.32	20.90	17.95	△5.81

② 訴訟の提起

当社連結子会社(孫会社)である中国現地法人Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下、「OSZ」)は、Shenzhen YL Technology Co., Ltd. (以下、「YL」)による訴訟の提起を受け、当該訴訟に係る訴状の送達を受けています。

(1) 訴訟の提起があった年月日

2020年3月16日(訴状送達日:2020年5月28日)

(2) 訴訟の内容

OSZの持分全部のYLに対する譲渡(以下「本取引」)に関して、YLとの間で締結した2018年12月25日付の契約(以下「本持分譲渡契約」)は、2020年1月20日付で解除され、終了しております。本持分譲渡契約において、YLの義務として、本取引に関する会社登記を行うことが定められておりましたが、深圳市市場监督管理局(以下「本当局」)がYLによる会社登記を制限したため、本取引は実行されませんでした。YLは本当局による会社登記の制限を不服として2020年4月15日付で本当局に対する行政訴訟を提起しました。当該訴訟においてYLは、本持分譲渡契約に基づきOSZの持分を取得しているとして、OSZの持分権者であることの確認を求めています。

(3) 今後の見通し

本訴訟による当社業績への影響はありません。

③ 事業譲渡協議の開始

当社と日本産業パートナーズ株式会社(以下、「JIP」)は、当社の映像事業を新会社として分社化し、当社からJIPに対して譲渡すること(以下、「本取引」)に関する意向確認書を締結いたしました。

(1) 本取引の背景及び目的

当社の映像事業は、1936年に写真レンズ「ズイコー」を用いた写真機の製造販売を開始して以来、革新的なハーフサイズカメラ「オリンパス・ペン」、世界初のマイクロカセットテープレコーダー「ズイコーパールコーダー」、ミラーレス一眼カメラ「オリンパスOM-Dシリーズ」をはじめとして、革新的な技術とユニークな商品開発力により、世界の人々の心の豊かさにご貢献することを目指してまいりました。

当社は、スマートフォンやタブレット端末等の進化に伴う市場の急激な縮小等、極めて難しいデジタルカメラの市場環境に対応するために、生産拠点の再編等によるコスト構造の見直しや収益性の高い交換レンズを強化するなど、売上規模が縮小しても継続的に利益を生み出せる事業構造とするべく、収益構造の改善を図ってまいりました。しかしながら、当社の映像事業は2020年3月期まで3期連続で営業損失を計上するに至っています。

このような状況において、当社は、2019年1月11日付けで公表した企業変革プラン「Transform Olympus」及び2019年11月6日付けで公表した経営戦略に基づく事業ポートフォリオの選択と集中を一層進め、映像事業を分社化し、JIPのもとで事業を展開することが、映像事業にとって意義が大きいと判断し、本取引の実現に向けてJIPと意向確認書を締結するに至りました。

(2) 譲渡協議の相手先

日本産業パートナーズ株式会社

(3) 対象事業

映像事業セグメント

(4) 今後の見通しについて

当該譲渡に伴う業績に与える影響については、当事者間で協議中のため、現時点では確定しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	34,985	72,751
受取手形	※2, ※5 923	※2 861
売掛金	※2 80,815	※2 70,681
製品	24,542	29,684
仕掛品	9,125	7,330
原材料及び貯蔵品	46,129	46,714
短期貸付金	※2 10,982	※2 6,960
未収入金	※2 18,414	※2 23,914
未収還付法人税等	2,831	—
その他	※2 6,569	※2 8,284
貸倒引当金	△6,512	△5,951
流動資産合計	228,803	261,228
固定資産		
有形固定資産		
建物	34,384	32,504
構築物	1,792	1,754
機械及び装置	9,929	10,491
車両運搬具	15	8
工具、器具及び備品	19,048	19,324
土地	14,287	14,372
リース資産	6,937	6,741
建設仮勘定	484	856
有形固定資産合計	86,876	86,050
無形固定資産		
特許権	845	644
ソフトウェア	4,444	5,506
ソフトウェア仮勘定	3,022	2,382
施設利用権等	13	11
無形固定資産合計	8,324	8,543

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 19,417	※1 15,129
関係会社株式	350,063	351,020
関係会社出資金	278	278
長期貸付金	※2 611	※2 338
前払年金費用	19,708	18,437
長期未収入金	※4 7,211	※4 7,211
破産更生債権等	0	0
繰延税金資産	26,593	25,553
その他	6,175	5,485
貸倒引当金	※4 △8,266	※4 △8,246
投資その他の資産合計	421,790	415,205
固定資産合計	516,990	509,798
資産合計	745,793	771,026
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 33,643	※2 34,531
短期借入金	—	※2 6,998
コマーシャル・ペーパー	—	60,000
1年内返済予定の長期借入金	48,000	—
リース債務	2,707	2,474
未払金	※2, ※3 11,156	※2, ※3 10,526
未払費用	※2 48,244	※2 52,408
未払法人税等	401	3,747
預り金	※2 32,729	※2 36,361
製品保証引当金	152	186
ポイント引当金	115	90
その他	※2 503	※2 458
流動負債合計	177,650	207,779
固定負債		
社債	20,000	70,000
長期借入金	70,000	110,000
リース債務	4,401	4,567
長期預り金	486	481
事業整理損失引当金	1,845	1,886
その他	—	94
固定負債合計	96,732	187,028
負債合計	274,382	394,807

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	124,606	124,643
資本剰余金		
資本準備金	91,026	91,063
その他資本剰余金	4	1
資本剰余金合計	91,030	91,064
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	1,161	1,122
繰越利益剰余金	252,223	251,880
利益剰余金合計	253,384	253,002
自己株式	△4,764	△98,135
株主資本合計	464,256	370,574
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,631	5,128
評価・換算差額等合計	6,631	5,128
新株予約権	524	517
純資産合計	471,411	376,219
負債純資産合計	745,793	771,026

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	※1 376,812	※1 375,258
売上原価	※1 195,160	※1 195,156
売上総利益	181,652	180,102
販売費及び一般管理費	※1, ※2 188,147	※1, ※2 182,608
営業利益	△6,495	△2,506
営業外収益		
受取利息	※1 175	※1 113
受取配当金	※1 53,847	※1 22,622
その他	※1 5,461	※1 5,407
営業外収益合計	59,483	28,142
営業外費用		
支払利息	※1 2,459	※1 1,472
社債利息	178	73
為替差損	1,651	1,660
社債発行費	54	211
シンジケートローン手数料	582	206
事業構造改革費用	—	3,954
その他	※1 4,080	※1 4,794
営業外費用合計	9,004	12,370
経常利益	43,984	13,266
特別利益		
固定資産売却益	1,160	—
投資有価証券売却益	2,486	1,681
関係会社清算益	656	130
訴訟関連受取金	38	100
特別利益合計	4,340	1,911
特別損失		
減損損失	1,478	1,555
投資有価証券評価損	626	1,063
投資有価証券売却損	205	102
関係会社株式評価損	585	720
証券訴訟関連損失	※3 19,380	—
特別損失合計	22,274	3,440
税引前当期純利益	26,050	11,737
法人税、住民税及び事業税	△5,038	480
法人税等調整額	865	1,396
法人税等合計	△4,173	1,876
当期純利益	30,223	9,861

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							利益剰余金合計
	資本剰余金				利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	124,560	90,980	4	90,984	1,200	231,674	232,874	
会計方針の変更による 累積的影響額						△154	△154	
会計方針の変更を反映 した当期首残高	124,560	90,980	4	90,984	1,200	231,520	232,720	
当期変動額								
新株の発行	46	46		46				
剰余金の配当						△9,559	△9,559	
当期純利益						30,223	30,223	
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
圧縮記帳積立金の取崩					△39	39	—	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	46	46	0	46	△39	20,703	20,664	
当期末残高	124,606	91,026	4	91,030	1,161	252,223	253,384	

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△4,775	443,643	11,186	11,186	543	455,372
会計方針の変更による 累積的影響額		△154				△154
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△4,775	443,489	11,186	11,186	543	455,218
当期変動額						
新株の発行		92				92
剰余金の配当		△9,559				△9,559
当期純利益		30,223				30,223
自己株式の取得	△8	△8				△8
自己株式の処分	19	19			△19	0
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△4,555	△4,555		△4,555
当期変動額合計	11	20,767	△4,555	△4,555	△19	16,193
当期末残高	△4,764	464,256	6,631	6,631	524	471,411

	株主資本						
	資本剰余金				利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	124,606	91,026	4	91,030	1,161	252,223	253,384
当期変動額							
新株の発行	37	37		37			
剰余金の配当						△10,243	△10,243
当期純利益						9,861	9,861
自己株式の取得							
自己株式の処分			△3	△3			
圧縮記帳積立金の取崩					△39	39	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	37	37	△3	34	△39	△343	△382
当期末残高	124,643	91,063	1	91,064	1,122	251,880	253,002

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△4,764	464,256	6,631	6,631	524	471,411
当期変動額						
新株の発行		74				74
剰余金の配当		△10,243				△10,243
当期純利益		9,861				9,861
自己株式の取得	△93,381	△93,381				△93,381
自己株式の処分	10	7			△7	0
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△1,503	△1,503		△1,503
当期変動額合計	△93,371	△93,682	△1,503	△1,503	△7	△95,192
当期末残高	△98,135	370,574	5,128	5,128	517	376,219

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 満期保有目的の債券……………償却原価法
- ② 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務……………時価法

(3) たな卸資産……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

- ① 車両運搬具、工具及び備品……………法人税法に基づく耐用年数によっています。
- ② その他の有形固定資産……………機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

法人税法に基づく耐用年数によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。

(4) 事業整理損失引当金

一部の子会社の事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。

(5) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる金額を計上しています。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費……………支出時に全額費用として処理しています。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建売掛金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建売掛金の予定取引、借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

(3) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっています。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響については、地域ごとに状況は異なるものの、現時点では、総じて翌事業年度の第3四半期以降、徐々に収束し、当社の営業活動についても正常化に向かうとの仮定を置いております。当該仮定に基づき、固定資産の減損会計に係る検討、繰延税金資産の回収可能性に係る評価等、会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

※1 投資有価証券

投資有価証券の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
政策保有目的有価証券	19,417	15,129

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	90,938	83,518
長期金銭債権	611	338
短期金銭債務	75,935	91,950

※3 ファクタリング方式により振替えた仕入債務の未払額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	4,492	4,246

※4 貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「長期未収入金」に計上された7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求をしています。

※5 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、前期末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しています。前期末日満期手形の金額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	7	—

6 偶発債務

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
保証債務残高	3,569	2,420
(うち関係会社に対する保証予約等)	3,561	2,415

7 受取手形割引高

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形割引高	205	73

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るもの

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	297,096	299,983
仕入高	211,289	206,024
その他の営業取引	43,543	48,071
営業取引以外の取引による取引高	57,726	27,667

※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりです。

なお、販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度は7%、当事業年度は13%です。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
業務委託費	17,182	14,859
給料手当	36,676	36,827
賞与	18,921	18,625
退職給付費用	2,985	4,832
試験研究費	45,107	41,555
減価償却費	6,876	7,358
控除額等	△4,772	△5,715

(注) 控除額等は、委託管理業務(複合費)等、関係会社等に対する実費精算等による控除額で、人件費及び経費からの控除項目です。

※3 証券訴訟関連損失

当社は、過去の損失の計上を先送りするために2001年3月期から2012年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書に虚偽記載を行ったことにより損害を受けたとして、複数の個人及び機関投資家から損害賠償の請求を受けていました。「証券訴訟関連損失」は当該損害賠償請求に関連する損失であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
和解金	19,380	-

「和解金」には、損害賠償請求の和解が成立したことによる和解額が計上されています。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は、子会社株式348,580百万円、関連会社株式2,440百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式347,623百万円、関連会社株式2,440百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産	6,697	6,805
前払費用	8,757	10,993
未払賞与	3,015	3,232
有形固定資産	4,456	4,753
無形固定資産	3,597	4,543
投資有価証券評価損否認	2,584	2,675
関係会社株式評価損否認	8,678	8,300
貸倒引当金繰入否認	4,525	4,347
繰越欠損金	15,795	15,215
その他	2,496	2,954
繰延税金資産小計	60,600	63,817
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△9,695	△14,473
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△15,708	△15,949
評価性引当額小計	△25,403	△30,422
繰延税金資産合計	35,197	33,395
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,911	△1,556
固定資産圧縮記帳積立金	△512	△495
前払年金費用	△6,036	△5,646
その他	△145	△145
繰延税金負債合計	△8,604	△7,842
繰延税金資産の純額	26,593	25,553

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7%	19.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△60.3%	△56.1%
試験研究費等税額控除	△0.9%	△16.1%
評価性引当額の増減	7.9%	42.8%
税率変更による期末繰延税金資産負債の増減修正	2.1%	△0.6%
その他	△0.2%	△4.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△16.0%	15.9%

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

当社は、2020年4月1日に、会社分割により、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、研究開発・製造・修理企画などの一部機能を当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社に承継いたしました。これは2019年12月20日に当社とオリンパスメディカルシステムズ株式会社との間で締結した吸収分割契約によるものです。

1. 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 内視鏡事業、治療器事業

事業の内容 医療機器の研究開発、製造・修理企画などの一部機能

総資産 24,842百万円

負債 3,226百万円

純資産 21,616百万円

②企業結合日

2020年4月1日

③企業結合の法的形式

オリンパス株式会社を吸収分割会社とし、オリンパスメディカルシステムズ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

オリンパスメディカルシステムズ株式会社

2. 取引の目的を含む取引の内容

当社は、真のグローバル・メドテックカンパニーとして成長し、持続的な成長を実現させるための新たな経営戦略を2019年11月6日付で公表し、本経営戦略において、当社は品質法規制機能の強化を掲げており、年々高まる品質・法規制に関する要求に対して、市場や顧客から求められる最高レベルの品質と安全基準を満たす製品をタイムリーに導入していくことを目指しております。今回、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、本会社分割を行いました。

3. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。なお当事業年度における会社（分割元企業）の繰延税金資産の回収可能性について、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、将来の課税所得の見積りに当該会社分割の影響を加味し、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。

(多額な資金の借入)

当社は、以下の事業資金及び長期運転資金の借入を実施しました。

1. ①借入先 株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン
②借入金額 500億円
③借入金利 0.32% (固定)
④借入実行日 2020年5月22日
⑤返済期限 2025年4月30日
⑥返済方法 期限一括返済
⑦担保・保証の有無 無

2. ①借入先 株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン
②借入金額 400億円
③借入金利 変動金利 (TIBORに基づく基準金利+スプレッド)
④借入実行日 2020年5月29日
⑤返済期限 2024年5月31日
⑥返済方法 期限一括返済
⑦担保・保証の有無 無

3. ①借入先 株式会社みずほ銀行
②借入金額 100億円
③借入金利 変動金利 (TIBORに基づく基準金利+スプレッド)
④借入実行日 2020年5月15日
⑤返済期限 2024年5月15日
⑥返済方法 期限一括返済
⑦担保・保証の有無 無

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	34,384	1,510	99 (46)	3,291	32,504	50,751
	構築物	1,792	275	0	313	1,754	4,796
	機械及び装置	9,929	2,394	12 (2)	1,820	10,491	22,768
	車両運搬具	15	-	0	7	8	57
	工具、器具及び備品	19,048	6,650	1,238 (1,015)	5,136	19,324	61,267
	土地	14,287	85	-	-	14,372	-
	リース資産	6,937	3,066	229	3,033	6,741	6,914
	建設仮勘定	484	1,202	830	-	856	-
	計	86,876	15,182	2,408 (1,063)	13,600	86,050	146,553
無形 固定 資産	特許権	845	-	-	201	644	-
	ソフトウェア	4,444	2,888	84 (44)	1,742	5,506	-
	ソフトウェア仮勘定	3,022	2,198	2,838	-	2,382	-
	施設利用権	13	-	-	2	11	-
	計	8,324	5,086	2,922 (44)	1,945	8,543	-

(注1) 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額です。

(注2) 当期増加額の主なものは、下記のとおりです。

医療分野金型取得	(工具、器具及び備品)	593百万円
映像事業金型取得	(工具、器具及び備品)	1,038百万円
医療分野製造プロセスに係るシステムの構築	(ソフトウェア仮勘定等)	717百万円
グローバル共通のITプラットフォーム構築	(ソフトウェア仮勘定等)	373百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	14,778	3	584	14,197
製品保証引当金	152	186	152	186
事業整理損失引当金	1,845	41	-	1,886
ポイント引当金	115	90	115	90

(注) 貸倒引当金の当期減少額の主なものは、下記のとおりです。

ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社

561百万円

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

(事業譲渡協議の開始)

「1 連結財務諸表等 (2) その他 ③ 事業譲渡協議の開始」に記載のとおりです。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) － 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.olympus.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当事業年度の定時株主総会の開催を2020年7月30日へ延期するため、「基準日」および「剰余金の配当の基準日」を2020年3月31日から2020年5月31日へ変更しています。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及び その添付書類並びに確認書	事業年度 (第151期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月25日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書及び その添付書類	事業年度 (第151期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月25日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	(第152期第1四半期)	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	2019年8月2日 関東財務局長に提出。
(4) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 2019年8月1日 至 2019年8月31日	2019年9月19日 関東財務局長に提出。
(5) 四半期報告書及び確認書	(第152期第2四半期)	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月6日 関東財務局長に提出。
(6) 四半期報告書及び確認書	(第152期第3四半期)	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月6日 関東財務局長に提出。
(7) 発行登録書（普通社債）及び その添付書類			2020年4月15日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年7月6日

オリンパス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原科 博文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 哲也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 昌泰 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオリンパス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

開発費用の資産化プロセスと会計処理

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記14. に記載されているとおり、2020年3月31日現在、会社は開発資産を47,696百万円計上している。</p> <p>会社は連結財務諸表注記3.(9)に記載されているとおり、開発局面の費用について、以下の資産化の要件を満たす開発費用を開発資産として認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用又は売却に利用できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性があること ・ 無形資産を完成させて、使用するか又は売却するという意図があること ・ 無形資産を使用又は売却できること ・ 無形資産が将来の経済的便益を創出する可能性が高いこと ・ 開発を完了させて、無形資産を使用するか又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性があること ・ 開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できること <p>開発資産の残高について金額的な重要性があること、開発資産は無形の資産であることから実態を確認しづらいこと、開発費用が資産化されると会社の損益に直接的に影響を与えること、認識要件を満たさない開発費用が資産化される可能性があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、開発費用の資産化を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の開発費用の資産化の要件について、IAS第38号「無形資産」に規定される認識の要件を満たしていることを検証した。 ・ 主要な開発プロジェクトについて開発会議資料を閲覧し、開発資産の実在性及び認識時期の適切性を検証した。 ・ 開発資産の実在性を検証するため以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発資産の開発プロジェクト別の集計及び開発資産計上プロセスに関する内部統制についての整備状況及び運用状況を評価した。 ・ 開発資産に計上された開発費用について根拠証憑との照合を実施した。 ・ 取締役会議事録の閲覧、開発中止会議資料の閲覧を実施し、計上すべきでない開発資産が計上されていないことを検証した。

治療機器セグメントのれんの評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記16.に記載されているとおり、会社は2020年3月31日現在、治療機器セグメントに関するのれんを79,038百万円計上しており、当連結会計年度において当該のれんの減損テストを実施している。</p> <p>会社は、減損テストを実施するにあたり、のれんを含む資金生成単位における回収可能価額を使用価値により測定している。使用価値は、主として経営者が承認した事業計画、及び事業計画の期間経過後の成長率を基礎とした継続価値によるキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて計算している。</p> <p>事業計画は5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映し、外部情報及び内部情報との整合のうえ作成し、当該事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積っている。</p> <p>計画期間経過後の成長率は、資金生成単位が属する市場調査レポートを参考に決定している。</p> <p>割引率は、資金生成単位の税引前の加重平均資本コストを基礎に算定している。</p> <p>使用価値の見積における主要な仮定は、事業計画に基づく5カ年の将来キャッシュ・フローの見積における成長率、営業利益率、計画期間経過後の成長率及び割引率である。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響については、地域ごとに状況は異なるものの、現時点では、総じて翌連結会計年度の第3四半期以降、徐々に収束し、会社の営業活動についても正常化に向かうとの仮定を置いており、当該仮定を将来キャッシュ・フローの見積に含めている。</p> <p>使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分上回っており、減損判定に用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変動した場合において、減損が発生する可能性は乏しいと判断している。</p> <p>治療機器セグメントのれんに関する減損テストは複雑であり、キャッシュ・フローの見積及び成長率並びに割引率について不確実性を伴うことから経営者の判断が必要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、治療機器セグメントのれんの評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、使用価値の算定における評価方法を検証し、使用された割引率を評価した。 ・ 事業計画に基づく5カ年の将来キャッシュ・フローの見積については、経営者と議論するとともに、その基礎となる将来計画と経営者によって承認された翌連結会計年度の予算及び事業計画との整合性を検証した。さらに過年度における予算及び事業計画とそれらの実績を比較・分析することにより、将来計画に関する経営者の見積りプロセスの有効性を評価した。 ・ 事業計画における成長率及び営業利益率については、経営者と議論するとともに、過去の実績との比較及び市場予測、利用可能な外部データを用いた比較を行った。 ・ 計画期間経過後の成長率と割引率については、経営者と議論するとともに、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間経過後の成長率については、市場予測及び利用可能な外部データを用いた比較を行った。 ・ 割引率については、当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、計算手法の合理性及び算定基礎として利用された外部データの信頼性を評価した。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響については、会社の仮定について経営者に質問するとともに、経済情勢や最近の事業環境と比較した。 ・ 主要な仮定の変動に関して、感応度分析を実施した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オリンパス株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、オリンパス株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月6日

オリンパス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原科 博文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 哲也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 昌泰 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオリンパス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第152期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリンパス株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

オリンパスメディカルシステムズ株式会社への会社分割に伴う会計処理、開示

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>財務諸表注記の（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2020年4月1日に、会社分割により、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、研究開発・製造・修理企画などの一部機能を会社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社に承継した。これは2019年12月20日に会社とオリンパスメディカルシステムズ株式会社との間で締結した吸収分割契約によるものである。</p> <p>当該会社分割については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行う。</p> <p>なお当事業年度における会社（分割元企業）の繰延税金資産の回収可能性について、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、将来の課税所得の見積りに当該会社分割の影響を加味し、繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>当該会社分割の契約締結は、医療事業を運営する上で極めて重要な機能である品質法規制機能の強化を目的としたものであること、会社分割は共通支配下の取引であるものの、分割元企業の将来課税所得の見積りの判断に影響を及ぼす重要な事象であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p> <p>会社は、追加情報として新型コロナウイルス感染症の影響を開示しており、その仮定に従って繰延税金資産の回収可能性を見積っている。</p>	<p>当監査法人は、当該会社分割に関連する会計処理及び開示について、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該会社分割を理解するために、吸収分割契約を閲覧すると共に、取締役会への報告資料を閲覧した。 ・ 重要な後発事象の注記内容の正確性について検討した。 ・ 分割元企業である会社の繰延税金資産の回収可能性の判断が、企業結合に関する会計基準、及び、企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針に適合しているかの検証を行った。 ・ 繰延税金資産の回収可能性の基礎となる将来課税所得の見積りの検証について、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来課税所得の見積りの検討にあたっては、会社分割によって、品質法規制機能に関連する事業が適切にオリンパスメディカルシステムズ株式会社に切り出され、当該事業移管がその後の事業計画に反映されていることを検証した。 ・ 将来課税所得の基礎となる事業計画について、経営者によって承認された直近の予算との整合性を検証するとともに、経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過去の予算と実績値とを比較・分析した。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を含め、将来の課税所得の見積りに含まれる重要な仮定について経営者と議論するとともに過去実績からの趨勢分析及び利用可能な外部データとの比較を実施した。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。

ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月6日
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 代表執行役 社長兼CEO 竹内 康雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都八王子市石川町2951番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役代表執行役社長兼CEO 竹内康雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行い、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社39社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、その他の連結子会社51社及び持分法適用会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している拠点及び期中の変動を加味し重要性が大きいと判断した拠点8事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。